

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 秘密性

第九条 租税

第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十一條 他の協定との関係

第十二條 實施取極

第十三條 合同委員会

第十四條 小委員会

第十五條 締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十六條 定義

第十七條 物品の分類

第十八條 内国民待遇

第十九條 関税の撤廃

第二十条 関税上の評価

第二十一条 輸出補助金

第二十二条 非関税措置

第二十三条 二国間セーフガード措置

第二十四条 國際收支の擁護のための制限

第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

第二十六条 自動車産業の分野における協力

第三章 原産地規則

第二十七条 定義

第二十八条 原産品

第二十九条 累積

第三十条 僅少の非原産材料

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

第三十二条 積送基準

第三十三条 組み立ててないか又は分解してある產品

第三十四条 代替性のある產品及び材料

第三十五条 間接材料

第三十六条 附属品、予備部品及び工具

第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

第四十条 原産地證明書

第四十一条 事前教示

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地證明書に基づく確認の要請

第四十四条 原產品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雜則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第五十条 運用上の手続規則

第四章 稅関手続

第五十一条 適用範囲

第五十二条 定義

第五十三条 透明性

第五十四条 通関

第五十五条 一時輸入及び通過物品

第五十六条 協力及び情報の交換

第五十七条 能力の開発

第五十八条 税関手続に関する小委員会

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十九条 適用範囲及び目的

第六十条 権利及び義務の再確認

第六十一条 強制規格

第六十二条 適合性評価手続の結果の受入れ

第六十三条 相互承認に関する取決め

第六十四条 協力

第六十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第六十六条 照会所

第六十七条 第十三章の規定の不適用

第六章 衛生植物検疫措置

第六十八条 適用範囲

第六十九条 権利及び義務の再確認

第七十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第七十一条 照会所

第七十二条 第十三章の規定の不適用

第七章 投資

第七十三条 適用範囲

第七十四条 定義

第七十五条 内国民待遇

第七十六条 最恵国待遇

第七十七条 一般的待遇

第七十八条 裁判所の裁判を受ける権利

第七十九条 特定措置の履行要求の禁止

- 第八十条 留保及び例外
- 第八十一条 収用及び補償
- 第八十二条 争乱からの保護
- 第八十三条 資金の移転
- 第八十四条 代位
- 第八十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
- 第八十六条 投資家の移動の促進
- 第八十七条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第八十八条 一時的なセーフガード措置
- 第八十九条 信用秩序の維持のための措置
- 第九十条 環境に関する措置
- 第九十一条 利益の否認
- 第九十二条 投資の促進及び円滑化に関する協力

第九十三条 投資に関する小委員会

第八章 サービスの貿易

第九十四条 適用範囲

第九十五条 定義

第九十六条 市場アクセス

第九十七条 内国民待遇

第九十八条 追加的な約束

第九十九条 特定の約束に係る表

第一百条 特定の約束に係る表の修正

第一百一条 最惠国待遇

第一百二条 許可、免許又は資格

第一百三条 相互承認

第一百四条 透明性

第一百五条 独占的又は排他的なサービス提供者

第一百六条 セーフガード措置

第一百七条 支払及び資金の移転

第一百八条 國際收支の擁護のための制限

第一百九条 利益の否認

第一百十条 サービスの貿易に関する小委員会

第一百十一条 約束の見直し

第九章 知的財産

第一百十二条 一般規定

第一百十三条 定義

第一百十四条 内国民待遇

第一百十五条 最惠国待遇

第一百十六条 手続事項の簡素化及び調和

第一百十七条 透明性

第一百十八条 知的財産の保護についての啓発の促進

第一百十九条 特許

第一百二十条 意匠

第一百二十一条 商品及びサービスに係る商標

第一百二十二条 著作権及び関連する権利

第一百二十三条 植物の新品種

第一百二十四条 不正競争

第一百二十五条 国境措置に係る権利行使

第一百二十六条 民事上の救済に係る権利行使

第一百二十七条 刑事上の制裁に係る権利行使

第一百二十八条 協力

第一百二十九条 知的財産に関する小委員会

第一百三十条 安全保障のための例外

第十章 反競争的行為の規制

第一百三十二条 反競争的行為に対する措置

第一百三十三条 反競争的行為の規制に関する協力

第一百三十四条 第十三章の規定の不適用

第十一章 ビジネス環境の整備

第一百三十五条 基本原則

第一百三十六条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第一百三十七条 小委員会の勧告

第一百三十八条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

第一百三十九条 第十三章の規定の不適用

第十二章 協力

第一百四十条 基本原則

第一百四十条 協力の分野

第一百四十一条 協力の範囲及び形態

第一百四十二条 協力の費用

第一百四十三条 協力に関する小委員会

第一百四十四条 第十三章の規定の不適用

第十三章 紛争解決

第一百四十五条 適用範囲

第一百四十六条 協議

第一百四十七条 あつせん、調停又は仲介

第一百四十八条 仲裁裁判所の設置

第一百四十九条 仲裁裁判所の任務

第一百五十条 仲裁裁判手続

第一百五十一条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第一百五十二条 裁定の実施

第一百五十三条 費用

第十四章 最終規定

第一百五十四条 目次及び見出し

第一百五十五条 一般的な見直し

第一百五十六条 附属書及び注釈

第一百五十七条 改正

第一百五十八条 効力発生

第一百五十九条 終了

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

附属書二（第三章関係） 品目別規則

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

附属書四（第七章関係） 現行及び将来の措置に関する留保

附属書五（第八章関係）

金融サービス

附属書六（第八章関係）

第九十九条に関する特定の約束に係る表

附属書七（第八章関係）

第一百一条に関する最惠国待遇の免除に係る表

前文

一六

日本国政府及びマレーシア政府は、

国際化及び技術の進歩によつてもたらされる活発な、かつ、急速に変化する国際環境が様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が協力並びに貿易の自由化及び円滑化を通じた互恵的な経済連携を構築することにより高められることを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附屬書一
A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附屬書一 B サービスの貿易に関する一般
協定第五条を想起し、

二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済
上の連携の枠組みに留意し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定は、次の事項をこの協定の規定に従つて実現することを目的とする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 投資の機会及びビジネス環境を相互に改善させ、投資財産及び投資活動の保護を確保すること。

- (c) 特にこの協定において合意された分野における情報、技能及び技術の交換により、社会経済上の連携に関する一層緊密な協力を促進するための枠組みを設定すること。
- (d) 知的財産の保護を確保し、及びこの分野における協力を促進すること。
- (e) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進すること。
- (f) この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

- (a) 「両締約国」とは、日本国及びマレーシアをいい、「締約国」とは、日本国又はマレーシアをいう。
- (b) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。
- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を

含む。）をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(d) 「両締約国政府」とは、日本国政府及びマレーシア政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はマレーシア政府をいう。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「日本国」とは、日本国の法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域で日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権行使するすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(g) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦の領域、マレーシアの領水並びに当該領水の海底及びその下並びにこれらの区域の上空をいい、マレーシアの領水の限界を超える区域（海底及びその下を含む。）であつて、マレーシアが天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の探査及び開発のための主権的

権利又は管轄権を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

注釈 (f)及び(g)の規定は、国際法（海洋法に関する国際連合条約を含む。）に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものにする。

2 各締約国政府は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3 一方の締約国政府は、他方の締約国政府の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、英語で、当該他方の締約国政府の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国政府に情報を提

供する。

4 各締約国政府は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なものにする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適当な期間を置くよう努める。

第四条 公衆による意見提出

各締約国政府は、自国の法令に従つて、次のことを行うよう努める。

- (a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を事前に公表すること。
- (b) そのような規制を設定する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮すること。

第五条 行政上の措置に関連する手続

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

- (a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請

が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 権限のある当局は、自国の法令に従つて、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a) そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものにすること。

3 権限のある当局は、自国の法令に従つて、次の事項を行うよう努める。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対する行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。

4 権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとなならないときは、自国の法令に従つて、その

者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。

(a) 適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)

当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する締約国政府による行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、そのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していかなければならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。

(a) 訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が

与えられること。

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、国内法令によつて定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となつてゐる締約国政府による行為に關し、2(b)の決定が関係当局によつて実施されることを確保する。

第七条 行政指導

1 締約国政府の権限のある当局は、この協定が対象とする事項に關し行政指導を行う場合には、当該行政指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保するものとし、また、関係者に対し任意の協力によらないで当該行政指導に従うことを要求してはならない。

2 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者が行政指導に従わないことのみを理由として不利に扱われないことを確保する。

3 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者に対し、当該関係者の要請に応じてその行政指導の目的及び内容を書面で提供する。

4 この条の規定の適用上、「行政指導」とは、いづれかの締約国政府の権限のある当局による指導、勧告、助言であつて、行政上の目的を達成するため、ある者に対し一定の作為又は不作為を要求するもので

あるが、当該者の権利及び義務を創設し、又はこれらの権利及び義務に制限を課し、若しくはいかなる意味においても影響を及ぼすものではないものをいう。

第八条 秘密性

- 1 各締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府が提供した情報の秘密性を保持する。
- 2 1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、提供した締約国政府の書面による事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国政府に対し、秘密の情報であつて、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。
- 4 両締約国は、この協定が終了する場合においても、この条の規定が引き続き適用されることに同意する。

第九条 租税

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適

用しない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。

3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税措置について適用する。

第十条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第七章（第八十二条を除く。）までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章（第八十二条を除く。）及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十一條 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。

- 2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第十二条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第十三条 合同委員会

- 1 この協定に基づき合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この協定の実施及び運用について見直しを行うこと。
 - (b) 両締約国に対し、第十五条に規定する連絡部局を通じて、この協定の実施及び運用についての報告を

提出すること。

(c) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(d) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(e) 次のものを採択すること。

(i) 第三章に規定する運用上の手続規則

(ii) 必要な決定

(f) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 合同委員会は、両締約国が閣僚級で会合を開催することに合意する場合を除くほか、両締約国政府の上級職員をその共同議長とする。

(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則、手続及び財政上の措置を定める。

5 合同委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。その後の会合は、両締約国が合意する頻度で開催する。合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、日本国及び

マレーシアにおいて交互に開催する。合同委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十日以内に開催する。

第十四条 小委員会

この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

- (a) 物品の貿易に関する小委員会
- (b) 原産地規則に関する小委員会
- (c) 税関手続に関する小委員会
- (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
- (e) 衛生植物検疫措置に関する小委員会
- (f) 投資に関する小委員会
- (g) サービスの貿易に関する小委員会
- (h) 知的財産に関する小委員会
- (i) ビジネス環境の整備に関する小委員会

(j) 協力に関する小委員会

第十五条 締約国間の連絡

この協定に関するすべての事項についての両締約国間の連絡は、次の連絡部局を通じて円滑にするものとする。

(a) 日本国については、日本国外務省

(b) マレーシアについては、マレーシア外務省

第二章 物品の貿易

第十六条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十三条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「関税」とは、產品の輸入に関連して課される關稅、輸入稅その他あらゆる種類の課徵金をいう。ただし、次のものを含めない。

(i) 締約国の產品であつて、当該輸入產品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものの

に対し、又は当該輸入產品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている產品に

対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内國税に相当する課徵金

(ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四条の關稅及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止稅又は相殺關稅

(iii) 提供された役務の費用に応じた手數料その他の課徵金

(c) 「物品の課稅価額」とは、従価による關稅の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d) 「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する產品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該產品の生産高の合計が当該產品の国内總生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e) 「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「農業協定」という。）第九条に掲げる輸出補助金をいう。

- (f) 「原産品」とは、次章の規定に従つて原産品とされる產品をいう。
- (g) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十三条9(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(h) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十七条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十八条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対しても内国民待遇を与える。

第十九条 関税の撤廃

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属

書一の自国の表に従つて、関税を撤廃し、又は引き下げる。

- 2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従つて適用される税率より関税を引き上げてはならない。

- 3 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従つて交渉する。

第二十条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二十一条 輸出補助金

いづれの締約国も、農業協定に従つて、その附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二十二条 非関税措置

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の產品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる產品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないかかる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。

第二十三条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、第十九条の規定に従つて他方の締約国の原產品の關稅を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原產品が増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自國の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自國の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となつているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

- (a) この章の規定に基づく關稅の段階的な引下げの対象となる当該原產品の關稅の更なる引下げを停止すること。
- (b) 次の税率のうちいづれか低い方を超えない水準まで当該原產品の關稅を引き上げること。

(i) この1に規定する二国間セーフガード措置をとる時点における実行最惠国税率

(ii) この協定の効力発生日の前日における実行最惠国税率

2 各締約国は、附属書一の自国の表に従つて適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとつてはならない。

3 (a) 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。）（以下この章において「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2の規定に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行つた後においてのみ二国間セーフガード措置をとることがで
きる。

(b) (a)に規定する調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならぬ。

4 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。
(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する3(a)に規定する調査を開始する場合

- (ii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合
- (b) (a)に規定する書面による通報を行う締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次のものを含める。
- (i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付
- (ii) (a)(ii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- (c) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、3(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び5に規定する補償につい

て合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

(d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されなければならない、また、その適用期間は、四年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を最長五年とすることができる。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とつてはならない。

(f) 二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかつたとしたならば適用したであろう税率とする。

5(a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、他方の締約国に対し、当該

二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価の対応を関税について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合は、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価のものの適用を停止することができる。

(c) (b)に定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の十八箇月間については、行使されではならない。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、

かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

6 この章のいかる規定も、締約国が、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a) 千九百九十四年のガツト第十九条及びセーフガード協定の規定

(b) 農業協定第五条の規定

7 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続きを採用し、又は維持する。

9 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、4(d)に規定する期間に算入される。

(d) 2、4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすそれがあると決定されない場合には、払い戻される。

10 4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語により行う。

11 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

第二十四条 國際收支の擁護のための制限

1 この章のいかなる規定も、締約国が国際收支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び第十八条B並びに世界貿易機

関設立協定附屬書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際收支に係る規定に関する了解に規定する条件に従うものとする。

2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十五条 物品の貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (b) この章の規定に関する問題について討議すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第一十六条 自動車産業の分野における協力

両締約国は、それぞれの自動車業界の参加を得て、マレーシアにおける自動車産業の競争力を一層強化するため協力する。

第三章 原産地規則

第二十七条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「権限のある政府当局」とは、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う各締約国の当局をいう。日本国については経済産業省をいい、マレーシアについては国際貿易産業省をいう。
- (b) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、マレーシアについては財務省関税庁をいう。

(c) 「輸出者」とは、輸出締約国の領域に所在する者であつて、当該輸出締約国の領域から產品を輸出するものと。いう。

(d) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶をい。う。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は法人（当該締約国の領域に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五十一年ペーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十一ペーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五ペーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。

(e) 「代替性のある締約国の原產品」又は「代替性のある締約国の原產材料」とは、それぞれ、商取引に

おいて相互に交換することが可能な締約国の原産品又は原産材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(f) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国において特定の時に、一般的に認められてゐる又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもつて足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(g) 「輸入者」とは、輸入締約国の領域に產品を輸入する者をいう。

(h) 「間接材料」とは、產品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該產品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は產品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料及びエネルギー
- (ii) 工具、ダイス及び鋳型

- (iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び產品
 - (iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の產品
 - (v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
 - (vi) 產品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
 - (vii) 触媒及び溶剤
- (viii) 產品に組み込まれていないその他の物であつて、当該產品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの
- (i) 「材料」とは、他の產品の生産に使用される產品をいう。
 - (j) 「締約国の原產材料」とは、締約国の領域において他の產品の生産に使用される当該締約国の原產品をいう（第二十九条1の規定に従つて当該締約国の原產材料とみなすものを含む。）。
 - (k) 「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中に保護するために使用される產品であつて、第三十七条规定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(1) 「関税率上の特惠待遇」とは、第十九条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(m) 「生産」とは、产品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二十八条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品であつて、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される产品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される产品であつて、附屬書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

2 1(a)の規定の適用上、次に掲げる产品は、締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品とする。

(a) 生きている動物であつて、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの

- (b) 当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
- (c) 当該締約国の領域において生きている動物から得られる产品
- (d) 当該締約国の領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
- (e) 当該締約国の領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質 (a)から(d)までに規定するものを除く。)
- (f) 当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の产品
- (g) 当該締約国の領海外における当該締約国の工船上において(f)に規定する产品から生産される产品
- (h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる产品。ただし、当該締約国が、海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- (i) 当該締約国の領域において収集される产品であつて、当該領域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
- (j) 当該締約国の領域における製造若しくは加工業又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な產品から、当該締約国の領域において回収される部品又は原材料

(l) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

3 (c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附屬書二に定める品目別規則は、非原產材料についてのみ適用する。

4 (a) 1(c)の規定の適用上、附屬書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従つて計算される產品の原產資格割合が当該產品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

(b) 產品の原產資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される產品の原產資格割合をいう。

「F O B」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、產品の買手から当該產品の売手に支払われる当該產品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該產品が輸出される際に輕減され、免除され、又は払い戻された内國税を含まない。

「V N M」とは、產品の生産において使用されるすべての非原產材料の価額をいう。

5(a) 產品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するF O Bは、当該產品の買手から当該產品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 產品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するF O Bは、関稅評価協定第一条から第八条までの規定に従つて決定される価額とする。

6 4(b)の規定に従つて原產資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における產品の生産に使用される非原產材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関稅評価協定に従つて決定される価額であつて、当該產品の生産者の所在する締約国の領域における輸入港に当該非原產材料を輸送するために要する運賃、適當な場合の保險料、こん包費その他のすべて

の費用を含むもの

- (b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該產品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

- 7 產品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、当該產品のVN Mには、当該產品の生産に当たつて使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

- 8 5(b)又は6(a)の規定の適用において產品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該產品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。

1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従つて原産資格割合を算定するに当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が前条1(c)の規定に従つて当該締約国の原産品となることを条件とする。

第三十条 僅少の非原産材料

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

产品については、次の作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定

の製造若しくは加工業の要件を満たすものとしてはならない。

(a) 輸送又は保存の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて一の产品として分類される部品及び構成品の収集

集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十二条 積送基準

1 他方の締約国の原産品であつて、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たした原産品とする。

(a) 当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。

(b) 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合にあつては、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていないこと。

2 他方の締約国の原產品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原產品は、当該他方の締約国の原產品とはみなさない。

第三十三条 組み立てないか又は分解してある產品

1 第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品については、分解してある状態で一方の締約国の領域に他方の締約国の領域から輸入される場合であつても、当該他方の締約国の原產品とみなす。

2 締約国の領域において組み立てないか又は分解してある產品の材料から組み立てられる產品であつて、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される產品として当該締約国の領域に輸入されるものについては、当該締約国の原產品とみなす。ただし、組み立てないか又は分解してある產品の非原産材料が組み立てないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の

領域に輸入されていたならば、当該產品が第二十八条から第三十一条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三十四条 代替性のある產品及び材料

1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が產品の生産に使用される場合において、当該產品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの產品が在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立つていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの產品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従つて決定することができる。

第二十五条 間接材料

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、產品が生産される締約国の原產材料とみなす。

第三十六条 附屬品、予備部品及び工具

1 產品の生産に使用されたすべての非原產材料について附屬書二に定める関連する関稅分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該產品と共に納入される附屬品、予備部品又は工具であつて、当該產品の標準的な附屬品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

- (a) 当該附屬品、予備部品又は工具が仕入書において当該產品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附屬品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされないこと。
 - (b) 当該附屬品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該產品について慣習的なものであること。
- 2 產品が原產資格割合の要件の対象となる場合には、当該產品の原產資格割合を算定するに当たり、附屬品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該產品が生産される締約国の原產材料又は非原產材料の価額として考慮する。

第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であつて、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従つて当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

船積み用のこん包材料及びこん包容器については、次のとおりとする。

- (a) 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たつて考慮しない。
- (b) 産品の原産資格割合を算定するに当たり、生産される場所のいかんを問わず、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求

1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。

(a) その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入

(b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

3 輸出締約国の原産品が第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a) 通し船荷証券の写し

(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他情報であつて、当該第三国において積卸し及び產品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が当該原産品について行われて

いないことを証明するもの

第四十条 原産地証明書

- 1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によつて行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附屬書三に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この章において「指定団体」という。）を通報する。
- 4 両締約国は、この章の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第五十条に規定する運用上の手続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。
- 5 原産地証明書は、英語で記入する。

6 発給された原産地証明書は、輸入締約国の領域への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。

7 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

- (a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であつて、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの
- (b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

8 原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される产品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

9 輸出締約国のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び印章の図案を輸入締約国に提供する。

10 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十一条 事前教示

輸入締約国は、輸出締約国の產品の輸入者、輸出者、輸出締約国の領域に所在する生産者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該產品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該產品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。

第四十二条 輸出に関する義務

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従つて確保する。

- (a) 產品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。
- (b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、產品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管

すること。

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国の中から輸入される产品が当該輸出締約国の原产品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該产品が当該輸出締約国の原产品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

注釈 この条から第四十六条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、

- (a) 日本国については、税關当局をいう。
- (b) マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自國の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。

輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、产品が輸出締約国の原产品であるか否かに関する追

加の情報を要請することができる。輸出締約国のある政府当局は、輸入締約国関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提供する。

3 輸出締約国のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国関係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合は、次のことを行うことができる。

(a) 輸出締約国のある政府当局が輸入締約国関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、产品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該产品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請す

ること。

- (b) 產品が輸出締約国の原産品であるか否かに關する情報であつて、権限のある政府當局又は指定團體が所持するものを提供することを輸出締約國に對して訪問の間又はその後に要請すること。

- 2 輸入締約國は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約國に對して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約國に送付する。当該輸出締約國の權限のある政府當局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約國の領域に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に關する情報を含める。

- (a) 当該書面を送付する關係當局を特定する事項
- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約國の領域に所在する生産者の氏名又は名称
- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となつてゐる原產地證明書所載の產品の明記を含む。）

(e) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

4 輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6 (a) 輸入締約国の関係当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第四十五条 原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定

1 輸入締約国の関係当局は、輸入者がいづれかの產品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該產品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該產品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2 輸出締約国のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明

書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を受領したときは、产品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことがで
きる。

3 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、产品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

- (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合
- (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
- (c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該產品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第四十三条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、產品が当該輸出締約国の原產品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となつた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の関係当局による決定を通報する。

第四十六条 秘密性

- 1 各締約国は、この章の規定に従つて自國に提供された秘密の情報の秘密性を自國の法令に従つて保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
- 2 輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従つて入手した情報は、
 - (a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の関係当局のみが利用することができる。
 - (b) 当該情報が要請を受ける締約国の関係法令に従つて設けられた外交上の経路その他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

1 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

2 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であつて第四十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に产品が当該輸出締約国の原産品でないことを知つたにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠つた場合には、自国の法令に従つて、当該輸出者及び生産者に対して適當と認める措置をとる。

第四十八条 雜則

- 1 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
- 2 附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国の領

域において一般的に認められている会計原則に基づく適用可能な評価方法を適用する。

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、見直し及び監視を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いづれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の改正
 - (iii) 次条に規定する運用上の手続規則
 - (b) この章の規定に関連する他の問題について討議すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第五十条 運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七条に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従つて、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第四章 税関手続

第五十一条 適用範囲

- 1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
- 2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従つて、かつ、各締約国の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で実施される。

第五十二条 定義

この章の規定の適用上、

(a)

「税関当局」とは、第二十七条(b)に定義する税関当局をいう。

(b)

「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第五十三条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能なものにすることを確保する。

2 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税關に係る事項についての情報を提供するよう努める。各締約国は、特に要請された情報のみではなく、利害関係者が知るべきであると考える税關に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供する。

第五十四条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用するよう努める。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

- (a) 情報通信技術を利用すること。
 - (b) 税関手続を簡素化すること。
 - (c) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。
 - (d) 適当な場合には、次の協力を促進すること。
 - (i) 自国の税関当局と他の国内当局との間の協力
 - (ii) 自国の税関当局と貿易関係者との間の協力
- 3 各締約国は、自国の領域内において影響を受ける当事者に対し、自国がとった措置に関する行政上及び司法上の審査を行い得る手続を提供する。

第五十五条 一時輸入及び通過物品

- 1 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（その改正を含む。）（以下この条において「ATA条約」という。）に従い、両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続

き容易にする。

2 各締約国は、千九百九十四年のガツト第五条3の規定に従い、他方の締約国の領域からの通過物品又は他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3 両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の領域内において物品の一時輸入のための通関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）を使用し、及び通過物品の通関を円滑化することを促進するよう努める。

4 この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けた物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第五十六条 協力及び情報の交換

- 1 両締約国は、税関に係る事項に関し相互に協力し、及び情報を交換する。
- 2 税関に係る事項に関する協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによつて実施される。

第五十七条 能力の開発

前条2の規定に基づく協力の分野には、能力の開発（例えば、研修、技術援助、専門家の交流）を含める。

第五十八条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (b) 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
- 3 小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十九条 適用範囲及び目的

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続であつて両締約国が定めるものが、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす場合に適用する。この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び世界貿易機関設立協定附属書一 A 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（その改正を含む。）（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

2 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させ、及び協議を行う。

3 両締約国は、次条に規定する権利及び義務を認識し、この章の規定に基づいて、強制規格が両締約国間の物品の貿易に不必要的障害をもたらすことのないようすることを確保するための両締約国の共同の努力及び最も適当なかつ費用対効果の大きい方法による両締約国間の相互承認に関する取決めの可能性のための枠組みを定める。

第六十条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自
国の権利及び義務を再確認する。

第六十一条 強制規格

- 1 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務に適合する場合において、適
当なときは、国際規格、勧告及び指針に基づき、それぞれの強制規格の調和に向けて努力する。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約
国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強
制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。
- 3 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適當な場合には、当該他方の締約国の強制規格を
自国の強制規格と同等なものとして受け入れない理由について説明する。
- 4 両締約国は、国際標準化機関に参加することにより、当該国際標準化機関により作成される国際規格で
あつて強制規格の基礎となる可能性のあるものが、貿易を促進すること及び貿易に不必要的障害をもたら

すことのないようすることを確保するため、相互に協力することができる。

第六十二条 適合性評価手続の結果の受入れ

1 一方の締約国は、他方の締約国の領域における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合であつても、可能なときは、当該他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているか否かについて当該他方の締約国の領域における適合性評価手続によつて与えられる保証が自国の領域における適合性評価手続によるものと同等であると当該一方の締約国が認めることを条件とする。両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定⁶¹¹及び⁶¹²に規定する事項につき、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認め
る。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適當な場合には、当該他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れない理由について説明する。

第六十三条 相互承認に関する取決め

1 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、両締約国が合意する分野において、輸出締約国の適合性評価

機関によつて行われる適合性評価手続であつて、輸入締約国の要件への適合性を評価するものの結果に係る相互承認に関する取決めの可能性について、交渉を開始する。

2 1に規定する相互承認に関する取決めの可能性についての交渉を促進するため、

(a) 両締約国は、適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが存在することを考慮する。

(b) 両締約国は、それぞれの領域における適合性評価手続の構成及び運用に相違があることを認識し、実行可能な限り、適合性評価手續が共通性のあるものとするよう努める。

(c) 一方の締約国は、他方の締約国の適合性評価機関によつて行われた適合性評価手続の結果が信頼できるものであることについて確信が得られるよう、適當な場合には、当該他方の締約国の適合性評価機関の技術的能力その他の事項について当該他方の締約国と協議することができる。

第六十四条 協力

1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を発展させる。そのような協力には、次の事項を含めることができる。

(a) 共同研究を行い、並びにセミナー及びシンポジウムを開催すること。

(b) 関連する国際規格、勧告及び指針に適合するよう、校正、試験、検査、認証及び認定の基盤を確立し、又は改善すること。

(c) 適当な場合には、関連する地域的及び国際的な機関によつて設置された既存の相互承認の枠組みを効果的に活用すること。

(d) 研究開発を行うこと。

(e) 情報の交換を行うこと。

(f) 研修を目的とした政府職員の交流を行うこと。

(g) 両締約国による貿易の技術的障害に関する協定の履行に関し、技術援助及び協力をを行うこと。

2 この条の規定の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第六十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項

を任務とする。

- (a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。
 - (b) 各締約国の登録又は認定を行う関係当局によつて登録され、又は認定された適合性評価機関の一覧表の交換を行うこと。
 - (c) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (d) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
 - (e) この章の規定に関連する問題について討議すること。
 - (f) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (g) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。
- 3 小委員会の組織は、次のとおりとする。
- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者

であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第六十六条 照会所

各締約国政府は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国政府からのあらゆる妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国政府が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国政府に提供する照会所を指定する。

第六十七条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第六章 衛生植物検疫措置

第六十八条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置であつて衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。

第六十九条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第七十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 両締約国及び第三国の領域内における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに両締約国の衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすものに限る。）について情報の交換を行うこと。
- (b) 一方の締約国によつて認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国へ通報すること。
- (c) 相互に受け入れができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。
- (d) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 両締約国は、小委員会を通じ、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことの条件として、衛生植物検疫措置の分野（能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。）において協力する。

3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。

4 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

5 小委員会は、必要な場合には、特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

第七十一条 照会所

各締約国政府は、第六十八条に規定する衛生植物検疫措置に関する他方の締約国政府からの妥当な照会に応じ、及び適当な場合には他方の締約国政府に関連する情報を提供する照会所を指定する。

第七十二条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章 投資

第七十三条 適用範囲

1 この章の規定は、次のものに関する措置であつて、一方の締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。

- (a) 第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定の対象となつてゐる事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。
- (b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、この章の規定が優先する。

3 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関する締約国に義務を課するものではない。

注釈 マレーシアについては、この3に規定する措置には、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものにする出入国管理政策に従つてとられる措置を含める。

第七十四条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) (i) 投資家が企業を「所有」するとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
- (ii) 投資家が企業を「支配」するとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
- (b) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(c) 「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。

(d) 「自由利用可能通貨」とは、国際取引上の支払を行うため広範に使用され、かつ、国際的に主要な為替市場において広範に取引されている通貨であつて、国際通貨基金協定に定めるものをいう。

(e) 「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権（その貸付債権から派生する権利を含む。）

(iv) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権（著作権、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、

営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）であつて、各締約国の法令により与えられるもの

(ii) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(iii) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益を含む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

注釈 1 資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、

投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含める。

注釈 2 (ii)に規定する法令又は契約により与えられる権利が投資としての性質を有するか否かは、当該権利を与えられた者が締約国の国内法に基づいて有する当該権利の性質、範囲その他の要素による。ただし、このことは、当該権利に関連する資産が投資としての性質を有するか否かに

ついて影響を及ぼすものではない。

注釈3 投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含めない。

(f)

「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であつて、当該締約国内に所在するものを除く。

(g)

「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) マレーシアについては、マレーシアの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(h)

「ポートフォリオ投資による投資財産」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 証券取引所において取引されている株式、出資その他の形態の企業の持分であつて、当該企業の資本の総額の十パーセント未満であるもの

(ii) 債券、手形、金融派生商品その他の債務証券であつて、その当初の満期が十二箇月未満であるものの。ただし、当該債務証券が、締約国の投資家と当該投資家が直接又は間接に支配し、又は十パーセ

ント以上の株式、出資その他の形態の持分を所有している他方の締約国内にある企業との間の債券取引から生ずるものである場合は、この限りでない。

第七十五条 内国民待遇

1 一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 この条の規定は、ポートフォリオ投資による投資財産の設立、取得及び拡張については、適用しない。

3 1の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国内における他方の締約国の投資家の投資財産の設立に關して特に手続（例えば、登録の要件に従うこと。）を定めることができる。ただし、当該手續は、この章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第七十六条 最恵国待遇

一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七十七条 一般的待遇

一方の締約国は、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。

第七十八条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国内において、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定は、第八十一条の規定が租税に係る課税措置について適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

第七十九条 特定措置の履行要求の禁止

- 1 この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書（その改正を含む。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
- 2 両締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を検討する

ことを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う。

3 2に規定する協議の目的には、特定措置の履行要求の禁止に関する留保についての検討を含めることができる。

第八十条 留保及び例外

1 第七十五条、第七十六条及び前条1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書四に掲げ、かつ、星印

(*) を付した分野、小分野又は活動に記載されるもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はマレーシアの州であつて、5の規定に従つて附属書四に記載されるもの

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の締約国の地方政府が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十五条、

第七十六条及び前条1の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2 各締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動であつて、1に規定する分野、小分野又は活動以外のものについて、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定によつて課される義務に適合しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

3 2に規定する分野、小分野又は活動に関する現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用は、附属書四において当該分野、小分野又は活動に記号（+）が付される場合を除くほか、既存の投資家及び既存の投資財産に対し、そのような改正若しくは修正又は採用の直前に当該投資家及び投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものであつてはならない。

4 この条の規定の適用上、

- (a) 「既存の投資家」及び「既存の投資財産」とは、それぞれ、現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用の直前に締約国内に所在する投資財産を有する投資家及びそのような投資財産をいう。
- (b) 既存の投資家が現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用の後に既存の投資財産の拡張又は多角化を行う場合には、当該拡張又は多角化の部分については、既存の投資財産とはみなさない。

5

一方の締約国は、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定に適合しない星印（＊）を付した措置であつて、1(a)(ii)に規定する都道府県又は州により維持されるものを、この協定の効力発生の後六箇月以内に附属書四に記載し、及び他方の締約国に対してそのような措置を外交上の公文により通報する。

6

いずれの締約国も、この協定の効力発生の後に2の規定に基づいて措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方で処分することを要求することができない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7

一方の締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動に関し、現行の措置を改正し、若しくは修正し、又は新たな措置を採用する場合には、次の通報及び協議を行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな措置を、可能な場合にはその実施の前に、それが可能でない場合にはその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報すること。

(b) 他方の締約国の要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

8 この条の規定にかかわらず、各締約国は、資金上、経済上又は産業上の例外的状況においては、附属書四に掲げ、かつ、星印（＊）を付した分野、小分野又は活動について、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定に適合しない例外措置を採用することができる。ただし、当該締約国が、可能な範囲内で当該例外措置の実施の前又はその後できる限り速やかに次のことを行うことの条件とする。

- (a) 当該例外措置の要素を他方の締約国に通報すること。
- (b) 他方の締約国の要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行い、その後適當な措置をとること。

9 各締約国は、適當な場合には、附属書四に特定される留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

10 第七十五条、第七十六条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

11 第七十五条及び第七十六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱い（貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するも

() の対象となるいかなる措置についても、適用しない。

第八十一条 収用及び補償

1 いづれの締約国も、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (a) 合法的な又は公共の目的のためである場合
 - (b) 差別的なものでない場合
 - (c) 正当な法の手続に従つてとられるものである場合
 - (d) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合
- 2 1(d)に規定する補償は、次の(a)又は(b)のいづれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。
- (a) 収用が公表された時又はその直前
 - (b) 収用が行われた時

3 公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

4 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用が行われた時から支払の時までの期間を考慮して妥当な利子を付する。当該補償については、次の事項ができるものとする。

- (a) 実際に換価すること。
- (b) 自由に移転すること。
- (c) 収用が行われた日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換すること。

5 この条の規定は、租税に係る課税措置が収用を構成する限度において、租税に係る課税措置について適用する。

第八十二条 爭乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は革命、暴動、国内争乱その他これらに類する緊急事態により自国内にある投資活動に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その

他の解決方法に關し、自國の投資家又は第三國の投資家に与える待遇のうち當該他方の締約國の投資家にとつて有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定に従つて行われる支払については、實際に換価し、自由に交換し、及び自由に移転することができるものとする。

第八十三条 資金の移転

1 各締約国は、自國に向けた又は自國からのすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に自由利用可能通貨によつて行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他他方の締約國の投資家の投資財産から生ずる収益
- (c) 他方の締約国の投資家の投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
- (d) 返済金その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (e) 自国内にある投資財産に關連した活動に從事する他方の締約國の従業員の得た収入、報酬その他補償

(f) 前二条の規定に従つて行われる支払

(g) 第八十五条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行わることを認める。

3 各締約国は、1及び2の規定に従うことの条件として、1に規定する資金の移転に対し、第三国の投資家が行う投資に起因する資金の移転に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

4 各締約国は、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

第八十四条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の承認を行う。

(a) 当該支払の前提となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認すること。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認すること。

2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。

第八十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたこ

とにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

注釈 この条の規定は、第八十一条の規定が租税に係る課税措置について適用される場合には、租税に係る課税措置について適用する。

2 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家が、当該投資紛争の当事者である締約国内において行政的又は司法的解決を求めることが妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能な限り、当該投資紛争の両当事者間の友好的な協議により解決する。

4 投資紛争が投資家から書面による協議の要請のあつた日から五箇月以内に友好的な協議により解決されない場合において、当該投資家が解決のため行政的又は司法的解決に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該投資家は、次のいずれかの手続によることができる。

- (a) クアラルンプール仲裁地域センターによる調停又は仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- (b) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）の規定による調停又は仲裁に当該投資紛争を付託すること。

- (c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によつて採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- (d) 当該投資紛争の当事者である締約国と合意する場合には、他の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。
- 5 適用される仲裁規則は、この条の規定によつて修正する部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を規律する。
- 6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。
- (a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
- (b) 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約（この章のいずれの規定について違反があつたとされるかについての特定を含む。）
- (c) 4に規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの

7 各締約国は、4の規定により投資紛争の当事者である投資家が選択する調停又は仲裁に当該投資紛争を付託することに同意する。ただし、当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は知つたと考えられる日のいずれか早い方の日から三年の期間が経過した場合は、この限りでない。

8 4の規定にかかわらず、投資紛争の当事者である投資家は、投資紛争の当事者である締約国の法律に従い行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

9 4(a)から(c)までの規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び当該投資紛争の当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人によつて構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に投資紛争の当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかつた場合には、4(a)の規定に基づく仲裁にあつてはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長が、4(b)及び(c)の規定に基づく仲裁にあつては投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、ま

だ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人をクアラルンプール仲裁地域センター又は投資紛争解決国際センターの仲裁人名簿の中からそれぞれ、10及び11に規定する条件に従い、自己の裁量によつて任命する。

10 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国内に日常の住居を有する者、両紛争当事者のいずれか一方によつて雇用されている者又はいかなる資格においても当該投資紛争を取り扱つたことのある者であつてはならない。

11 各紛争当事者は、4(a)から(c)までの規定に基づく仲裁が行われる場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、4(a)の規定に基づく仲裁にあつてはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長、4(b)及び(c)の規定に基づく仲裁にあつては投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命することができない。

12 仲裁裁判は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である締約国内にお

いて行う。

13 投資紛争の当事者である締約国でない締約国は、両紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

14 仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。

(a) 投資紛争の当事者である投資家及びその投資財産に対しこの章の規定に基づき与えられる権利が、投資紛争の当事者である締約国により侵害されたか否かに関する判断

(b) 権利の侵害がある場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i) 損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

14の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。投資紛争の

15

当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

16 いずれの締約国も、自国の投資家が4の規定に従つて付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は他の裁定機関に国家間の請求を行うことはできない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この16の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

17 この条の規定は、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に生ずる紛争であつて、第七十五条及び第七十九条の規定によつて与えられ、又は当該規定から生ずる権利又は特権に関するものについては、適用しない。

18 一方の締約国の投資家は、その投資財産がこの協定に適合する他方の締約国の法令に従うことなく取得されたものである場合には、次の事項を行つてはならない。

- (a) 投資紛争を4に規定する調停又は仲裁に付託すること。
- (b) 当該一方の締約国の投資家と当該他方の締約国との間の投資紛争を解決する手段として第十三章に規

定する紛争解決手続を利用すること。

注釈 この18の規定の適用上、マレーシアについては、法令に従うことなく取得された投資財産には、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものとする国内政策に従うことなく取得された投資財産を含める。

第八十六条 投資家の移動の促進

1 一方の締約国は、自国の出入国管理に関する法令であつて、入国及び滞在並びに労働の許可に関するものに従い、他方の締約国の投資家並びに他方の締約国の企業の取締役、理事及び役員（以下「取締役等」という。）に対し、当該投資家又は当該他方の締約国の企業であつて当該取締役等を雇用しているものが自国において相当な額の資本その他の資金を投下した投資財産若しくは投下する過程にある投資財産を設立し、開発し、若しくは管理し、又はその運営に関する助言を行うため、入国及び一時的な滞在を認め、並びに労働の許可を与える。ただし、当該投資家又は当該他方の締約国の企業がこの条に規定する要件を引き続き満たすことを条件とする。

注釈 マレーシアについては、この1に規定する義務は、入国及び滞在並びに労働の許可に関する出入

国管理政策であつて、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものとするものに従うことも条件とする。

2 一方の締約国は、投資に関連して入国及び一時的な滞在を認められた他方の締約国の自然人に対し、一時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格の変更及び労働の許可の発給の申請に関する要件及び手続を可能な範囲内で公に利用可能なものとする。各締約国は、自国の法令に従い、可能な範囲内で、当該手続を簡易化するよう努める。

第八十七条 一般的例外及び安全保障のための例外

一方の締約国は、第十条の規定に従つて、この章（第八十二条を除く。）の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、可能な範囲内で当該措置が有効となる前に、それが可能でないときはその後できる限り速やかに、他方の締約国にその旨を通報する。

第八十八条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十五条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第八十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持するこ

とができる。

(a) 國際收支及び對外支払に関して重大な困難が生じてゐる場合又はそのような困難が生ずるおそれのある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が經濟全般の運営、特に通貨及び外國為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a) 國際通貨基金協定の規定が適用される場合には、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止され、又は1に規定する状況が改善することに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3 この章のいかなる規定も、國際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第八十九条 信用秩序の維持のための措置

各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。この規定の措置であつて、この章の他の規定に適合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならない。

第九十条 環境に関する措置

一方の締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励してはならない。

第九十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、第二国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に對してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものを所有し、又は支配する場合において、当該企業がその法律の下で設立され、又は組織された締約国内において実質的な事業活動を行つていないとときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、この章の規定による利益を否認することができる。

第九十二条 投資の促進及び円滑化に関する協力

- 1 両締約国は、両締約国間の投資の促進及び円滑化に關し、例えれば、次の事項を通じて協力する。
- (a) 投資を促進する活動及び能力の開発に関する効果的な方法について討議すること。
- (b) 投資の機會について周知を図るための投資に関する情報（法令及び政策に関する情報を含む。）の提供及び交換を円滑にすること。

(c) 各締約国又はその産業界の投資を促進する活動を奨励し、及び支援すること。

2 この条の規定の実施については、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことの条件とする。

第九十三条 投資に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される投資に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定に関する問題について情報を交換すること。
 - (b) この章の規定の実施及び運用並びに附属書四に記載する留保について見直し及び監視を行うこと。
 - (c) 特定措置の履行要求の禁止に係る問題を検討するための協議を行うこと。
 - (d) この章の規定に関する問題（投資の促進及び円滑化に関する協力を含む。）について討議すること。
 - (e) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第八章 サービスの貿易

第九十四条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

- (a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
- (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
- (iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(d) 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

3 第九十六条、第九十七条及び第一百一条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。

4 第百一条の規定は、出入国管理に関する法令に基づく締約国の措置については、適用しない。

5 この章の規定は、一方の締約国が自国の領域内への他方の締約国の自然人の入国又は自国の領域内における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従つて当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対する査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自

然人に対する要求しないという事実のみをもつて、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

6 附属書五は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第九十五条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
- (b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供をして締約国内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。
 - (i) 法人の設立、取得又は維持
 - (ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持
- (c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことによ

り提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問

わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁

企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該他方の締約国において実質的な業務に従事しているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する

法人

(M) 他方の締約国の自然人

(B) (i) に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国又は第三国の者によつて「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを

超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国又は第三国の者によつて「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

(g) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が中央又は地方の政府又は機関によつて委任された権限を行使するに当たつてとる措置
「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含める。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供することを要求しているサービスへのアク

セス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 一方の締約国内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) マレーシアについては、マレーシアの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。

(1) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書六の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(m) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービ
スの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）
を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに
適用される条件を含めない。

(n) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(o) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国から又はその国内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約
国の法律に従つて登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若
しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービス

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス
提供者が提供するサービス

(p) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべて
のサービスをいう。

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をいう。

(t) 「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。

(u) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。

(v) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

- (i) 一方の締約国内から他方の締約国内へのサービスの提供（越境の態様による提供）
 - (ii) 一方の締約国内におけるサービスの提供であつて他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
 - (iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
 - (iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であつて他方の締約国内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
- (w) 「運輸権」とは、いづれかの締約国の領域内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国 の領域内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

1 一方の締約国は、前条(v)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに關し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附屬書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(v)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもつて当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(v)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもつて自国内への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行つた分野において、附屬書六の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全域を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的若しくは排他的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によつて提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第九十七条 内国民待遇

二二二

1 一方の締約国は、附屬書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に關し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自國のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国の

サービス又はサービス提供者にとつて有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いづれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第九十八条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となつていらないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第九十九条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。特定の約束に係る表は、附属書六に掲げる。

2 附属書六の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行つた分野に関し、次の事項を特定する。

(a) 市場アクセスの条件及び制限

- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
- 3 附属書六において特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、2(a)及び(b)に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づくものを除く。）は、この協定の効力発生の日において実施されている措置であつて、第九十六条又は第九十七条の規定に適合しないものに基づく条件及び制限に限る。
- 4 第九十六条及び第九十七条のいずれの規定にも適合しない措置は、第九十六条に関する欄に記載する。その記載は、第九十七条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。
- 第一百条 特定の約束に係る表の修正
- 1 各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表のいかなる約束についても、修正し、又は撤回することができる。
- 2 修正を行う締約国は、1に規定する修正又は撤回を行う意図を他方の締約国に通報し、その後は、サー

ビス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従つて交渉を行う。当該交渉は、当該交渉の前に附属書六の自國の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとつて不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するために行うものとする。

3 1に規定する修正又は撤回については、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従つて承認するものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

第一百一条 最惠国待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国との同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、締約国が附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、適用しない。

3 一方の締約国は、第三国とサービスの貿易に関する協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後にこのような協定を締結する場合には、附属書七の自国の表に含まれる分野、小分野又は活動に関し、他方の締約国の要請に応じて、当該他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、このような協定に

従つて当該第三国との同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう考慮する。

第一百二条 許可、免許又は資格

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要的障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

第一百三条 相互承認

- 1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行なうことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認することとする場合には、

(a) 第百一条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第一百四条 透明性

1 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、当該他方の締約国に対し、適當な場合には英

語により、第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼす自国の法令及びその改正に関する情報を提供する。

2 一方の締約国は、適當な場合には、他方の締約国に対し、附屬書六に記載する自国の特定の約束に関連する公表したガイドライン又は政策声明であつて第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼすものの写しを提供する。

3 一方の締約国は、適當な場合には、他方の締約国に対し、自国の年次報告又はその他の公表資料であつて一般に利用可能なものの写しを提供する。

注釈 両締約国がこの条の規定に基づき提供する情報は、透明性のためにのみ提供されるものであり、この章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第一百五条 独占的又は排他的なサービス提供者

1 一方の締約国は、自国内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束

に従うべきものを提供するに当たつて直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a) 少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b) 自国内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第一百六条 セーフガード措置

1 両締約国は、この協定の効力発生後五年以内にセーフガード措置を適用するための相互に受け入れ可能なガイドライン及び手続を作成するため、この協定の効力発生後一年以内に討議を開始する。

2 (a) 1 の規定にかかわらず、一方の締約国は、附属書六において特定の約束を行つたことにより悪影響が生じたと考える場合には、他方の締約国に対し、そのような事態に対処するための協議の開催を要請することができるものとし、また、当該他方の締約国は、そのような要請に誠実に応ずる。

(b) 両締約国は、当該協議において、合理的な期間内に相互に受け入れ可能な解決が得られるよう努力す

る。

第一百七条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金（以下この条において「基金」という。）の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。もつとも、締約国は、次条の規定に基づく場合又は基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の約束であつて資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第一百八条 國際收支の擁護のための制限

1 國際收支及び対外支払に関して重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
 - (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
 - (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
 - (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
- 3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとつて一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。
- 4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によつて所有され、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるとときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してもこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第一百十条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置されるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。
- (b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c) 第百三条及び第百六条の規定の効果的な実施に関する問題について見直し及び討議を行うこと。

(d) 合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。

(e) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合は、両締約国が合意する頻度で開催する。

4 小委員会は、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書五で定める。

第一百十一条 約束の見直し

1 両締約国は、この協定に基づき行つたサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協定の効力発生後五年以内に最初の見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従つて見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮する。

第九章 知的財産

第一百十二条 一般規定

- 1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとる。
- 2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。
 - (a) 第百十九条から第百二十四条までの規定の対象となるもの
 - (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの
- 3　両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。
- 4　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

第一百十三条 定義

この章の規定の適用上、

- (a) 「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（今まで及び将来の改正を含む。）をいう。
- (b) 「ストラスブール協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定（今まで及び将来の改正を含む。）をいう。

第一百十四条 内国民待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附属書四の日本国の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。

注釈 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に関する事項を含む。

第一百十五条 最惠国待遇

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附属書四の日本国の表の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。

第一百十六条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブル協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従つて分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従つて分類される。

第一百十七条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次のことを行うための適切な措置をとる。

(a) (b) 及び第百十九条5に定める場合を除くほか、少なくとも特許の付与並びに実用新案、意匠及び商標の登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が利用することができるようすること。

(b) 植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が利用することができるようすること。

(c) 権限のある当局が知的財産権の侵害物品の解放を国境措置として停止することを求める申立てに関する情報を公衆が利用することができるようすること。

(d) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度についての情報を公衆が利用することができるようすること。

第一百八十九条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第一百九十条 特許

- 1 特許は、貿易関連知的所有権協定第二十七条の規定に従い、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。
- 2 各締約国は、特許出願に係る保護の対象が微生物であるという理由のみによつて、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。
- 3 各締約国は、合理的な理由があることを条件として、適當な場合には、特許出願人が権限のある当局に對しその特許出願を他の出願に優先して審査することの要請を提出することができることを確保する。
- 4 各締約国は、特許出願人が他方の締約国において同一又は實質的に同一の発明について特許出願を行つた場合において、当該特許出願人の要請に応じて適當なときは、その特許出願を他の出願に優先して審査することを確保する。各締約国は、当該特許出願に対し、その要請と共に関連する先行技術の調査結果又は当該発明の審査結果を提出するよう求めることができる。
- 5 各締約国は、自国の法令に従い、出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日から十八箇月の期間が経過した後、特許出願を公開する。

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定める。

2 各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようになされたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。

3 各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、自国における意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優先権に係る出願の日の前に、他方の締約国において、公然知られており、又は公衆が利用することができる刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保するよう努める。

第一百二十二条 商品及びサービスに係る商標

1 各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用するとの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防

止する排他的権利を有することを確保する。

2 各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認識されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該広く認識されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさせるおそれがあるか否かを問わず、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。

第一百二十二条 著作権及び関連する権利

- 1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、レコードに固定された実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。
- 2 各締約国は、次の場合には、サービス・プロバイダの責任の制限に関する適切な措置を定める。
 - (a) サービス・プロバイダが、その管理又は運営の下にある電気通信システム又はネットワークを通じた情報の送信であって、著作権又は関連する権利を侵害していると信ずるものに対する必要な抑止を行う場合

(b) 著作権又は関連する権利の侵害が、サービス・プロバイダの管理又は運営の下にある電気通信システム又はネットワークを通じた情報の送信によって生ずる場合において、当該サービス・プロバイダが、当該送信を抑止することが技術的に不可能であるとき、又は著作権若しくは関連する権利の侵害を知ることが困難であるとき。

3 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するための必要な措置をとる。

第一百二十三条 植物の新品種

1 両締約国は、国際的に調和のとれた制度に適合する方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。

2 各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、最も短い期間内に、1に規定する方法により、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。

第一百二十四条 不正競争

1 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不

正競争行為は、禁止される。

- (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
- (b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
- (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
- (d) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（各締約国の法令に定める場合を除く。）
- (e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報が十分かつ効果的に保護されることを確保する。

4 各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、及び当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された設備の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害の賠償を請求することができることを確保する。

第一百二十五条 国境措置に係る権利行使

1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することに関する手続を定める。また、各締約国は、権限のある当局が他の知的財産権、特に、特許権、実用新案権、意匠権及び植物の新品種に関する権利の侵害物品の解放を停止することについても同様の手続を定めることができる。

2 締約国が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを決定した場合には、当該締約国の権限のある当局は、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を知的財産の権利者に通報する。

3 各締約国は、例外的な場合を除くほか、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害物の積戻しを許容しないことを確保する。

第一百二十六条 民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行つていていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によつて当該権利者が被つた損害を補償するために適當な賠償を請求する権利を有することを確保する。

第一百二十七条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。各締約国は、可能な範囲内で、故意による商業的規模の他の知的財産権の侵害について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めるよう努める。

第一百二十八条 協力

1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の更なる促進を追求する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識し、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件として、知的財産の分

野における協力をを行う。この条の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国間で相互に合意される衡平な方法で負担する。

2 この条の規定に基づく協力の分野及び形態については、実施取極で定める。

3 第十三章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。

第一百二十九条 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議すること。

(i) 真正の証明その他の証明の要件

(ii) 包括委任状制度

(iii) 修正実体審査の運用の改善

(iv) 公開の延期を含む意匠の保護に関する制度

(v) 商標の一出願多区分制度

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第一百三十条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章 反競争的行為の規制

第一百三十一条 反競争的行為に対する措置

1 各締約国は、自国の関係法令に従い、自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため、法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定するよう努める。

第一百三十二条 反競争的行為の規制に関する協力

1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。

第一百三十三条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十一章 ビジネス環境の整備

第一百三十四条 基本原則

1 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

2 両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国におけるビジネス環境を一層整備するための協力を促進し、及び必要な措置（次条及び第一百三十七条に定める枠組みの設置を含む。）をとる。

第一百三十五条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置されるビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

(a) 第百三十七条の規定に従つて設置されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を必要に応じて考慮し、及び関連する他の小委員会の作業との不必要的重複を避けるため関連する他の小委員会と協力して小委員会が適當と認めるビジネス環境の整備に関連する問題に取り組むこと。

(b) 両締約国に対し、(a)に規定する任務について所見を報告し、及び勧告（両締約国政府がとるべき措置

を含む。）を行うこと。小委員会は、両締約国に対し勧告を提出する前に合同委員会と協議することができる。

(c) 適当な場合には、(b)に規定する勧告の実施の状況について検討すること。

(d) 適当な場合には、(b)に規定する勧告及び(c)に規定する検討の結果を適当な方法で両締約国の企業が利用できるようすること。

(e) 合同委員会に対し、(b)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報告すること。

(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会の組織は、次のとおりとする。

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、産業界その他産業に関連する団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会のその他の詳細については、実施取極で定める。

第一百三十六条 小委員会の勧告

両締約国は、前条1(b)に規定する勧告を考慮する。

第一百三十七条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所

- 1 各締約国は、この章の目的のため、連絡事務所を指定し、及び維持する。
- 2 連絡事務所の任務その他の詳細については、実施取極で定める。

第一百三十八条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十二章 協力

第一百三十九条 基本原則

- 1 両締約国政府は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であつて相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国政府は、協力し、並びに必要かつ適當な場合には両締約

国政府以外の当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。

2 この章は、次の事項を主要な目的とする。

- (a) 社会経済開発を促進すること。
- (b) 経済競争力を強化すること。
- (c) 人材養成を推進すること。
- (d) 持続可能な開発を促進すること。
- (e) 両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。

第一百四十条 協力の分野

この章の規定に基づく協力の分野には、次の事項を含める。

- (a) 農業、林業、漁業及び栽培業
- (b) 教育及び人材養成
- (c) 情報通信技術
- (d) 科学技術

(e) 中小企業

(f) 観光

(g) 環境

(h) 両締約国政府が相互に合意するその他の分野

第一百四十二条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第一百四十二条 協力の費用

- 1 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うこととを条件とする。
- 2 この章の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国が相互に合意する衡平な方法で負担する。

第一百四十三条 協力に関する小委員会

- 1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従つて設置される協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。

- (a) 協力の分野に関する情報を交換すること。
 - (b) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
 - (d) 合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する小委員会の所見及び討議の結果（両締約国がとるべき措置を含む。）を報告すること。
 - (e) 両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
 - (f) 5の規定に基づいて設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。
 - (g) 小委員会の運用上の手続規則を定めること。
 - (h) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、政府開発援助のための両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動及び事業の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報共有し、及び調整する。
- 3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約

国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。

4 小委員会の組織は、次のとおりとする。

- (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によつて招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

5 小委員会は、協力の各分野について作業部会を小委員会の下に設置することができる。

第一百四十四条 第十三章の規定の不適用

第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 紛争解決

第一百四十五条 適用範囲

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従つて紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

第一百四十六条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、当該要請に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

3 協議を要請する締約国は、要請の理由（問題となつてゐる措置及び申立ての法的根拠を含む。）を付するものとする。

4 両締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。

5 協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第一百四十七条 あつせん、調停又は仲介

1 両締約国は、あつせん、調停又は仲介について隨時合意することができる。いずれの手続も、いつでも開始することができるものとし、また、いづれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あつせん、調停又は仲介の手続を継続することができる。

3 あつせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていづれの締約国の権利も害するものではない。

第一百四十八条 仲裁裁判所の設置

1 第百四十六条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行つた締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠
(b) 申立ての根拠とされる事実

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民

を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いざれかの締約国の国民であつてはならず、いざれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いざれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても関係の紛争を取り扱つたことがあつてはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人の任命を合意により行う。両締約国は、第三の仲裁人について合意することができるない場合には、3の規定によつて任命された一人の仲裁人に對し第三の仲裁人を任命するよう要請する。当該一人の仲裁人がその要請を受領した日の後三十日以内に第三の仲裁人について合意することができない場合には、いざれの締約国も、世界貿易機関の事務局長に対し第三の仲裁人を任命するよう要請することができる。

5　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

6　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従つて裁定を下す。

(c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d) (c)の認定とは別に、第百五十二条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2 仲裁裁判所は、必要かつ適當と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が必要かつ適當と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書

の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国との協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第一百五十条 仲裁裁判手続

- 1 仲裁裁判は、非公開とする。
- 2 仲裁裁判手続の場所は、両締約国の合意によつて決定されるものとし、また、そのような決定が行われない場合には、仲裁裁判手続は、両締約国において交互に行う。
- 3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。
- 4 3の規定にかかわらず、いずれの締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密のものとして情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国は、当該情報又は当該意見書について公開し得る秘密でない要約を提出するよう要請することがで

きる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又は理由を示すことなく要請を拒否することができる。

5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する回答その他の事項から成る。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によつて提出することができる。

8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

9 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によつて行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第一百五十二条 仲裁裁判手続の停止及び終了

1 仲裁裁判所は、両締約国の合意がある場合にはいつでも、十二箇月を超えない期間その検討を停止することができる。この場合には、前条7及び8並びに次条8に定める期間は、その検討が停止された期間延長されるものとする。仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再開することができる。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意を行う場合を除くほか、その設置の根拠を失う。

2 両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、当該仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第一百五十二条 裁定の実施

1 申立てを受けた締約国は、第一百五十条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行つた締約国に通報する。当該申立てを行つた締約国は、通報された期間が受け入れられないと認めの場合には、相互に満足すべき期間に合意するため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき期間について合意されたかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に満足すべき解決に達するため、当該期間の満了までに申立てを行つた締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき解決について合意されなかつた場合には、当該申立てを行つた締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく讓許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4 申立てを行つた締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行つた締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6 3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行なうことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

- (a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときには解除されること。
- (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
- (d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 申立てを受けた締約国は、申立てを行つた締約国によるこの協定に基づく讓許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行つた締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行つた締約国は、そのような要請の受領の日の後十日以内に協議を開始する。そのような要請の受領の日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となつた問題を取り扱つた仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百四十八条3及び4の規定に従つて任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所の裁定は、両締約国を拘束する。

第一百五十三条 費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四章 最終規定

第一百五十四条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第一百五十五条 一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。

第一百五十六条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第一百五十七条 改正

- 1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
- 2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

- 3 2の規定にかかわらず、改正が附属書二又は附属書三のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
- 4 改正は、その効力が生ずるまでの間、この協定に定める両締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない。

第一百五十八条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第一百五十九条 終了

- 1 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。
- 2 1に規定する通告を受けた締約国は、当該通告を受けた日の後四十五日以内に、終了により生ずる問題に関する協議を書面によつて要請することができる。
- 3 2に規定する要請を受けた締約国は、衡平な合意に達するため、当該要請を受けた日の後三十日以内に

誠実に協議を開始する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千五年十二月十三日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小泉純一郎

マレーシア政府のために

アブドウラ

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十九条の規定の適用に当たつては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B4*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日

から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

- (i) 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従つて行う。
 - (ii) 最終の引下げは、二千十年一月一日に行う。

(e) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の4欄に「B9*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従つて行う。

(ii) 最終の引下げは、二千十五年一月一日に行う。

(j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(m) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(n) 日本国の表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従つて交渉する。

(o) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(n)に

規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2

この附属書の規定に従つて行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パー
セント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税
の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、
〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品
について課される関税であつて、第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差
額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3

この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

4

この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄
に定める税率であつて、関税の引下げ又は撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをい
う。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たつては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

6 この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7 この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から10までの規定に定める条件は、マレーシアから輸入されるマレーシアの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第一百五十五条に規定する一般的な見直しに際し、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 (a) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(i) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、四年目の終了後、第十九条3の規定に従つて、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。

- (i) 每年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十・〇パーセント
- (ii) 每年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十・〇パーセント

3 関税率については、次の規定に従つて引き下げる。

- (i) この協定の効力発生の日から二十八・〇パーセント
- (ii) 四年目の初日から二十六・〇パーセント
- (iii) 六年目の初日から二十五・〇パーセント

両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従つて、六年目の終了後の関税率について交渉する。

4 両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 両締約国は、四年目において、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項に

ついて交渉する。

6 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から三・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から二・〇。パーセント
- (iii) 六年目の初日から無税

7 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から七・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から六・〇。パーセント
- (iii) 五年目の初日から三・〇。パーセント
- (iv) 八年目の初日から無税

8 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から七・〇。パーセント

- 9
(ii) 五年目の初日から三・〇パーセント
(iii) 八年目の初日から無税

関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・〇パーセント
(ii) 六年目の初日から八・〇パーセント
(iii) 十一年目の初日から四・〇パーセント
(iv) 十六年目の初日から無税

10
関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・五パーセント
(ii) 六年目の初日から十・〇パーセント
(iii) 十一年目の初日から五・〇パーセント
(iv) 十六年目の初日から無税

第二節 日本国の表

1 関税率表番号	2 品名	3 基準税率	4 区分	5 注釈
第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇 ○一〇一・九〇	動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粹種の繁殖用のもの			
馬	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
その他のもの	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠しているものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
その他もの	ろ馬、ら馬及びヒニー			
馬	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			

その他のもの

軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠しているものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

ろ馬、ら馬及びヒニー

牛（生きているものに限る。）

牛（生きているものに限
る）
純粹種の繁殖用のもの

○一〇一・九〇 その他のもの

水牛

その他もの

豚
(生きているものに限る。)

○—○三・一〇
純粹種の繁殖用のもの

その他のもの

一頭の重量が五〇キログラム未満のもの

一及びかゞ、三等といふ二限。

主刀で、お坐りの上にいなすに附る。

で、生きて、あらゆること限る。(

その他の動物（生きているもの）限る。

第二類

○一・○一

○一・○二

○一・○三

○一〇三・一

枝肉及び半丸枝肉

いのししのもの

その他もの

○一〇三・一二

骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

いのししのもの

その他もの

○一〇三・一九

その他もの
いのししのもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

いのししのもの

その他もの

○一〇三・二三

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
いのししのもの

A X A X A X A X X

○一〇三・二九							
○一・〇四							
○一〇五・〇〇							
○一・〇六							
○一〇六・一〇							
○一〇六・一二							
○一〇六・二二							
○一〇六・二九							
○一〇六・三〇							
○一〇六・三九							
○一〇六・四一							
肝臓							
いのししのもの							
その他のもの							
豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
いのししのもの							
その他のもの							
豚のもの（冷凍したものに限る。）							
その他のもの							
羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
牛のもの（冷凍したものに限る。）							

○一〇六・四九

その他のもの
いのししのもの

その他のもの

○一〇六・八〇

その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○一〇六・九〇

その他もの（冷凍したものに限る。）

○一・〇七

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

分割してないものの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないものの（冷凍したものに限る。）

○一〇七・一三

分割したものの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○一〇七・一四

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

七面鳥のもの

分割してないものの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないものの（冷凍したものに限る。）

○一〇七・二四

分割したものの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○一〇七・二五

分割したものの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの

A A A A

X A

X X X

A A X A

○二〇七・三二一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三三一	あひるのもの
○二〇七・三三二	その他のもの
○二〇七・三三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）
○二〇七・三四四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三五五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三六六	あひるのもの
○二〇七・三六七	その他のもの
○二・〇八	その他のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇九・〇〇〇	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二・一〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
豚の肉	豚の肉
○二・一〇・一一	骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二・一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの
○二・一〇・一九	その他のもの
○二・一〇	牛の肉

九・六%	A A A B ₇	A A A B ₇
X X X X	A	A A A B ₇

○二一〇・九一	○二一〇・九二	○二一〇・九三	○二一〇・九九	○二一〇・九一	○二一〇・九二	○二一〇・九三	○二一〇・九九	その他もの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）
鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン (海牛目)のもの	爬虫類（ヘビ及びかめを含む。）のもの	その他もの	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	魚（生きているものに限る。）	観賞用の魚	こい及び金魚	その他もの	その他もの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）
その他魚（生きているものに限る。）	その他もの	その他もの	その他魚（生きているものに限る。）	その他魚（生きているものに限る。）	その他魚（生きているものに限る。）	その他魚（生きているものに限る。）	その他魚（生きているものに限る。）	その他魚（生きているものに限る。）
（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）								
三・五%	三・五%	四・二%	三・五%	三・五%	四・二%	三・五%	三・五%	三・五%
A B 5	A B 5	X A B 5	A B 5	A B 5	X A B 5	A B 5	A B 5	A B 5

○三〇一・九三

二
い

養魚用の稚魚

その他のもの

○三〇一・九九

その他もの

養魚用の稚魚

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ

ウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラカルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

○三一・〇二一

魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他
の魚肉を除く。）

さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇二・一一

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ
ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ
ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

○三〇二・一二

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ

三・五
%

一八五

X	R X	A	B 5	A	X
---	-----	---	-----	---	---

ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

○三〇一・一九

その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、さきうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）

プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）

ソール（ソレア属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）
(肝臓、卵及びしらこを除く。)

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）
きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

かつお

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

その他のもの

○三〇一・三四
○三〇一・三五
○三〇一・三六
○三〇一・三九

三・五%	三・五%	三・五%	三・五%
B 5	B 5	B 5	B 5

X X X X X X X

X X

○三〇一・四〇	
○三〇一・五〇	
○三〇一・六一	
○三〇一・六二	
○三〇一・六三	
○三〇一・六四	
○三〇一・六五	
○三〇一・六六	
○三〇一・六九	

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
 コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
 その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
 いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディニエルラ属のもの）
 サルディノプス属のもの
 その他もの
 ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）
 コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）
 さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
 さめ
 うなぎ（アングイルラ属のもの）
 その他もの
 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

	三・五%	三・五%	三・五%	X	X
X	B 5	A	X	B 5	B 5

その他のもの

バラクーダ（カマツ科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び

たい

その他のもの

かじき

ふぐ

その他のもの

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他のもの

魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オングルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ベニサケ（オングルヒュンクス・ネルカ）

○三〇三・一二
○三〇三・一九

その他もの

その他さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
ます（サルモ・トルタ、オングルヒュンクス・ミキス、オングルヒュンクス・クラ

○三〇三・二一
○三〇三・二二

X X	R X	B 5	R	B 5	X	A
	1			1		

○三〇三・一	○三〇三・二	○三〇三・三	○三〇三・四	○三〇三・五	○三〇三・六	○三〇三・七	○三〇三・八	○三〇三・九	○三〇三・十
○三〇三・一	○三〇三・二	○三〇三・三	○三〇三・四	○三〇三・五	○三〇三・六	○三〇三・七	○三〇三・八	○三〇三・九	○三〇三・十
○三〇三・一	○三〇三・二	○三〇三・三	○三〇三・四	○三〇三・五	○三〇三・六	○三〇三・七	○三〇三・八	○三〇三・九	○三〇三・十
○三〇三・一	○三〇三・二	○三〇三・三	○三〇三・四	○三〇三・五	○三〇三・六	○三〇三・七	○三〇三・八	○三〇三・九	○三〇三・十
○三〇三・一	○三〇三・二	○三〇三・三	○三〇三・四	○三〇三・五	○三〇三・六	○三〇三・七	○三〇三・八	○三〇三・九	○三〇三・十

ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル
大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレビス）

プレイス（フレウロネクテス・プラテスサ）
ソール（ソレア属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）
（肝臓、卵及びしらこを除く。）

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）

きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）
かつお

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）

ぐるまぐる (トウヌス・ティヌス)
みなみまぐろ (トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

○三〇三・五〇

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇三・六〇

コッソ（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇三・七一

その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）

いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

サルディノプス属のもの

その他のもの

○三〇三・七二

ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）

○三〇三・七三

コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

○三〇三・七四

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）

○三〇三・七五

さめ

うなぎ（アングイルラ属のもの）

シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトウス）

○三〇三・七八

ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

メルルシウス属のもの

ウロフュキス属のもの

三・五%	X	B 5	B 5	A	X	B 5	B 5	X	X
------	---	--------	--------	---	---	--------	--------	---	---

○三〇三・七九

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びしじやも

その他もの

かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

さわら

その他もの

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他もの

魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）

○三〇三・八〇

生鮮のもの及び冷蔵したもの
フィレ

			四 %		三・五 %		
R	X	B 5	B 5	R	X	A	X
				1	1		

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

その他もの

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、た
い及びさめ

その他もの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコ

A

X

R X

X

○三〇四・二〇

イイ)

その他のもの

冷凍したフレ

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）、かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

その他のもの

○三〇四・九〇

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

バラクータ（かます科又はくろたちます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びしやも

その他のもの

いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及

三・五
%

びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

さわら

その他のもの

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

○二〇五・一〇
魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

さけ科のものの卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

こんぶかずのこ

その他のもの

○二〇五・三〇
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものとし、くん製のものを除く。）

さけ科のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、

一九四

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

一〇%

A B X B B X R X

7 5 7 5 7 5

一 九 五	X	X	X	B 7	B 7	X	B 7	X
				— ○ %	— ○ %			
				一 〇 · 五 %				

その他のもの

塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したもの）を除く。）及び塩水漬けした魚にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

○三〇五・六一

○三〇五・六二

○三〇五・六三

○三〇五・六九

コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

その他のもの

○三・〇六

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸氣又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

冷凍したもの

○三〇六・一二
いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

○三〇六・一二
ロブスター（ホマルス属のもの）

○三〇六・一三
シユリンプ及びプローン

○三〇六・一四
かに

たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びがに（エリマクルス属のもの）

その他のもの

○三〇六・一九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

えび

その他のもの

冷凍しないもの

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

ロブスター（ホマールス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

シュリンプ及びプローン

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

かに

○三〇六・二四
○三〇六・二九
かに
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
えび

A	R	B 5	A	B 5	A	B 5	A	B 7	A
---	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---

○三〇七・三九	○三〇七・二九	○三〇七・二一	○三〇七・一〇	○三〇七・一〇 かき	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	その他もの えび
い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）
その他もの 冷凍したもの						

			一〇・五%		一〇%	四%	七%
R	R	X X	B 7	R	B 7	B 5	B 7
1	1		1				

その他のもの

いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ
フエス属、ロリゴ属、ノトトダ尔斯属又はセピオテイウチス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

たこ（オクトapus属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

冷凍したもの

その他のもの

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

その他のもの

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟體動物を除く。）

貝柱及びいか

その他のもの

	一〇% X A	七% B 7	一〇% B 7	五% B 7	R	X X	B 7
--	------------	-----------	------------	-----------	---	-----	-----

○三〇七・九九

はまぐり

その他のもの

赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび

くらげ

その他のもの

あさり及びしじみ

その他のもの

軟体動物

その他のもの

その他のもの

冷凍したもの

貝柱及びいか

うに、くらげ及びなまこ

うに

その他のもの

その他のもの

はまぐり

その他のもの

あわび

あさり及びしじみ

一一〇〇

七 %		七 %		七 %		七 %	
R	B 7	R	B 7	R	X	B 7	X
						R	R
1		1		1		1	1

○四〇二・九〇	○四〇一・二九	○四〇二・九一	○四〇二・九九
その他のもの	その他のもの	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの
		加圧容器入りにしたホイップドクリーム	加圧容器入りにしたホイップドクリーム
	その他のもの	その他のもの	その他のもの
	その他のもの	脂肪分が全重量の八%を超えるもの	脂肪分が全重量の八%を超えるもの
		加圧容器入りにしたホイップドクリーム	加圧容器入りにしたホイップドクリーム
	その他のもの	その他のもの	その他のもの
	その他のもの	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又是酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）ヨーグルト	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又是酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）ヨーグルト
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）		
その他のもの	その他のもの		

X R X	X X R	X X R	X
-------	-------	-------	---

1

1

1

○四・〇四

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

○四・〇五

ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド

○四・〇六

チーズ及びカード

○四〇七・〇〇

殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）

ふ化用のもの

その他のもの

殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸氣又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

卵黄

○四〇八・一一

乾燥したもの

○四〇八・一九

その他のもの

率より低いときは、当該従	八円の従量税率が一キログラムにつき四二〇%（その	一八・八%	B 15	B 15	R A	R X X
--------------	--------------------------	-------	------	------	-----	-------

第七類	第六類	第五類				
食用の野菜、根及び塊茎	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	天然はちみつ			
				（その率が一 キログラムにつき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	二一・三% 二一・三%	量税率）
	A	A	A R		B 15	B 15
			1			

○七・〇一

ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇二・〇〇

トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇三

たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇三・一〇

たまねぎ及びシャロット

たまねぎ

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの

一キログラム
につき、課税
価格と七三円
七〇銭との差

額（その率が
八・五%の従
価税率より高
いときは、當
該従価税率）

三%

B A

B 15

○七・〇三・二〇
○七・〇三・九〇

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの
シャロット

にんにく

リーキその他のねぎ属のもの

ねぎ（アリウム・フィスツロースム）

その他のもの

○七・〇四
キヤベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇五
レタス（ラクトウカ・サティヴィア）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇六
にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七〇七・〇〇
きゅうり及びガーリン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇八
豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）

○七・〇九
その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七〇九・一〇
アーティチョーク

○七〇九・二〇
アスパラガス

○七〇九・三〇
なす

○七〇九・四〇
セルリー（セルリアクを除く。）

きのこ及びトリフ

○七〇九・五一
きのこ（はらたけ属のもの）

○七〇九・五二
トリフ

○七〇九・五九
その他のもの
しいたけ

三
%

X	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A
				5								

○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七〇九・九〇	その他のもの

○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸氣又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七一〇・一〇	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七一〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一〇・二三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一〇・二九	その他のもの
○七一〇・三〇	えだ豆
○七一〇・四〇	その他のものの
○七一〇・八〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七一〇・九〇	スイートコーン
○七一〇・九〇	その他の野菜
○七一〇・九〇	ごぼう
○七一〇・九〇	その他のもの
野菜を混合したもの	

一 〇 ・ 六 % 六 %	八 ・ 六 % 六 % 六 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	六 % 六 %	三 % A B A
B 5 10	B 7 5	B 7 5	B 7 5	B 7 5	A B 5	A B A

スイートコーンを主成分とするもの

その他のもの

○七・一
一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

○七一一・二〇
オリーブ

○七一一・三〇
ケーパー

○七一一・四〇
きゅうり及びガーキン

きのこ及びトリフ

○七一一・五一
きのこ（はらたけ属のもの）

その他のもの

○七一一・五九
その他の野菜及び野菜を混合したもの

なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らつきよう及びわらび

なす
らつきよう及びわらび

その他のもの

ごぼう

その他のもの

なす

その他のもの

九 %	九 %	一 %	六 %	六 %	九 %	九 %	七 ・ 五 %	六 %	一〇 ・ 六 %
B 7	B 15	B 10	B 5	B 15	A	B 7	B 7	B 7	B 5

○七・一二

乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したもの）を除く。）

○七一二・一〇

きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトマト

○七一二・三一

きのこ（はらたけ属のもの）

○七一二・三二

きくらげ（きくらげ属のもの）

○七一二・三三

白きくらげ（白きくらげ属のもの）

○七一二・三九

その他のもの

しいたけ

その他のもの

○七一二・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの

スイートコーン

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

一キログラム

につき九円

一〇%

B

10

A

5

X

A

一〇%	B	九%	B
10	5	7	15

九%

B

7

A

A

X

A

七・五
九%
B 7

○七・一三

乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

○七一三・一〇

えんどう（ピスマ・サティイヴム）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに

より証明されたもの

その他のもの

○七一三・一〇

ひよこ豆

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

○七一三・三一

緑豆（ヴィイグナ・ムンゴ及びヴィイグナ・ラジアタ）

○七一三・三三

小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィイグナ・アングラリス）

○七一三・三三

いんげん豆（ファセオルス・ブルガリス）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

その他のもの

○七一三・三三

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

○七一三・一〇

その他のもの

その他のもの

たけのこ

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・三九

その他のもの

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・四〇

ひら豆

○七一三・五〇

そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・九〇

その他のもの

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する
ようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに
より証明されたもの

その他のもの

カツサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又
はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した
ものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わな
い。）並びにサゴやしの髓

カツサバ芋

冷凍したもの

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

その他のもの

粉又はミールのペレット

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

一一一
%

X	A	B	A	X	A	A
		10				

一一一
二

その他のもの
飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

○七一四・二〇

かんしょ

冷凍したもの

その他のもの

○七一四・九〇

その他のもの

冷凍したもの

さといも

その他のもの
その他のもの

第八類

○八・〇一

○八・〇一

○八〇一・一一

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

アーモンド

殻付きのもの

二
二
三

		九 %	一 二 %	一 〇 %	一 二 %	一 二 ・ 八 %	九 %
A	A	B 7	B 10	B 7	B 15	B 15	B 7
							A

○八〇二・一二	殻を除いたもの
○八〇二・一二	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）
○八〇二・一二	殻付きのもの
○八〇二・一二	殻を除いたもの
○八〇一・三一	くるみ
○八〇一・三一	殻付きのもの
○八〇一・三一	殻を除いたもの
○八〇一・四〇	くり（カスタネア属のもの）
○八〇一・五〇	ピスタチオナット
○八〇二・九〇	その他もの
○八〇三・〇〇	びんろう子、マカダミアナット及びペカン その他のもの
○八・〇四	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの 乾燥したもの
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴースチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） なつめやしの実
○八〇四・一〇	いちじく
○八〇四・三〇	パイナップル

三 %			一 二 %		九 ・ 六 %		一 〇 %		二 二 四		
X	B	A	A	Q	B	A	A	B	B	A	A
	5				10			15	7		

○八〇四・四〇	アボカドー
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇五・一〇	オレンジ

○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリン及びうんじゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキン
○八〇五・四〇	グレープフルーツ
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラ
○八〇五・九〇	ンティフオリア及びキトルス・ラティフオリア） その他のもの
○八・〇六	ライム（キトルス・アウランティフオリア及びキトルス・ラティフオリアを除く。） その他のもの
○八〇六・一〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの
○八〇六・二〇	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの 毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの 乾燥したもの

二 二 五	七 ・ 八 %	一 七 %	一 七 %	A	B 7	B 10	一 〇 %	一 七 %	三 二 %	一 六 %	A A
				B	A	15		B 7	B 15	B 15	B 15

○八・○七
パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）

メロン（すいかを含む。）
すいか

○八〇七・二
パパイヤ
その他のもの

○八〇七・一九
パパイヤ

○八・○八
りんご、なし及びマルメロ

○八〇八・一〇
りんご
なし及びマルメロ

○八〇八・一〇
りんご

○八・○八
りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

○八〇九・一〇
あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）

○八〇九・一〇
あんず

○八〇九・一〇
さくらんぼ

○八〇九・三〇
桃（ネクタリンを含む。）

○八〇九・四〇
プラム及びスロー

○八・一〇
その他の果実（生鮮のものに限る。）

○八一〇・一〇
ストロベリー

○八一〇・二〇
ラズベリー、ブラツクベリー、桑の実及びローガンベリー

○八一〇・三〇
ブラツクカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

○八一〇・四〇
クランベリー、ビルベリーその他バキニウム属の果実

○八一〇・五〇
キウイフルーツ

六 四 %	六 %	六 %	六 %	八 ・ 五 %	六 %	四 ・ 八 %	一 七 %	六 %
B 5	A	A	A	B 5	B 5	B 7	B 5	B 5

○八一〇・六〇
○八一〇・九〇

ドリアン
その他のもの

ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし

その他のもの

○八一・一
○八一一・一〇

冷凍果実及び冷凍ナツト（調理してないもの及び蒸氣又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

ストロベリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

○八一一・二〇
○八一一・九〇

ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

その他のもの

砂糖を加えたもの

パイナップル

ベリー

サワーチェリー

桃及びなし

その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンギ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジヤンボ、レンズ、サポテ、チエリ

	六・九%			A	九・六%		六%	
	B	B	A		X	A	B	B
	7	10				10	7	5

モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツ
ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

その他のもの

その他のもの

パイナップル

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、
ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、
サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツションフ
ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ
ム

桃及びなし

その他のもの

一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫
酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では
食用に適しないものに限る。）

さくらんぼ

その他のもの

バナナ

オレンジ

毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの

一 六 %	一 七 %	一 二 %	七 %	.	一 二 %	六 %
B 15	R 15	B 15	B 10	B 7	A	X 10

毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

グレープフルーツ

その他もの

レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの
を除く。）

その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジヤンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツショングフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシマンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、
ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

その他のもの

乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの

あんず

ブルーン

卷之三

その他の果実

第九類 ○九・〇一	○八一三・五〇	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、サワーサップ、レイン及びサントル			
		この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		その他のもの	
コーヒー、茶、マテ及び香辛料	○八一四・〇〇	ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	その他のもの	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、サワーサップ、レイン及びサントル
コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		A 10	B A	A 7	B A
コーヒー（いつたものを除く。）					

○九〇一・一一
○九〇一・一二

○九〇一・一二
○九〇一・二二
○九〇一・二三
○九〇一・九〇

○九・〇二
○九〇一・一〇

○九〇一・一一
○九〇一・一二
○九〇一・二二
○九〇一・九〇

茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）
緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
その他の緑茶（発酵していないものに限る。）
くず（飲用に適するものを除く。）
その他のもの

紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
紅茶
その他のもの

その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
くず（飲用に適するものを除く。）
その他のもの

紅茶
その他のもの

○九〇一・四〇

その他のもの

○九〇三・〇〇

マテ

○九・〇四

とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び
こしょう属のペッパー

○九〇五・〇〇

バニラ豆

○九・〇六

けい皮及びシンナモンツリーの花

○九〇七・〇〇

丁子（果実、花及び花梗に限る。）

○九・〇八

肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類

○九・〇九

アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び
ジユニペーベリー

○九一〇・一〇

しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料

○九一〇・一〇

しようが

○九一〇・一〇

塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたも
の

その他もの
の
月けい樹の葉及びタイム

サフラン

うこん

月けい樹の葉及びタイム

カレー

その他の香辛料

三・六
%

B
7

九
%

B
7

A

A

A

A

A

一七
%
六
%

B
10

二二
二

B
15

○九一〇・九一	○九一〇・九九
第一〇類	この類の注1(b)の混合物 その他のもの

一〇・〇一	穀物
一〇〇一・〇〇	小麦及びメスリン
一〇〇三・〇〇	ライ麦
一〇〇四・〇〇	大麦及び裸麦
一〇・〇五	オート
一〇〇五・一〇	とうもろこし
一〇〇五・九〇	播種用のもの
一〇〇七・〇〇	その他もの
米	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）
グレーンソルガム	その他もの
飼料用のもの	税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
その他もの	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの
その他もの	その他もの

二
二
三

A X X R	A A A A X A X	A A
---------	---------------	-----

		一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
		一〇〇八・一〇	そば
		一〇〇八・一〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する
		一〇〇八・三〇	ようとしたもの
		一〇〇八・九〇	その他のもの
		一〇〇八・九〇	その他の穀物
		一〇〇八・九〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する
		一〇〇八・九〇	ようにしたものの
		一〇〇八・九〇	その他のもの
		一〇〇八・九〇	ライ小麦
		一〇〇八・九〇	その他のもの
		一〇〇八・九〇	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
		一〇〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉
		一・〇一	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
		一〇一・一〇	ライ麦粉
		一〇一・一〇	とうもろこし粉
		一〇一・三〇	米粉
第一類			
X X B 10		A X A A A B 7 A	七・五%
			九%

一一〇一・九〇	その他もの	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	その他のもの	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	ひき割り穀物及び穀物のミール	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇二・一〇	ペレット	小麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	オートのもの	他の穀物のもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇三・一九	オートのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	他の穀物のもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇四	その他もの	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にどう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				

二二五

	二一・三 八・五 % B 10	二一・三 八・五 % B 10	六 六 % X 10		八 八・五 % B 10	六 六 % X 10	R	X	二一・三 % B 10	X

一一〇四・一二	オートのもの
一一〇四・一九	その他の穀物のもの
一一〇四・二三	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二九	とうもろこしのもの
一一〇四・二三	その他のもの
一一〇四・二三	その他の加工穀物（例えは、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
一一〇四・二三	オートのもの
一一〇四・二三	とうもろこしのもの
一一〇四・二三	コーンフレークの製造に使用するもの
一一〇四・二九	その他の穀物のもの
一一〇四・二九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二九	その他のもの
一一〇四・二九	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
一一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの
一一〇六・一〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの

	二〇%	一七%	一六・二%	一八%	六%	八・五%	二・三%	六%
X	B 15	X 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10

一一〇一・一〇

殻付きのもの

採油用のもの

注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。

その他のもの

殼を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）

採油用のもの

注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。

その他のもの

一一〇三・〇〇

コプラ

亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇五
菜種（割つてあるかないかを問わない。）

二二〇六・〇〇
ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇七
その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇八
採油用の種又は果実の粉及びミール（マスター^はドの粉及びミールを除く。）

二二・〇九
播種用の種、果実及び胞子

ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

A A A A A A A X A X A

一一一・一二

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

一一一・一〇

ローカストビーン（種を含む。）

一一一・一〇

海草その他の藻類

食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）

長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

その他のもの

あまのり属のもの及びこれを交えたもの

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）

その他のもの

その他のもの

ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、ところこんぶ属又はこんぶ属のもの

ふのり属のもの

第一三類 一三・〇一 一三・〇二	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナード（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス	二二・一四 二二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベツチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	二二一三・〇〇 二二一三・〇〇	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） その他のもの	二二一三・九九 二二一三・九一 てん菜 その他のもの	三・五% A A A X A A B 5

		一三〇一・一一	生あへん
		一三〇一・一二	甘草のもの
		一三〇一・一三	ホップのもの
		一三〇一・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの
		一三〇一・一九	除虫菊エキス
		その他のもの	その他のもの
		その他のもの	飲料のもの
		その他のもの	植物性の一種類の原料から得たもの
		その他のもの	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		一三〇一・一〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
		一三〇一・一二	寒天
		一三〇一・二二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		一三〇一・二九	その他のもの
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色		
一四・〇一			
			一〇%
		A A R A A R B 7	A B 5 A A A
		1	1

したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)

一四〇一・一〇
竹

一四〇一・二〇
とう

一四〇一・九〇
その他のもの

いぐさ、七島い（キユペルス・テグティフオルミス）及び莞草かんそう（キユペルス・エクサルタトウス）

その他のもの

一四〇二・〇〇

主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）

一四〇三・〇〇

主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）

一四〇四

植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）

第一五類

動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五〇一・〇〇
豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）

豚脂

酸価が一・三を超えるもの

一一一一

八・五
%

A A

A B
7

A A

A

一五〇二・〇〇									
一五〇三・〇〇									
一五・〇四									
一五〇四・一〇									
一五〇四・二〇									
一五〇四・三〇									
一五〇五・〇〇									
一五〇六・〇〇									

その他のもの

牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）

ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合

その他の調製をしてないものに限る。）

魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

魚の肝油及びその分別物

魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）

三・五%
七%（その率

が一キログラ
ムにつき四円
二〇銭の従量
税率より低い
ときは、当核

従量税率

三・五%

一一三三

海棲哺乳動物の油脂及びその分別物
鯨油

その他のもの

ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）

その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものと

	A	B	A	B	A	B	R

一五・〇七	し、精製してあるかを問わない。)		
一五・〇八	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・〇九	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一〇・〇〇	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・一一	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・一二	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一二・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一二・一九	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
粗油	粗油（ゴシポールを除いてあるかを問わない。）		
その他のもの	綿実油及びその分別物		
輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		
A R R	A A	A R R	1 1

一 五 一 五 · 九 〇	一 五 一 五 · 五 〇	一 五 一 五 · 三 〇	一 五 一 五 · 二 九	一 五 一 五 · 二 一	一 五 一 五 · 一 九	一 五 一 五 · 一 一	一 五 一 五 · 粗 油	一 五 一 五 · 亞 麻 仁 油	一 五 一 五 · 精 製 工 作 物	一 五 一 五 · 精 製 工 作 物	一 五 一 二 九
その他のもの	桐油及びその分別物	ひまし油及びその分別物	その他のもの	とうもろこし油及びその分別物	その他のもの	粗油	亞麻仁油及びその分別物	精製してないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	精製してないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他ものの輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの

二・九%	六・四%			A	R X	R X	A	
R 5	B 5	P						
4	3			1	1			
その他のもの	動物性油脂及びその分別物の混合物（その他の調製をしたもの）を除く。	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	マーテル化し、リエヌテル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したもの）を除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インター	一五・一七	一五・一六	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物
離型油	その他のもの	その他のもの	米油及びその分別物	その他のもの	酸価が〇・六を超えるもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
その他のもの	一五一七・一〇	一五一七・九〇						

二・九%
六・四%

R 5

3

4

1

1

A

X

R

X

A

P

B 5

B 5

R

一五一八・〇〇

動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

一五二〇・〇〇

グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液

一五・二一
植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）

一五二一・一〇

植物性ろう

一五二一・九〇

その他のもの

みつろう

その他のもの

一五二二・〇〇

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物

第一六類

肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六〇一・〇〇
ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品

一六・〇二
一六〇一・一〇
一六〇一・二〇
その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

均質調製品

動物の肝臓のもの

	X R	A A R A	A A
	5	1	

牛又は豚のもの

その他のもの

第〇一・〇五項の家きんのもの

一六〇一・三一
七面鳥のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇一・三九
その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

一六〇一・四一

六
%

X	B	X	A	R	X	A	A	X	A	R	X
	5										

一六〇二・四二

一六〇二・四九

肩肉及びこれを分割したもの
その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

一六〇二・五〇

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛の臓器及び舌のもの

その他のもの

牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の二〇%

未満のもの

その他のもの

調味した後に乾燥したもの

その他のもの

一六〇二・九〇

その他のもの（動物の血の調製品を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇三・〇〇

肉、魚又は甲殻類、軟體動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース

肉のエキス及びジュース

その他のもの

一六・〇四

魚
(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物

一六・〇四・二

魚
(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)

さけ

気密容器入りのもの以外のもの

その他のもの

一六・〇四・一

いわし

一六・〇四・一

にしん

一六・〇四・一

さば

一六・〇四・一

まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお

一六・〇四・一

さば

一六・〇四・一

かたくちいわし

一六・〇四・一

その他のもの

一六・〇四・一

うなぎ

一六・〇四・一

その他のもの
その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚

卵

にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ
ウス属のもの)のもの

二四〇

六・四%
B X
7

七・二%
B R R R
7 1 1 1

七・二%
B R
7

七・二%
B X
7

にしん（クルペア属のもの）のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの

その他のもの

その他のもの

一六〇四・三〇

一六・〇五

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）

一六〇五・一〇

かに

キヤビア及びその代用物

その他もの

米を含むもの

その他もの

一六〇五・二〇

シリング及びプローン

くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩藏し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し若しくは冷凍したもの

その他のもの
その他のもの

			三・二%		四・八%	七・二%	六・四%		九・六%
A	B	5	R	X	R	B	B	R	B
			1	1			1		1

米を含むもの	ロブスター
その他のもの	その他の甲殻類
えび	その他ものの くん製したもの
いか	いか、帆立貝及び貝柱のもの
その他もの	その他もの
その他もの	その他もの
いか及びくらげ	いか及びくらげ
くらげ	くらげ
なまこ及びうに	なまこ及びうに
その他もの	その他もの
あわび及び帆立貝	あわび及び帆立貝
その他の軟体動物のもの	その他の軟体動物のもの
気密容器入りのもの	気密容器入りのもの
その他もの	その他もの

その他のもの

第一七類

糖類及び砂糖菓子

一七〇・〇一

甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）

一七〇・〇二

その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル

乳糖及び乳糖水

一七〇・一一

無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの

の

一七〇・一・一九

かえで糖及びかえで糖水

一七〇・一・二〇

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）

一七〇・一・三〇

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇

一七〇・一・四〇

%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）

一七〇・一・五〇

果糖（化学的に純粹なものに限る。）

一七〇・一・六〇

その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

一七〇・一・九〇

その他のもの（転化糖並びに他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

七・二
%

B
7

X A X X X A A X

て全重量の五〇%含有するものを含む。)

砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル

ハイ・テスト・モラセス

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

その他のもの

香味料又は着色料を加えたもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

ソルボース

その他のもの

糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）

一七〇三・一〇

甘しや糖みつ

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

		三 %		一 二 %		三 %		
A	B	X	B	X	X	X	B	X
	5		10				5	

一七〇三・九〇	その他もの グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	その他もの 飼料用のもの	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。） チューリングガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。） その他もの	甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他もの	ココア及びその調製品 カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。） カカオ豆の殻、皮その他のくず ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。） 脱脂してないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの	第一八類 一八〇一・〇〇 一八〇二・〇〇 一八・〇三 一八〇三・一〇 一八〇三・二〇		
P P	A A	X A	X X	A A	B 5	X		三 %
7 6								

一八〇四・〇〇 カカオ脂	一八〇五・〇〇 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一八・〇六 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	一八〇六・一〇 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
<hr/>			
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
その他もの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			

R X	R X	X	P X	P A
1	1		9	8

		一八〇六・三一 詰物をしたもの
		一八〇六・三二 詰物をしてないもの
		チヨコレート菓子
		その他もの
		砂糖をえたもの
		その他もの
		その他もの
		チヨコレート菓子
		その他もの
		第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）
		その他もの
		砂糖をえたもの
		その他もの
		その他もの
第一九類 一九・〇一		
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品		

一一四七

X	R	X	X	X	P	X	X	X
		1			10			

(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

一九〇一・一〇

育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

一九〇一・二〇

第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状

態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの
その他のもの

一九〇一・九〇

その他のもの

穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

麦芽エキス

その他のも

一九〇二

スペゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）

一九〇三

タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）

一九〇四

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（どうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものの（他の項に該当するものを除く。）

一九〇五

パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

一九〇五・一〇

クリスピブレッド

ジンジャー・ブレッドその他これに類する物品

スイートビスケット、ワッフル及びウエハー

スイートビスケット

ワッフル及びウエハー

ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

一九〇五・四〇

ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

四
・
五
%

B X X

15

四
・
五
%

B B
15 15

X

九
・
六
%

B X
7

一一五〇

一九〇五・九〇

その他のもの

パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）

聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

その他のもの

砂糖を加えたもの

あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー

主としてぱれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

その他のもの

その他のもの

あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー

主としてぱれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

その他のもの

第一〇類

野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二二五一

九
%

九
%

	X	B	X	X	B	X	X	X	X

15

二〇〇・一

食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分

二〇〇一・一〇

きゅうり及びガーキン

二〇〇一・九〇

砂糖を加えたもの

二〇〇一・九〇

その他のもの

砂糖を加えたもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

スイートコーン

ヤングコーンコブ

その他のもの

その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

スイートコーン

七・五
%

一六・八
%
一一
%

九
%
一二
%

B	A	B	B	B	A
7		10	15	7	

二五二

ヤングコーンコブ

その他のもの

しょうが

その他のもの

一〇・〇一

調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）

一一〇〇一・一〇

トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）

一一〇〇一・九〇

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

トマトピューレー及びトマトペースト

その他のもの

一二〇・〇三
一二〇〇三・一〇
一二〇〇三・一〇

調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）

きのこ（はらたけ属のもの）

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

フレンチマッシュルーム

一二五三

一三・六%	A	B 15	X	B 15	B 15	R 10	B 10
B 10							

二一〇〇三・一〇 その他もの
二一〇〇三・九〇 トリフ
二一〇・〇四 その他もの
二一〇〇四・一〇 く。
二一〇〇四・一〇 ばれいしょ
　　単に加熱による調理をしたもの
　　その他もの
　　マッシュュポテト
　　その他もの
二一〇〇四・九〇 その他他の野菜及び野菜を混合したもの
　　砂糖を加えたもの
　　スイートコーン
　　その他もの
　　その他もの
　　その他もの
　　アスピラガス及び豆
　　アスピラガス
豆

	一 七 %	三 • 八 %	一 〇 • 五 %		三 • 九 %	一 六 %	八 • 五 %	
X	B 15	B 15	B 7		B 15	B 10	B 15	A A A A

二〇〇五・四〇	二〇〇五・一〇	二〇〇五・二〇	二〇・〇五
えんどう (ピスマ・サティヴィム)	均質調製野菜 砂糖を加えたもの	ばれいしょ マッシュポテト及びポテトフレーク	その他ものの 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品 を除く。)
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍してないものに限るものとし、
その他のもの	その他のもの	その他のもの	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品 を除く。)
たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの	たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの	たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの	たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの

二二五	九・六%	一三・六%	一六・八%	一五%	九%	七・五%	一三・六%
X	B 7	B 10	B 10	B 15	B 7	B 10	B 7

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

さや付きのもの

その他のもの

さや付きのもの

その他のもの

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

さやを除いた豆

砂糖を加えたもの

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

さやを除いた豆

砂糖を加えたもの

その他のもの

限る。）

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二〇〇五・五九

一一〇〇五・五一

九・六%
B 10

一四%
X X X B 10

六・八%
B 10
九%
B 7
七・五%
B 10
九・六%
B 10

二五六

二〇〇五・六〇

アスピラガス

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

二〇〇五・七〇

オリーブ

二〇〇五・八〇

スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）

砂糖を加えたもの

二〇〇五・九〇

その他のもの

二〇〇五・九〇
その他の野菜及び野菜を混合したもの

砂糖を加えたもの

豆（さや付きのものを除く。）

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

たけのこ

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

二五七

九 %	一三・六 %	一四 %	一四・九 %	一六 %	九 %
B 10	B 10	X X B 10	B 7	B 10	B 7

豆（さや付きのものを除く。）
サワークラウト
その他のもの
　　氣密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）
　　にんにくの粉
　　その他のも
　　にんにくの粉
　　その他のも
　　マロングラッセ
　　その他のも
二〇〇六・〇〇
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
二〇〇七・〇〇
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
二〇〇七・一〇
均質調製果実
砂糖を加えたもの

三四%	一二·六%	九·八%	九·六%	九·六%	九·六%	一五%
B	B B	B B	B B	B B	B X	B
15	10 15	7 15	10 15	10 15	10	10

一〇〇七・九一

その他のもの
かんきつ類の果実

ジャム、フルーツゼリー及びママレード

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

ジャム及びフルーツゼリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

その他のもの

二 二 三 五 %	二 一 三 五 %	四 〇 %	三 四 %	一 六 ・ 八 %	一 二 ・ 八 %	三 四 %	一 六 ・ 八 %	一 二 ・ 八 %	二 一 ・ 三 %
B 15	B 15	B 15	B 15	B 10	B 15	B 15	B 10	B 15	B 15

二〇·〇八

二〇〇八·一

果实、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

落花生

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの

ヒーナツバター

二〇〇八·一九

砂糖を加えたもの

バルブ状のもの

その他のもの

カシエリナツト及ひその他のいつたナツト

その他のもの

その他のもの

その他のもの

二六〇

一 六 · 八 %	五 · 五 %	一 〇 · % %	X	B 7	一 〇 · % %	X	B 10
A	B B 15 7	B 10					

アーモンド（いつたものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いつたものに限る。）及びカシューナット

ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット

ぎんなん

その他のもの

いつたもの

その他のもの

その他のもの

パイナップル

かんきつ類の果実

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

その他のもの

パルプ状のもの

その他もの

その他のもの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他もの

二〇〇八・四〇

二〇〇八・二〇

なし

一
二
六
一

二 二 % 一 五 %	一 七 % 一 三 %	二 三 % 一 八 %	二 九 % 一 八 %	一 二 % X B A	一 二 % B 10 B 7	四 % A
B 15 10	B 15 15	B 15 15	B 15 15	X 10	B 10	A

その他もの

気密容器入りのもの

その他もの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他もの

その他ものの
その他もの

その他もの

あんず

砂糖を加えたもの

その他もの

さくらんぼ

砂糖を加えたもの

その他もの

パルプ状のもの

その他もの

二〇〇八・七〇

二〇〇八・五〇

二〇〇八

桃
(ネクタリンを含む。)
砂糖を加えたもの

一 六 %	二 二 %	一 五 %	一 六 %	五 一 五 %	四 七 %	九 七 %	七 五 %	一 二 %	一 五 %	一〇 一〇 . 八 % %
B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7

パルプ状のもの

氣密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

氣密容器入りのもの

容器ともの
一個の重量が一キログラム以上のもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

二の作業

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他の文

二〇〇八·八〇

二〇〇八・九一
二〇〇八・九二

パルプ状のもの
その他のもの
その他もの
混合したもの
ミックステッドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
砂糖を加えたもの

その他もの
その他もの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

その他もの

パルプ状のもの

その他もの

二〇〇八・九九

梅

パルプ状のもの
砂糖を加えたもの
その他のもの

その他もの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）

パルプ状のもの
その他のもの

二六四
一五%
一二%
B B
10 10

七・五%
一五%
B B
10 10

六%
A B
5 5

二九・八%
B B
15 15

二三・八%
B B
15 15

二一・三%
B B
15 15

一三%
B
10

バナナ及びアボカドー

その他のもの

ベリー及びプルーン

バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

ドリアン、ランブータン、パッショングルーツ、レイシ及びこれんし

その他のもの

その他もの

パルプ状のもの

バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

カムカム

その他のもの

パルプ状のもの

バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
さとも（冷凍したものに限る。）

その他のもの

ブルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
ドリアン、ランブータン、パッショングルーツ、レイシ、これんし、

一〇 %	二・三 %	七・五 %	一六・八 %	七 %	五・五 %	五・五 %	一〇・五 %	二九・八 %	B 15 10
B 7	A 15	B 10	B 15	B 10	B 10	B 7	B 7	B 7	

爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム

かんしょ（単に蒸氣又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）

その他もの

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

オレンジジュース

冷凍したもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の
その他もの

率） 当該従量税	二九・八 % (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 	二五・五 % B 15	一二 % B 10	一二 % B 15	A

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものの

その他のもの

冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものの

その他のもの

その他もの

砂糖を加えたもの

二五・五%	二一・三%	（その率が一キログラムにつき二三三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・八%	二五・五%	二二・三%	二五・五%	
B 15	B 15		B 15	B 15	B 15	B 15	

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八%
(その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税

二五・五%
B B
15 15

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

グレープフルーツジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

(その率が一 二九・八% 二三%)	二一・三% 二五・五%	当該従量税 率)
B B 15 15	B B 15 15	B B 15 15

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

当該従量税	低いときは、 従量税率より 低い率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率	二九・八 %	二三 %	一九・一 %	二五・五 %	低いときは、 当該従量税 率より	キログラムに つき二三円の 従量税率
一一六九	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15		

率)

一九・一%	二五・五%
B B	15 15

その他のもの
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）
ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八%	一三%
B B	15 15

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税

六%	率）
B 5	

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース
その他のもの
その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の
その他のもの

	二九・八%	二三%	一九・一%	一二%
一九・一%	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税			
一九・一%	B	B	B	B
一九・一%	15	10	15	10

その他のもの
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものの
レモンジュース
ライムジュース
その他のもの

二〇〇九・六九	二〇〇九・四一	二五・五%
二〇〇九・四九	その他のもの	
二〇〇九・五〇	バイナップルジュース	
二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの	

その他のもの
バイナップルジュース
ブリックス値が二〇以下のもの

その他のもの

トマトジュース

ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）

ブリックス値が三〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

二九・八%
(その率が一

つき二三円の

従量税率より

低いときは、

当該従量税

率)

一九・一%

その他のもの
その他のもの

B 15	B 15	B 15	X X X	B 15
---------	---------	---------	-------	---------

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の
その他もの

その他もの

その他もの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他もの

りんごジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の
その他もの

三四% (その他のもの)	二三% (その他もの)	一九・一%	二五・五%	當該従量税率	従量税率より低いときは、キログラムにつき二三円の従量税率	二九・八% (その率が一	一三% (その他のもの)
B	B	B	B			B	B
15	15	15	15			15	15

量税率)	率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一九・一%	二九・八%	一二三%	三四% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従	B B 15 15	B B 15 15
------	------------------------------------	-------	-------	------	---------------------------------------	--------------	--------------

二〇〇九・七九

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

一一〇〇九・八〇

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

ブルーンジュース

その他のもの

率)	当該従量税	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、	二九・八%		一九・一%	
			B	B	B	B
一九・一%	一四・四%	一九・一%	15	10	15	15

その他のもの

野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

混合ジュース

混合果汁

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

一一〇〇九・九〇

その他のものの

率)	当該従量税	低いときは、 従量税率より 低いときは、 従量税率より (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率	二九・八% 二三%	B 15	B 7	B 7	B 15	二五・五%
----	-------	--	--------------	------	-----	-----	------	-------

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

混合野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

第二二類

二二・〇一

各種の調製食料品

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに

二二〇一・一一

コーヒーをもととした調製品
エキス、エッセンス及び濃縮物
砂糖を加えたもの

その他のもの

インスタントコーヒー

その他のもの

二二〇一・一二

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

品

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品

一九・一%
二五・五%

八・一%
五・四%

B B
5 7
B B
15 15

八・八%
八・八%

A B X
7 7

砂糖を加えたもの
その他のもの
インスタントコーヒー
その他のもの

コーヒーをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上

のもの

砂糖を加えたもの

の他のもの

一一〇一・一一〇

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに
茶又はマテをもととした調製品

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品
インスタントティー

の他のもの

茶又はマテをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上
のもの

砂糖を加えたもの

の他のもの

八
%

一五
%

八・八
%

X	X	B 7	A	B 10	X	X	A	B 7	X
---	---	--------	---	---------	---	---	---	--------	---

その他もの

二二〇一・二〇
二二・〇一一

チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

二二〇一・一〇
二二〇一・二〇

酵母（活性のあるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていかないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー

二二〇一・一〇
二二〇一・二〇

酵母（活性のものに限る。）
酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていらないものに限る。）

二二〇一・三〇
二二・〇三

調製したベーキングパウダー

二二〇一・三〇
二二・〇三

ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマ

スタード
^{しょう}
醤油

二二〇三・一〇
二二〇三・二〇

トマトケチャップその他のトマトソース

二二〇三・三〇
二二・〇三

マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

小売用の容器入りにしたもの
その他のもの

二二〇三・九〇
その他もの
ソース

マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング

	七 ・ 五 %	九 %	六 %	A	A	R	三 %	一 五 %
R	B 7	B 7	X B 7				B 5	B 10

その他もの	インスタントカレーその他のカレー調製品
その他もの	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの
その他もの	その他もの
その他もの	スープ、プロス、スープ用又はプロス用の調製品及び均質混合調製食料品
二一〇四・一〇	スープ、プロス及びスープ用又はプロス用の調製品 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）
二一〇四・一一〇	その他もの
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び纖維状にしたたんぱく質系物質
二一〇六・一〇	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）
その他もの	砂糖を加えたもの

		八			○		四		三		六	
		六	四	七		五		八		六		八
X	X	R	B	B	B		B	B	B	B	B	○
			10	7	7		7	7	7	7	7	○

二一〇六・九〇

その他のもの

植物性たんぱく

その他のもの

その他のもの

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の

調製品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量
が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）

チューインガム

こんにゃく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール

分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

従量税率より	二九・八%	X	R	X	X	X	B	B
	（その率が一 キログラムに つき二三円の B 15						10	7

低いときは、
当該従量税
率)

	九 %	一 〇 %	一 一 〇 %	一一 ・ 五 %	一一 〇 %	二 一 〇 %	
その他のもの							A
その他のもの	B 7	B 7	B 10	X	X	B 10	X
その他のもの							
第〇四・一〇項の物品のもの							
その他のもの							
調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超えるものに限る。）							
アルコールを含有しない飲料のもの							
おたねにんじん又はそのエキスを含有するものの							
その他のもの							
その他のもの							
その他のもの							

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの

その他のもの

たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製をえたものに限る。）

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）その他の第一二一二・二〇号の物品のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）

その他のもの

第二二類

二二一・〇一

飲料、アルコール及び食酢

水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、冰及び雪

二二一・〇二

水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）その他のアルコールを含有しない飲料（第一〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）

二二一〇二・一〇

水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに

一一・五
%

B
10

A

X X R

A

限る。)

砂糖を加えたもの

その他のもの

三一〇一・九〇

砂糖を加えたもの

その他のもの

三一〇三・〇〇

ビール

三一・〇四

ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及
びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）

三一〇四・一〇

スペーカリングワイン

その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

二リットル以下の容器入りにしたもの

その他のもの

三一〇四・三〇

その他のぶどう搾汁

アルコール分が一%未満のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

(その率が一
二九・八
%
二三
%)

B B
15 15

X X X

九・六
%
A B R
7 7 1

二八四
1

二一〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）アルコール分が一%未満のもの	二二一〇五・九〇	二二一〇五・一〇	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五
二九・八% (その率が一)	アルコール分が一%未満のもの	その他のも	植物又は芳香性物質 により香味を付けたものに限る。）	アルコール分が一%未満のもの	その他のも	その他のも	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のも
B 15	X 15	B 15	X 15	A 15	B 15	B 15	一九・一% 二五・五%	当該従量税率より低いときは、当該従量税率（）

キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率()

二二一・〇七	その他もの 清酒及び濁酒	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二一・〇二項の物品との混合物	その他ものの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	その他もの エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）			
	アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコールの製造の用に供するもの			
A	X A	X	X	

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

二三〇七・二〇

変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

二三一・〇八

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）

二三一〇八・二〇

及び蒸留酒、リキュー、リキュール、その他のアルコール飲料

二三一〇八・三〇

ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒

二三一〇八・四〇

ウイスキー

二三一〇八・五〇

ラム及びタフィア

二三一〇八・六〇

ジン及びジユネヴァ

二三一〇八・七〇

ウオッカ

二三一〇八・九〇

リキュー、リキュール及びコーディアル

二三一〇八・九〇

その他のもの

エチルアルコール及び蒸留酒

フルーツブランデー

その他のもの

エチルアルコール

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のアルコール飲料

合成清酒及び白酒

果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）

その他のもの

（その率が一
二九・八%
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

A

B A
15

X A X A

							四・八%
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物						
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料						
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟體動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獸脂かす						
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）						
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）						
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）						
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）						
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）						
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーボル						
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）						
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品						
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの						
一キログラム	B 10	A	A	A	A	A	B 7

につき、五九
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超
る一%ごとに
六円を加えた
額

その他のもの
気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量
が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類
する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満
で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく
質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選
別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重

A

A

量の一〇%以上のものを除く。)

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファア緑

加えた額	一キログラム		につき一八円	
	B	A	A	B
五円三〇銭を		10		10

葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

その他のもの

氣密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたるもの（氣密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の一〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

		二四・〇一 たばこ（製造たばこを除く。）及びくすたばこ
	二四・〇二 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用品から成るものに限る。）	
二四・〇三 二四〇三・一〇 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		
二四〇三・九一 シートたばこ その他のもの	喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
二四〇三・九九 たばこのエキス及びエッセンス その他のもの		
第二五類 二五〇一・〇〇 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	X A A X X A

二五〇一・〇〇	その他のもの
二五〇三・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五・〇四	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五・〇五	天然黒鉛
二五・〇六	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五〇七・〇〇	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）
二五・〇八	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）
二五〇九・〇〇	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
二五・一〇	白亜
二五・一一	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する
二五一・〇〇	白亜
二五・一二	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）
二五一・一二	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）

A A A A A A A A A A A

二五・一三

コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー

二五一四・〇〇

スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一五

大理石、トラバーチン、エコーチンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一六

花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若

しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一七

小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方

二五・一八

二五・一八	二五・二〇〇	二五・二一	二五・二二	二五・二三	二五・二四	二五・二五	二五・二六	二五・二七
	形を含む。) の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。) 及びドロマイトラミングミックス 天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア (焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びその他の酸化マグネシウム (純粹であるかないかを問わない。) 天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラススター (着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遲緩剤を加えてあるかないかを問わない。)	石灰石その他の石灰質の岩石 (石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰 (第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)	ポートランドセメント、アルミニナセメント、スラグセメント、スープーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント (着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)	石綿	雲母 (はく離雲母を含む。) 及びそのくず	ステアタイト (天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。) 及びタルク	天然ほう酸塩及びその精鉱 (焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から	

A

A A A

A A A

A A A

二五・二九							
二五・三〇							
第二六類							
第二七類							
二七・〇一							
二七・〇二							
二七〇三・〇〇							
二七〇四・〇〇							
二七〇五・〇〇							
二七〇六・〇〇							
二七・〇七							
鉱石、スラグ及び灰							
鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。） 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。） 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの							

A	A	A	A	A	A	A	A A A

二七・〇八 ピツチ及びピツチコーキス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）

二七・〇九・〇〇 石油及び歴青油（原油に限る。）

二七・一〇 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

二七一〇・一一 軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のも

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

一キロリットルにつき二、

B
10

A

A A

○六九円
一キロリットルにつき二、
三三六円

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフайн（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

○六九円
一キロリットルにつき二、
三三六円

一キロリットルにつき一、
三八六円

一キロリットルにつき一、
三八六円

B A
10

B A
10

A

A

A

B A
10

一キロリットルにつき五
六四円

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

一キロリットルにつき一、
二五七円

二七一〇・一九

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

一キロリットルにつき五六

四円

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

軽油

A

B
10

A

A

A

A

B
10

A

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

一キロリットルにつき一、 二五七円	B 10	A	一キロリットルにつき二、 五九三円	一キロリットルにつき三、 三〇六円

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

一キロリットルにつき二、

三七六円

一キロリットルにつき三、

二〇二円

その他のもの

その他のもの

一キロリットルにつき二、

二〇二円

A A

B 10 A

廃油

二七一〇・九一
二七一〇・九九
二七一〇・九九
二七一・一一
二七一・一二
二七一・一二

ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）を含むもの

その他のもの

石油ガスその他のガス状炭化水素

ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方針により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）
石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

二七一・一三

			二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチッククロック
二七一五・〇〇				歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タル又は鉱物性タルピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
第二九類	第二八類			
二九・〇一		無機化合物及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
二九・〇二	有機化学品			
二九・〇三	非環式炭化水素			
二九・〇四	環式炭化水素			
二九・〇五	炭化水素のハロゲン化誘導体			
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・一一	飽和一価アルコール			
二九〇五・一二	メタノール（メチルアルコール）			
	プロパン一一オール（プロピルアルコール）及びプロパン一一オール（イソブロピルアルコール）			

A	A	A	A	A	A	A	A

二九〇五・一三	二九〇五・一四	二九〇五・一五	二九〇五・一六	二九〇五・一七	二九〇五・一八	二九〇五・一九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ブタン一一オール（ノルマルーブチルアルコール）

その他のブタノール

ペントナール（アミルアルコール）及びその異性体

オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体

ドデカン一一オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン一一オール（セチルアルコール）及びオクタデカン一一オール（ステアリルアルコール）

その他のもの

不飽和一価アルコール

非環式テルペンアルコール

二九〇五・二九

二九〇五・二九

二価アルコール

エチレングリコール（エタンジオール）

プロピレングリコール（プロパン一一・二ジオール）

二九〇五・三九

二九〇五・三九

二九〇五・三九

二一エチル一一（ヒドロキシメチル）プロパン一一・二ジオール（トリメチロールプロパン）

ペントエリトリトール
マンニトール

D-グルシトール（ソルビトール）

X A A A

A A A

A A

A A

A A A A

二九〇五・四五	グリセリン その他のもの
二九〇五・四九	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)
二九〇五・五九	その他のもの
二九〇六・一	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 メントール
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール ステロール及びイノシトール
二九〇六・一三	当該従量税率 八% (その率 が一キログラムにつき二一 三円四四銭の 従量税率より 低いときは、 当該従量税率 率)
A A	B 10
A A	A A
A A	A A

二九〇六・一四	テルピネオール
二九〇六・一九	その他のもの
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体
二九〇六・二九	ベンジルアルコール
二九・〇七	その他のもの
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びバラホルムアルデヒド

A A A A A A A A A A

二九一三・〇〇

第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ

トロソ化誘導体

ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

誘導体

不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
乳酸並びにその塩及びエステル

二九一八・一三
二九一八・一二
二九一八・一一

酒石酸の塩及びエステル

A A A

A A A A A

二九一八・一四	くえん酸
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル
二九一八・一六	くえん酸カルシウム
二九一八・一九	その他もの
二九一八・二二	グルコン酸並びにその塩及びエステル
二九一八・二三	その他もの
二九一八・二三	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一八・二九	オルトーアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
二九一八・三〇	サリチル酸のその他のエステル及びその塩
二九一八・二九〇	その他もの
二九一九・〇〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一九・二〇	その他もの
二九・二〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
誘導体	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

A A A A A A A X X

二九・二一

アミン官能化合物

二九・二三

酸素官能のアミノ化合物

アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

二九・二三・一

モノエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一二

ジエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一三

トリエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一四

デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩

二九・二三・一九
その他のもの

アミノナフートールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

二九・二三・一二

アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩

二九・二三・一二

アニシン、ジアニシン及びフェネチジン並びにこれらの塩

二九・二三・二九
その他のもの

アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩

二九・二三・三一
アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩

二九・二三・三九
その他のもの

アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びに

A A

A A A

A A A A A

A

五・二
%

二九二三・四一	これらの塩 リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
二九二三・四二	グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ
二九二三・四三	その他のもの
二九二三・四四	アントラニル酸及びその塩
二九二三・四五	チリジン（INN）及びその塩
二九二三・四九	その他のもの
二九二三・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
二九二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に单一であるかないかを問わない。）
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物
二九・二六	ニトリル官能化合物
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物
二九・三〇	有機硫黄化合物

A A A A A A A A

A A A A A

B 5 A

二九三一・〇〇

その他のオルガノインオルガニック化合物

二九・三三

複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）

二九・三三

複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）

二九・三四

核酸及びその塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物

二九三五・〇〇

スルホンアミド

二九・三六
二九・三七
二九・三八
二九・三九
二九四〇・〇〇

プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したもの含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）

ホルモン、プロスタグラジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）

グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除

A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---

二九・四一	二九四二・〇〇	二九四二・〇〇	二九・四一	二九・四一
その他の有機化合物	抗生素質	く。)	抗生素質	く。)
第三〇類	第三一類	第三二類	第三一類	第三〇類
医療用品	肥料	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	医療用品
第三三類	第三一類	第三二類	第三一類	第三〇類
第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一
精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	精油、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション
A A	A	A	A	A A A

三三〇一・一三	
三三〇一・一四	
三三〇一・一九	
三三〇一・二一	
三三〇一・二二	
三三〇一・二三	
三三〇一・二四	
三三〇一・二五	

レモンのもの
ライムのもの
その他のもの

精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

ゼラニウムのもの
ジャスミンのもの

ラベンダー又はラバンジンのもの

ペペーミント（メンタ・ピペリタ）のもの

その他のミントのもの

ペペーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）

政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの

その他のもの

その他のもの

ベチベルのもの

その他のもの

レジノイド

その他のもの

香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物

第三五類 三五・〇一 三五・〇二	第三四類	
たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナート	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラススターをもととした歯科用の調製品	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした 歯間清掃用の糸（デンタルフロス） ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）
A	A	A A A A A

その他のアルブミン誘導体

三五〇三・〇〇

ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）

ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシンググラス

その他のもの

三五〇四・〇〇

ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんをえたものを含む。）

三五・〇五

デキストリンその他の変性でん粉（例え、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤

三五・〇六

調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）

三五・〇七

酵素及び他の項に該当しない調製した酵素

第三六類

火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

第三七類

写真用又は映画用の材料

第三八類

各種の化学工業生産品

三一五

A	A	A	A A	X	A	X A	A

三九〇二・二〇			
---------	--	--	--

率)	当該従量税	従量税率より高いときは、 当該従量税率	その他もの
A A	B 10	A A A	エチレン-酢酸ビニル共重合体
			その他もの
			塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの
			プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。） ポリプロピレン
			三九〇一・九〇
			三九〇一・三〇
			三九〇一・一〇
			三九・〇二
			三九・〇一
			三九〇二・二〇
			その他もの
			ポリイソブチレン
			その他もの
			三九〇一・三〇

三九〇一・三〇

プロピレンの共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの
その他もの

三九〇一・九〇

その他もの

三九〇一・九〇

スチレンの重合体（一次製品に限る。）
ポリスチレン

三九〇三・一一

多泡性のもの
その他もの

三九〇三・一九

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの
その他もの

三九〇三・二〇

スチレン—アクリロニトリル（S A N）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの
その他もの

三九〇三・三〇

アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（A B S）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの
その他もの

		○・六二%		一・三一%		○・五六%					
A	B	A	B	A	B	A	A	B	10		
10		10		10							

三九〇三・九〇

その他のもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）

ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

その他のポリ（塩化ビニル）

可塑化してないもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

可塑化したもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇四・二一

三九〇四・二二

三九〇四・二三

三九〇四・三〇
三九〇四・四〇

塩化ビニル—酢酸ビニル共重合体
その他の塩化ビニルの共重合体

○・六二%

○・七八%

A B 9

A B 6

○・七八%
A B 9

○・七八%
A A A B 6

三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体
三九〇四・六一	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇四・六九	その他のもの
三九〇四・九〇	ふつ素系重合体
三九〇六・一〇	ポリテトラフルオロエチレン
三九・〇六	その他もの
三九・〇五	酢酸ビニルその他ビニルエステルの重合体及び他のビニル重合体（一次製品に限る。）
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）
三九〇六・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇六・九〇	その他もの
三九・〇七	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九・〇七	その他もの
三九・〇七	ポリアセタールその他ポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド

○・五六%	○・六八%	○・五六%
A 6	A 6	A A A A B 6

三九・〇八 樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
ポリアミド（一次製品に限る。）

三九・〇九

アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）

三九一〇・〇〇

シリコーン（一次製品に限る。）

三九・一一

石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九・一二

セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九・一三

天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九一四・〇〇

第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

三九・一五

プラスチックのくず

三九・一六

プラスチックの单纖維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他他の加工をしたものとし、ロール

三九・一七

プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えれば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

三九・一八

プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール

第四〇類		三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六	状又はタイル状のものに限る。) 並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。) プラスチック製のその他板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。) その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品
	ゴム及びその製品		
	A	A A A A A A A A	A A

第四一類

原皮（毛皮を除く。）及び革

四一〇一

牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）

四一〇一・二〇

全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたもの又は一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたもの又は一六キログラム以下のものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

四一〇一・五〇

全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

四一〇一・九〇

その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

四一・〇一

羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもの

一一 %	一一 %	一一 %			
B	A	B	A	B	A
10		10		10	

したもので、なめし、ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)

その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし・ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）

四一〇三・一〇
やぎのもの

四一〇三・二〇
爬虫類のもの

四一〇三・三〇
豚のもの

なめし過程にないもの

その他のもの

四一〇三・九〇
その他のもの

牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

潤湿状態（ウェットブルーを含む。）のもの

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット

クロムなめしのもの

四一〇四・一
その他のもの

四一〇四・一九

その他のもの

クロムなめしのもの

その他のもの

乾燥状態（クラスト）のもの

四一〇四・四一
フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット
なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）で、これを超える加工をしてな
いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

その他のもの

染着色したもの

染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル
以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

染着色したもの

四一〇四・四九

その他のもの

なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）で、これを超える加工をしてな
いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

三三五

一 % B 10	一 % A	一 % B 10	一 % B 10	一 % A 10	一 % B 10

四一〇六・三一	四一〇六・一二	四一・〇六	四一〇五・三〇	四一〇五・一〇	四一・〇五	四一〇六・二二	四一〇六・二一
豚のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	やぎのもの	染着色したものの 乾燥状態（クラスト）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	その他ものの 染着色したもの	その他ものの 染着色したもの	その他ものの 染着色したもの
湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

一・二%	一六%	一六%	一六%	一六%
B 7	A 10	A	A	B 10

				四一〇六・三二
				乾燥状態（クラスト）のもの
				染着色したもの
				その他のもの
				爬虫類のもの
				植物性前なめしをしたもの
				その他のもの
				染着色したもの
				わに又はとかげのもの
				その他のもの
				その他のもの
				その他もの
				湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
				乾燥状態（クラスト）のもの
				染着色したもの
				その他のもの
				牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものと毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
				全形の革
				フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
四一〇七・一一	四一〇七	四一〇六・九一	四一〇六・九二	四一〇六・四〇

				一・二%				一・二%			一・六%	
				A 7	B 7	A	A	B 7	B 7	A	B 7	B 7

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

四一〇七・一九

四一〇七・一二

	一 二 %								
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
10	10	7	10	10	10	7	10	10	7

四一〇七・九二

その他のもの（サイドを含む。）

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

その他のもの

三三
九

	一 二 %	一 二 %	一 二 %	一 六 %	一 三 三 %	一 二 %	一 二 %	一 六 %	一 三 三 %	一 二 %
	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7

四一一一・〇〇

革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パートメント仕上げをしたものと含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

四一・一三
四一一三・一〇

他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パートメント仕上げをしたものと含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）

やぎのもの

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

四一・一三・一〇

豚のもの

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

一・二%	一・六%	一・二%	一六%	一・二%	一六%	一・二%
B 7	B 7	B 7	A 10	B 7	A 10	B 7

四一三・三〇	爬虫類のもの
四一三・九〇	パーチメント仕上げをしたもの
四一三・九〇	染着色し又は模様付けしたもの
四一三・九〇	わに革及びとかげ革
四一三・九〇	その他のもの
四一三・九〇	その他のもの
四一三・九〇	パーチメント仕上げをしたもの
四一三・九〇	その他のもの
四一三・九〇	染着色し又は模様付けしたもの
四一三・九〇	その他のもの
四一三・九〇	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー
四一三・九〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉
四一三・九〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。）
四一三・九〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革

		X	A	B	B	A	B	B	B
				7	7		7	7	7
—	•	—	•	—	—	—	•	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	%	—	—	%	%	—	%	%	%

第四二類	○・六%
四二〇一・〇〇 四二・〇二	一・〇六%
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	
旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スボーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	
トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザーモデル	
携帶用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が	
四二〇一・一	B 7

四二〇二・一三	一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。) その他のもの
四二〇二・一九	外縫がプラスチック製又は紡織用纖維製のもの 携帶用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半 貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が 一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇二・一九	その他のもの 外縫がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの その他のもの
四二〇二・一九	その他のもの ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいな いかを問わない。）
四二〇二・二一	外縫が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザーリー製のもの 貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの
四二〇二・二一	革製又はパテントレザーリー製のもの その他のもの
四二〇二・二一	革製又はパテントレザーリー製のもの その他のもの

四二〇一・二九	その他もの	外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの
四二〇一・三一	その他もの	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇一・三三	その他もの	財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇一・三九	その他もの	外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇一・三九	その他もの	その他もの

八%	B7	B7	B7	B7	B7	B7	一一・八%	八%	一一・八%	六・四%	六・四%	八%
○・八二%	六・四%	一一・八%	八%	一一・八%	八%	八%	○・八二%	六・四%	一一・八%	六・四%	六・四%	八%

四二〇一・九一	
四二〇一・九二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの
四二〇一・九九	その他もの

四二〇一・九九	木製のもの
四二〇三・一〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他 の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの
四二〇三・一〇	その他もの
四二〇三・一一	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 衣類
四二〇三・一二	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの
四二〇三・二二	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの
四二〇三・二九	その他もの
四二〇三・二九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの

	一六%	一六%	一〇%	〇・九二%	〇・六八%	〇・五四%	六・四%	八%
X	B 7							

四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品		
第四四類	木材及びその製品並びに木炭		
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		
四四・〇四	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものとし、及びチップウッドその他これに類するもの		
四四・〇五・〇〇	木毛及び木粉		
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル		

A A A	A A A	A X X

を超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものである
かないかを問わない。）

四四
•〇八

四四・〇八
化粧ばり用单板（積層木材を平削りすることにより得られるもの、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながはぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。

四四・〇九
さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

四四・一〇
パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテツドストラップボード及びウエファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）

四四・一一 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）

四四・一二 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材

合板（木材の単板のみから成るもので各单板の厚さが六ミリメートル以下のものに限

20

四四一二・一三
四四一二・一四
少なくとも一の外面の単板が熱帶産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの
その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）

四四一九・一九	その他のもの
四四一九・二三	その他のもの（少なくとも一の外面の单板が針葉樹以外のものに限る。）
四四一九・二三	少なくとも一の单板が熱帶産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの
四四一九・二九	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）
四四一九・二九	その他のもの
四四一九・九二	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）
四四一九・九三	その他のもの
四四一九・九九	その他のもの
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
四四一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル ドラム及び木製のパレット、ボックスタスパレットその他積載用ボード並びに木製のパ レット枠
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びお け材を含む。）
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディー、柄及び握り並びに靴の木型
四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ けら板を含む。）
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品

四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	第四五類	第四六類	四六・〇一	四六〇一・二〇	四六〇一・九一
四四・二一	その他の木製品	コルク及びその製品	わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなどその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなどその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなどその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	いぐさ（ウンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テグティフオルミス）製のもの その他のもの その他のもの	植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなどその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	
A A	A B 5	六 %			A	A A

第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇	絹及び絹織物 繭（繩糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの	第四九類 図案	第四八類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び	第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙	四六〇一・九九 四六〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	その他のもの いぐさ（ユンクス・エフス）製又は七島い（キュペルス・テグティフォルミス）製のもの その他のもの
X A X	A	A	A	A A A B 5			六% 5

五六・〇一	第五六類	第五五類	第五四類	第五三類	第五二類	第五一類	五〇・〇七	五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇	五〇・〇三
A		A	A	A	A	A	A A A A A				

絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した纖維を含む。）
絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたもの）
絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたもの）
絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然でぐす
絹織物

絹及び綿織物

羊毛、纏獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物

人造纖維の長纖維及びその織物

人造纖維の短纖維及びその織物

ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

紡織用纖維のウオツディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用纖維（フロック）、紡織用纖維のダスト及びミルネット

五六・〇二
五六・〇三
五六・〇四
五六〇四・一〇
五六〇四・二〇
五六〇四・九〇

フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）
ゴム糸及びゴムひも（紡織用纖維で被覆したものに限る。）並びに紡織用纖維の糸及び
第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又は塑
ラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）

ゴム糸及びゴムひも（紡織用纖維で被覆したものに限る。）
強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもの
で、染み込ませ又は塗布したものに限る。）

その他もの

ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの

その他もの

綿製のもの

その他ものの

○・三八%
(その率が一
キログラムに
つき二円六〇
銭の従量税率
より低いとき
は、当該従量
税率)

B A A A A A

B 7

第五九類 製品	第五八類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維	第五七類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物	五六〇五・〇〇 金屬を交えた糸（紡織用纖維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。） ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	五六・〇七 ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の綱（製品にしたもので、紡織用纖維製のものに限る。） 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	五六・〇八 五六〇九・〇〇	五六〇六・〇〇 ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン
	A	A	A	A A A A	A	A	A

第六〇類							
メリヤス編物及びクロセ編物							
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）							
第六一類							
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）							
第六二類							
第六三類							
紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ							
第六四類							
履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品							
第六四・〇一							
防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）							
第六四〇一・一〇							
履物（保護用の金属製トーキヤップを有するものに限る。）							
スキー靴							
その他のもの							
その他の履物							
ひざを覆うもの							
くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）							
スキー靴							
六・七%	六・七%						
X	B 7	B 7	X				
				A	A	A	A

六四〇一・九九	その他のもの
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴
六四〇二・一九	スノーボードブーツ
六四〇一・一九	その他のもの
六四〇一・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）
六四〇一・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
六四〇一・九一	その他の履物
六四〇一・九九	くるぶしを覆うもの
六四・〇三	その他のもの 短靴
六四・〇三	その他のもの
六四〇三・一二	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）
六四〇三・一九	スポーツ用の履物
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ
六四〇三・一九	その他のもの

				六	六	六		六
				·	·	·		·
	八	八	七	七	七	八		八
	%	%	%	%	%	%		%
X	X	X	B	B	B	B	X	B
			7	7	7	7		7

六四〇三・一〇

履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）

室内用履物

その他のもの

履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキヤップを有するものを除く。）

本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）

その他のもの

スリッパ

その他のもの

六四〇三・四〇

その他の履物（保護用の金属製トーキヤップを有するものに限る。）

本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの

その他のもの

その他の履物（本底が革製のものに限る。）
くるぶしを覆うもの

室内用履物

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

二 一 六 % B 10	二 四 % X 10	二 一 六 % B 10	二 四 % B 10	二 一 六 % X 10	二 一 六 % B 10	二 一 四 % B 10
-----------------------------	------------------------	-----------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

その他のもの

スリッパ その他の室内用履物

スリッパ

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

くるぶしを覆うもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

その他のもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパ その他の室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

二一・六%

B X
10

一一四%

B 10

一一六%

B X
10

二一・六%

B 10

一一四%

B X
10

その他のもの

スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

六四〇・四

履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用纖維製のものに限る。）

六四〇・一
六四〇・一九

履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物

その他のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

地下たび及びキャンバスシューズ

その他のもの

六四〇・二〇

履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

二四%	八%	六・七%	二四%	八%	二四%
X 10	B 7	B 7	X 10	B 7	B 10

本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものと除く。）

キャンバスシューズ

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）

その他のもの

その他のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

六四〇五・一〇

甲が革製又はコンポジションレザー製のもの

本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）

その他のもの

六四〇五・二〇

甲が紡織用纖維製のもの

A	A	B	X	B	B	X	B	B	X	B	一七・三%
		7		10			10			10	

六四〇五・九〇

その他のもの

本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

本底が革製のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びに

ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

甲及びその部分品（しんを除く。）

革製のもの及び毛皮を使用したもの

その他のもの

本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

六四〇六・一〇

六四・〇六

三 四 %	三 四 %	八 %	一 四 %	二 四 %
B 10	B 7	X	A 7	B 10

七〇・一三

ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）

七〇・一四・〇〇

ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものと除く。）

七〇・一五

時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント

七〇・一六

ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

七〇・一七

理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）

七〇・一八

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）

A A

A

A A

		七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
		七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスファイア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
		七〇一八・九〇	その他のもの
			貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの その他のもの
	第七一類	七〇一九	ガラス纖維（ガラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス纖維の糸及び織物）
		七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品
七一・〇四	七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
	七一・〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）	
	七一・〇三	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。） 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）	
	七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	
			六・六%
三五五	A	A A	A A B ₇ A A

問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。)

七一・〇五

七一・〇六

七一〇七・〇〇

銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

七一・〇八

銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

七一〇九・〇〇

金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）
白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

七一・一〇

白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

七一・一一・〇〇

金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）

七一・一二

身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問い合わせる。）

七一・一三・一一

銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問い合わせる。）

七一・一三・一九

その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問い合わせる。）

白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかな
いかを問わない。）

その他のもの

七一三・二〇

貴金属を張つた卑金属製のもの

細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）

その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）

天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品

身辺用模造細貨類

貨幣

七七二・類

鉄鋼

七七三・類

鉄鋼製品

七七四・類

銅及びその製品

七七五・類

ニッケル及びその製品

第七六・類

アルミニウム及びその製品

二・〇八%
二・一六%
%

B5 B5 B5

A A A A A

A

A

A

A

A

第九一類 九一・〇一	第九〇類 九一・〇二	第九一類 九一・〇三	時計及びその部分品 腕時計、懷中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懷中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帶用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） その他の時計（携帶用時計を除く。）	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	第八七類
九一・〇四 九一・〇五	九一・〇六							
A A A A A								

九一〇七・〇〇
九一・〇八

は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
ウォッチムームーブメント（完成品に限る。）

その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）

時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組
み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの
並びに時計用ラフムームーブメント

携帯用時計のケース及びその部分品

時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品
に使用するもの並びにこれらの部分品

携帶用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品

貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの

卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）

その他もの

革製又はコンポジションレザー製のもの

毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴
石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの

その他もの

その他もの

二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しな

一〇%
一六%

B 7 B 7

A A A A A

A A A A A

い。) から成るもの

その他のもの

九一・一四

その他の時計の部分品

第九二類

樂器並びにその部分品及び附屬品

第九三類

武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附屬品

第九四類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物
をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイル
ミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建
築物

第九五類

がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附屬品

第九六類

雑品

アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性
の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造
したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）

植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これ

A	A	A	A	A	A A B

らの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスカイージー（ローラースクイージーを除く。）
手ふりい

トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

スライドファスナー及びその部分品

ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）

鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチョーク

九六一〇・〇〇

石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

九六一一・〇〇

日付印、封かん用の印、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイツク及びこれを有する手動式印刷用セット

九六一二

タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプレーに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）

九六一三

たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）

九六一四

喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品

九六一五

くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品

九六一六

香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド

九六一七・〇〇

魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）

第九七類	九六一八・〇〇 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの
	美術品、収集品及びこうどう
A	A

(マレーシアの表は省略)

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の產品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (c) 次の定義を適用する。
 - 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- (d) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

(e) 第三十条に規定する特定の割合であつて、統一システムの第二八類から第九七類までに規定する產品の生産に使用される非原產材料（関連する關稅分類の変更が行われないものに限る。）の価額の總額又は總重量に関するものは、次のとおりとする。

(i) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する產品については、当該產品の価額の十パーセント

(ii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する產品については、当該產品の重量の七パーセント

注釈1 「非原產材料の価額」とは、第二十八条6の規定に従つて決定される価額をいう。

注釈2 「当該產品の価額」とは、第二十八条4(b)に規定する本船渡しの価額又は同条5に規定する価額をいう。

(f) (i) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品であつて、締約国の領域において他の產品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品について適用

される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、当該產品が
いづれかの締約国の領域において組み立てられる場合に限る。

(ii) (i)の規定にかかわらず、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする產品が第八五四一・一〇号から第
八五四二・九〇号までの各号に分類される場合には、当該產品の生産に使用されるすべての非原產材
料について、第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の
材料からの関税分類の変更が行われなければならない。

第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

○一・〇一一〇一・〇六

第一〇一・〇一項から第一〇一・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

○二・〇一・一〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
 (第一類の材料からの変更を除く。)

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・〇一・一〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一・一〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一・一〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び裝飾用の

葉

○六・〇一一〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

○七・〇一一〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・〇一一〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九〇一・一一一〇九〇一・一二

第〇九〇一・一一一〇九〇一・一二号又は第〇九〇一・一二二号の產品への他の類の材料からの変更
○九〇一・一二一〇九〇一・二三

第〇九〇一・一二二号又は第〇九〇一・一二三号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更

らの変更

○九〇一・九〇一〇九〇四・一一

○九〇四・一二

○九〇四・二〇一〇九〇六・一〇

○九〇六・二〇

○九〇七・〇〇一〇九一〇・四〇

○九一〇・五〇

○九一〇・九一

○九一〇・九九

第〇九〇一・九〇号から第〇九〇四・一号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九〇四・一二号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九〇四・二〇号から第〇九〇六・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九〇六・二〇号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九〇七・〇〇号から第〇九一〇・四〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更

第〇九一〇・五〇号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九一〇・九一号の产品への他の号の材料からの変更

第〇九一〇・九九号の产品への他の類の材料からの変更

第一〇類 谷物

一〇・〇一一〇・〇八

第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の产品への他の類の材料からの変更

第一一類 谷粉、加工谷物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一一・〇四

一一・〇五

一一・〇六・一〇

一一・〇六・二〇

一一・〇六・三〇

一一・〇七一一・〇九

第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第一一・〇五項の產品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
第一一・〇六・一〇号の產品への他の類の材料からの変更
第一一・〇六・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）

第一一・〇六・三〇号の產品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一二・〇一一・一二・一四

第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

一二・〇一一・三・〇一

第一三・〇一項又は第一三・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一一五・一〇

第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

一五一・一〇

更を除く。）

一五一・九〇

第一五一・九〇号の產品への他の号の材料からの変更

一五・一二

第一五・一二項の產品への他の類の材料からの変更

五一三・一一一五一三・二一

第一五・一二号から第一五二三・二一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

らの変更

五一三・二九

第一五・二九号の產品への他の号の材料からの変更

五一・一四一・一五・一五

第一五・一四項又は第一五・一五項の產品への他の類の材料からの変更

一五・一六

一五一七・一〇

一五一七・九〇一一五二〇・〇〇

一五・二一

一五・二二

一五・二三

第一五・一六項の產品への他の項の材料からの変更

第一五一七・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一五・一一項の材料から
らの変更を除く。）

第一五一七・九〇号から第一五一〇・〇〇号までの各号の產品への当該各号が属す
る項以外の項の材料からの変更

第一五・二一項の產品への他の類の材料からの変更

第一五・二三項の產品への他の項の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第一四類ま
で）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟體動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈 第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号及び第一
六〇五・二〇号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろ
うにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録
され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海

から得られる非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

二六・〇一

一六〇二・一〇一一六〇二・三一

第一六・〇一項の產品への他の類の材料からの変更
第一六〇二・一〇号から第一六〇二・三一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

一六〇二・三二一一六〇二・三九

第一六〇二・三二号から第一六〇二・三九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一六〇二・四一一一六〇二・四九

第一六〇二・四一号から第一六〇二・四九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

一六〇二・五〇一一六〇二・九〇

第一六〇二・五〇号から第一六〇二・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一六〇三

一六〇四・一一一六〇四・一二

一六〇四・一三

一六〇四・一四

一六〇四・一五一一六〇四・二〇

一六〇四・三〇一一六〇五・一〇

一六〇五・二〇

第一六〇三項の產品への他の類の材料からの変更

第一六〇四・一号又は第一六〇四・一二号の產品への他の類の材料からの変更
(第三類の材料からの変更を除く。)

第一六〇四・一三号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国に旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇四・一四号の產品への他の類の材料からの変更

第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国に旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇四・三〇号から第一六〇五・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の材料からの変更を除く。)

第一六〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更 (第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第

一六〇五・三〇一一六〇五・九〇

三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三國の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一

第一七・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第二二類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一一一一七〇二・一九

第一七〇二・一一一号から第一七〇二・一九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一〇一一七〇二・四〇

第一七〇二・一〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

一七〇二・五〇一一七〇二・九〇

第一七〇二・五〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。）

一七・〇三

第一七・〇三項の產品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

一七・〇四

第一七・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八〇三・一〇号及び第一八〇五・〇〇号から第一八〇六・一〇号までの各号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていかない場合に限る。

一八・〇一一一八・〇二
一八〇三・一〇

第一八・〇一項又は第一八・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第一八〇三・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）

一八〇三・二〇

一八・〇四

一八〇五・〇〇一一八〇六・一〇

第一八〇三・二〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）
第一八・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第一八〇五・〇〇号から第一八〇六・一〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、產品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）

一八〇六・二〇一一八〇六・九〇

第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が產品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリーフ製品

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

(a)

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて產品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九・〇一一九・〇四

一九〇五・一〇一一九〇五・二〇

一九〇五・四〇

第一九・〇一項から第一九・〇四項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更
(第一〇類又は第一一類の材料からの変更を除く。)

一九〇五・三一一一九〇五・三二
一九〇五・四〇

第一九〇五・三一号又は第一九〇五・三二号の產品への他の類の材料からの変更
第一九〇五・四〇号の產品への他の類の材料からの変更 (第一〇類又は第一一類の
材料からの変更を除く。)

一九〇五・九〇

三八〇

第一九〇五・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものへの他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）又は、

第一九〇五・九〇号のその他の產品への他の類の材料からの変更

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇・〇一項、第二〇・〇六項、第二〇〇三・一〇号から第二〇〇五・九〇号までの各号及び第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業

が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて、產品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇・〇一

第二〇・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

第二〇・〇二項の產品への他の類の材料からの変更（第二〇・〇一項の材料からの変更を除く。）

二〇〇三・一〇一・一〇〇四・一〇

第二〇〇三・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇四・九〇

第二〇〇四・九〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類、第一一類又は第

一七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

一〇〇五・一〇一—一〇〇五・二〇

第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇〇五・四〇

第二〇〇五・四〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第一一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇〇五・五一—二〇〇五・九〇

第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・九〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇・〇六

第二〇・〇六項の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

一〇・〇七

第二〇・〇七項の產品への他の類の材料からの変更

二〇〇八・一一

第二〇〇八・一号の产品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

二〇〇八・一九一二〇〇八・九二

第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・九二号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇八・九九

第二〇〇八・九九号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・一一一二〇〇九・四九

第二〇〇九・一号から第二〇〇九・四九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・五〇

第二〇〇九・五〇号の产品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・六一一二〇〇九・七九

第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・八〇

第二〇〇九・八〇号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇九・九〇

第二〇〇九・九〇号の产品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二二類 各種の調製食料品

二二〇一・一一一二一〇一・一〇

第二二〇一・一一一号から第二二〇一・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇一・三〇

第二二〇一・三〇号の產品への他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変更を除く。）

二二〇一・一〇一二一〇三・一〇

第二二〇一・一〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇三・二〇

第二二〇三・二〇号の產品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

二二〇三・三〇一一〇六・一〇

第二二〇三・三〇号から第二二〇六・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

二二〇六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇六・九〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二三類 飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一

第二三・〇一項の產品への他の類の材料からの変更

二二〇一・一〇

二二〇一・九〇

二二・〇三

二二・〇四一二三・〇六

二二・〇七

二二〇八・二〇一二二〇八・三〇

二二・〇七

二二〇八・二〇一二二〇八・六〇

二二・〇七

二二〇八・四〇一二二〇八・六〇

二二・〇八・七〇

二二・〇八・七〇

第二二〇一・一〇号の產品への他の類の材料からの変更
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・九〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二・〇三項の產品への他の項の材料からの変更
第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）

第二二・〇七項の產品への他の類の材料からの変更
第二二・〇七項の產品への他の類の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・三〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二〇八・四〇一二二〇八・六〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

第二二〇八・七〇号の產品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、
原產資格割合が五十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒（みりん）への他の項の材料からの変更及び原產資格割合が五十パーセント以上であること、

第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであつて、アルコール分が一

二二〇八・九〇

パーセント未満のものに限る。) への他の類の材料からの変更 (第八類又は第一〇類の材料からの変更を除く。) 又は、

第二二〇八・九〇号のその他の產品への他の項の材料からの変更 (第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。)

二二一・〇九

第二二一・〇九項の產品への他の類の材料からの変更

第一二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二二一・〇一—二三・〇八

第一二三・〇一項から第二二三・〇八項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更

二二三・〇九
原産資格割合が四十パーセント以上であること (第二二三・〇九項の產品への関税分類の変更を必要としない。)。

第一四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇一一四〇一・一〇

第一四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の產品への他の類の材料からの変更

二四〇一・三〇

第一四〇一・三〇号の產品への他の号の材料からの変更

二四〇二・一〇一一四〇三・九九

第一四〇二・一〇号から第二四〇三・九九号までの各号の產品への当該各号が属す

る項以外の項の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五〇一

二五〇一・〇〇一・一五〇四・九〇

第二五〇一項の產品への他の類の材料からの変更

第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五〇五・一〇一二五〇六・二一号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五〇六・二九一二五〇七・〇〇

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇六・二九号から第二五〇七・〇〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・一〇

第二五〇八・一〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・一〇号の產品への
関税分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・二〇一二五〇八・六〇

号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・二〇号から第二五〇
八・六〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

二五〇八・七〇

第二五〇八・七〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇八・七〇号の產品への
關稅分類の変更を必要としない。）。

二五〇九・〇〇一二五一・二〇

号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への當該各号以外の
關稅分類の変更を必要としない。）。

第二五〇九・〇〇一二五一・二〇号の
材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五〇九・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二五一二・〇〇一二五一三・一九
号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二五一二・〇〇一二五一三・一九
号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

二五一三・一一〇一二五一四・〇〇

号の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一二・〇〇号から第二五
一・二〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一三・二一〇号から第二五一四・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一五・一一号から第二五六・二二号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一五・一一号から第二五六・二二号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一六・九〇号の产品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一六・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一七・一〇一二五二三・三〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一七・一〇号から第二五一二・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二五一三・一〇号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一三・二二号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一三・二九一二五二三・九〇号の产品への他の号の材料からの変更

第二五一四・〇〇一二五二五・二〇号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五一四・〇〇号から第二五一四・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

三九〇

一五二一五・三〇

五・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第二五二五・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二五・三〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。)。

一五二六・一〇一二五三〇・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二六・一〇号から第二五三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二六・一〇号から第二五三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

○・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第一六類 鉱石、スラグ及び灰

二六〇一・一一一六〇二・〇〇

第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六〇一・一一号から第二六〇二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

二六〇三・〇〇一一六〇四・〇〇

第二六〇三・〇〇号から第二六〇四・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六〇三・〇〇号から第二六〇四・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

二六〇五・〇〇一・一六一六・一〇

第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二六一六・九〇

第二六一六・九〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

二六一七・一〇一二六一八・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一六・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二六一九一二六・二二

第二六一九項から第二六・二二項までの各項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二六一九項から第二六・二二項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七〇一・一一一一七〇一・一九

第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の产品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七〇一・二〇号の产品への他の項の材料からの変更

二七〇二・一〇一二七〇九・〇〇

号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七〇二・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の

九・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・一一一二七一〇・一九号までの各号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・一一号から第二七一〇・一九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・九一一二七一〇・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一〇・九一号から第二七一〇・一九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二七一〇・九一号から第二七一〇・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二七一一・一一号から第二七一一・一九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二七一一・一一一二七一五・〇〇

第六部 化學工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類 無機化學品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一一八〇四・五〇

第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・六一一二八〇四・六九

第二八〇四・六一一二八〇四・六九号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第二八〇四・七〇一一八〇五・四〇

第二八〇四・七〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・七〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

二八〇六・一〇

第二八〇六・一〇号の產品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第一八〇六・一〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇六・二〇号から第二八四二・九〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第一八〇六・二〇号から第二八四二・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八・四四一二八・五一項から第二八・五一項までの各項の产品への当該各項以外の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九類 有機化学品

二九〇一・一〇一二九〇五・四三

第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四三号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇五・四四

二九〇五・四五一二九〇五・五九

第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇六・一一

第二九〇六・一一号の产品への他の類の材料からの変更（第三三三類の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一一号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九〇六・一二一二九一八・一三

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一一号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇六・一二号から第二九〇八・一三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九一八・一四一二九一八・一五
二九一八・一六一二九三九・九九

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の产品への他の項の材料からの変更
第二九一八・一六号から第二九三九・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九一八・一六号から第二九三九・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・四〇

第二九・四〇項の產品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの
変更を除く。）

二九四一・一〇一一九四二・〇〇

第二九四一・一〇号から第二九四二・〇〇号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九四一・一〇号から第二九四
一・〇〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇類 医療用品

三〇・〇一—三〇・〇三

第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料
からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項から第三〇・〇三
項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇四項の產品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの
変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇四項の產品への関税分
類の変更を必要としない。）。

第三〇・〇五—三〇・〇六
第三〇・〇五項若しくは第三〇・〇六項の產品への当該各項以外の項の材料からの
変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三一類 肥料

三一〇一・〇〇一三一〇五・九〇

第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

三一・〇一一三一・〇五

第三二・〇一項から第三二・〇五項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二・〇一項から第三二・〇五項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二・〇六項の产品への他の項の材料からの変更（第二八類の材料からの変更を

三一・〇六

除く。) 又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三二一・〇六項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三三一・〇七一三三一・一五

第三二一・〇七項から第三三二・一五項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三二一・〇七項から第三三二・一五項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三三二類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三一・〇一一三三一・〇七

第三三一・〇一項から第三三三・〇七項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第三三一・〇一項から第三三三・〇七項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三三四類

せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科

用の調製品

三四・〇一

第三四・〇一項の產品への他の項の材料からの変更又は、原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

三四〇二・一一一三三四〇二・九〇

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

三四・〇三一三四・〇七

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇

第三五〇一・一〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三五〇一・一〇号の產品への関

税分類の変更を必要としない。)。

三五〇一・九〇

三五〇一・一一一三五〇二・一九

三五〇一・二〇一三五〇五・二〇

三五・〇六一三五・〇七

三五・〇六一三五・〇七

第三五〇一・九〇号の产品への他の項の材料からの変更
第三五〇二・一一号から第三五〇二・一九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更(第四類の材料からの変更を除く。)

第三五〇二・二〇号から第三五〇五・二〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五・〇六項又は第三五・〇七項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一一三六・〇六

第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の产品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一

第三七・〇一項の產品への他の類の材料からの変更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇一項の產品への關稅分
類の変更を必要としない。）。

三七・〇二—三七・〇七

第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料
からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七
項までの各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇一三八〇一・九〇

第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の
号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇
一・九〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

三八・〇二—三八・〇四

第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料
からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇四項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇五・一〇一三八〇六・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・〇七一三八・〇八

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇九・一〇号の產品への他の項の材料からの変更（第一一・〇八項又は第三五・〇五項の材料からの変更を除く。）

三八〇九・九一一三八二四・九〇

第三八〇九・九一号から第三八二四・九〇号までの各号の產品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二四・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・二五項の產品が第二十八条（第三章）に定めるいづれかの締約国の領域において完全に得られ、又は生産されること（第三八・二五項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八・二五

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

第三九類 プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇一三九〇一・二〇

第三九〇一・一〇号若しくは第三九〇一・二〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇一・一〇号又は第三九〇一・二〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇一・三〇一三九〇一・九〇

第三九〇一・三〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の產品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇一・三〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・一〇

第三九〇二・一〇号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・一〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・二〇

第三九〇二・二〇号の產品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・二〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・三〇

第三九〇二・三〇号の產品への他の類の材料からの変更又は、

三九〇二・九〇一三九〇三・一一

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・三〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇二・九〇号から第三九〇三・一一号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇二・九〇号から第三九〇三・一一号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・一九号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・一九号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・二〇号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・三〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・三〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇三・九〇号の产品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇三・九〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三九〇四・一〇号の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九〇四・一〇号の产品への関

税分類の変更を必要としない。)。

三九〇四・二二一三九一四・〇〇
第三九〇四・二一号から第三九一四・〇〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

三九一六・一〇一三九二六・九〇
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇四・二二一号から第三九一四・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三九・一五
第三九・一五項の产品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一五項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

三九一六・一〇一三九二六・九〇

第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九一六・一〇号から第三九二六・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第四〇類 ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇一四〇〇一・三〇

第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇一・一〇号から第四〇〇一・三〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

四〇・〇一一四〇・一

第四〇・〇二項から第四〇・一二項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・〇二項から第四〇・一二項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

四〇一二・一一四〇一二・九〇

第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

四〇・一三一四〇・一七

第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用裝着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一一四一・〇三

第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

四一・〇四

第四一・〇四項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項の材料からの変更を除く。）

四一・〇五

第四一・〇五項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項の材料からの変更を除く。）

四一・〇六

第四一・〇六項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項の材料からの変更を除く。）

四一・〇七

第四一・〇七項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。）

四一・一二

第四一・一二項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。）

四一・一三

第四一・一三項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。）

四一・一四

第四一・一四項の產品への他の項の材料からの変更（第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。）

四一・一五

第四一・一五項の產品への他の項の材料からの変更

第四二類 製品
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

四二・〇一一四二・〇四

第四二・〇一項から第四二・〇四項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更（第四二・〇五項の材料からの変更を除く。）

四二・〇五

第四二・〇五項の產品への他の項の材料からの変更

四二・〇六

第四二・〇六項の產品への他の項の材料からの変更（第四二・〇五項の材料からの変更を除く。）

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一

第四三・〇一項の產品への他の項の材料からの変更

四三・〇二

第四三・〇二項の產品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。）

四三・〇三

第四三・〇三項の產品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。）

四三・〇四

第四三・〇四項の產品への他の項の材料からの変更

第九部

木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一一四四・一一
四四一二・一三一四四一二・一九

第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更

四四一二・一二・一三号から第四四一二・一九号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。

第四四一二・一二・九九号までの各号の產品への他の項の材料からの変更

四四・一三一四四・二一

第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の產品への當該各項以外の項の材料からの変更

第四五類 コルク及びその製品

四五〇一・一〇一四五〇四・九〇

第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第四五〇一・一〇号から第四五〇四・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六・〇一

第四六・〇一項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、

第四六・〇一項の產品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更若しくは、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六・〇一項の產品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。

四六・〇二

第四六・〇二項の產品への他の類の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四六・〇二項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一〇部 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七〇一・〇〇一四七〇七・九〇

第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八〇一・〇〇一四八二三・九〇

第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四八〇一・〇〇号から第四八二三・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九〇一・一〇一四九一一・九九

第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パー セント以上であること（第四九〇一・一〇号から第四九一一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一部 紡織用纖維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、
浸染し、又はなせんする工程

については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) バフ加工、オパール加工

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)
マーク加工	液体アソシエーション加工	発泡なせん	植毛、フロック加工、電着加工	難燃加工	エメリ加工	エンボス加工	イージーケア加工	消臭加工	蒸じゅう、デカタイジング	防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ

(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)
防縮加工	せん毛、シャーリング	シユライナ加工	リツブル加工	リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工	はつ油加工	透湿防水加工	モアレ仕上げ	縮じゅう	制菌加工

(37) ソイルガード加工 (SG加工)

(38) ソイルリリース加工 (SR加工)

(39) ストレッチ加工

(40) 防ダニ加工

(41) UVカット加工

(42) ウオッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)

(43) 吸水加工

(44) 防水加工

(45) はつ水加工

(46) ウエットデカタイジング

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

注釈2 第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から

第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項、第五九・〇二項、第五九・一〇項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項、第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項、第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において、完全にカードし、若しくはコードされ、紡績され、浸染し、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が產品の生産に使用される締約国の領域に次のいづれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国の領域からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国に

おいて積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行
われていな場合に限る。

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一

五〇・〇二—五〇・〇四

五〇・〇五—五〇・〇六

第五〇・〇一項の產品への他の類の材料からの変更

第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料
からの変更

第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の產品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項
以外の項の材料からの変更

第五〇・〇七項の產品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・
〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがい
ずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において完全に
紡績され、又は染色し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいづ
れかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において製織
されること（第五〇・〇七項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第五一類 羊毛、纖獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一一五一・〇五
五一・〇六一五一・一〇

五一・一一五一・一三

第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の產品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇五項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域においてカードし、又はコードムされた場合に限る。）

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の產品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原產材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において製織されること（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

五一・〇一一五二・〇三

五一・〇四一五二・〇七

第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の產品への第五二・〇四項から第五
二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の非原產材料を使用する
場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締約國又は東南アジア諸國連合の
加盟國である第三國の領域においてカードし、又はコームされた場合に限る。）

五一・〇八一五二・一二

第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の產品への第五二・〇八項から第五
二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項まで
の各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいづれかの締
約國又は東南アジア諸國連合の加盟國である第三國の領域において完全に紡績され、
又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項
までの各項の非原產材料がいづれかの締約國若しくは東南アジア諸國連合の加盟國で
ある第三國の領域において製織されること（第五二・〇八項から第五二・一二項まで
の各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第五三類 その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一一五三・〇五

第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更

五三・〇六・五三・〇八

五三・〇九・五三・一一

第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の產品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更

第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の產品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいかなる締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、

產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原產材料がいかなる締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において製織されること（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の產品への関稅分類の変更を必要としない。）。

第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物

五四・〇一一五四・〇六
五四・〇七・五四・〇八

第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の產品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいかなる締約国又は東南アジア諸國連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績され、又は浸染

し、若しくはなせんされた場合に限る。) 又は、

产品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域において製織されること(第五四・〇七項又は第五四・〇八項の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

五五・〇一一五五・〇七

(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五五・〇八一五五・一一
五五・〇八一五五・一一
五・一一項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域においてカードし、又はコームされた場合に限る。)

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の产品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国との領域において完全に紡績され、

又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。) 又は、
　　產品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五五・一二項から第五五・一六項
までの各項の非原產材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸國連合の加盟国で
ある第三國の領域において製織されること(第五五・一二項から第五五・一六項まで
の各項の產品への關稅分類の変更を必要としない。)。

第五六類 ウオツティング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一一五六・〇三

第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三
項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から
第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五
四類の材料からの変更を除く。)

五六・〇四一五六・〇九

第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇
項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から
第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五

五・〇八項から第五五・一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績された場合に限る。)

第五七類 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物

五七・〇一一五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五八類 特殊織物、タフテツド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一一五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において完全に紡績された場合に限る。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）第五九・〇二項の產品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各

五九・〇二

五九・〇三一五九・〇九

項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の產品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、五一・一一項から五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五九・一〇項の產品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、五一・一項から五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一二項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項

五九・一

又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合は、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(第三国)の領域において完全に紡績されることを条件とする。

第五九・一一項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一一六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(第三国)の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。)又は、

产品が浸染し、若しくはなせんされること及び第六〇・〇一項から第六〇・〇六項

までの各項の非原産材料がいづれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(締約国)の領域においてメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされること(第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の产品への関税分類の変更を必要とする)。

第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

注釈 この類の产品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの产品について適用される規則は、これらの产品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの产品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六一・〇一一六一・一七

第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の产品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいづれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国(締約国)の領域においてメリヤス編み

し、又はクロセ編みされた場合に限る。)

第六二類 衣類及び衣類附屬品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の關稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、當該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める關稅分類の変更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一一六二・一一

第六二・〇一項から第六二・一二項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原產材料を使用する場合には、當該非原產材料のそれぞれがいずれかの締約國又は東南アジア諸國連合の加盟國である第三國の領域において製織された場合に限る。）

六二・一二

第六二・一二項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五二・一二項までの各

六二・一三一六二・一七

項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた場合に限る。)

第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一二項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五一・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合に限る。）

第六三類 紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ

注釈 この類の產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、これらの產品について適用される規則は、これらの產品の関稅分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの產品に係る規則に定める関稅分類の変更の要件を満たさな

ければならない。

六三・〇一一六三・一〇

第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原產材料を使用する場合には、当該非原產材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた場合に限る。）

第一二部

履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一一六四・〇五

第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）

六四・〇六

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一一六五・〇二

第六五・〇三一六五・〇五

六五・〇六一六五・〇七

第六五・〇一項又は第六五・〇二項の產品への他の類の材料からの変更

第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の產品への第六五・〇三項から第六五・〇五項まで以外の項の材料からの変更

第六五・〇六項又は第六五・〇七項の產品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六〇一・一〇一六六〇三・九〇

第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七〇一・〇〇一六七〇四・九〇

第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の產品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一三部 石、プラススター、セメント

石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プラススター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八〇一・〇〇一六八一五・九九

第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六九類 陶磁製品

六九〇一・〇〇一六九一四・九〇

第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、

第七〇類 ガラス及びその製品

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇〇一・〇〇

第七〇〇一・〇〇号の产品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

七〇〇一・一〇一七〇〇一・三九

第七〇〇二・一〇号から第七〇〇二・三九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇二・一〇号から第七〇〇一・三九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇〇三・一二一七〇〇九・九二

第七〇〇三・一二号から第七〇〇九・九二号までの各号の产品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

七〇一〇・一〇一七〇一七・九〇

第七〇一〇・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一〇・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七〇一八・一〇
第七〇一八・二〇

第七〇一八・二〇号の产品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七〇一八・九〇

七〇一九・一一七〇二〇・〇〇

第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一九・一一号から第七〇二〇・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一

七一〇二・一〇一七一一・〇〇

第七一・〇一項の产品への他の類の材料からの変更

第七一〇二・一〇号から第七一一・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・一〇号から第七一一

一・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

第七一・一二項の產品への他の類の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること(第七一・一二項の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

七一・一三一七一・一五

七一・一六

第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の產品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの變更(第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの變更を除く。)

第七一・一六項の產品への他の項の材料からの變更(第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの變更を除く。)

七一七・一一七一八・九〇
第七一一七・一一号から第七一一八・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること(第七一一七・一一号から第七一一八・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。)。

第一五部 卑金屬及びその製品(第七二類から第八三類まで)

第七二類 鉄鋼

七二〇一・一〇一七二〇三・九〇

第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

七二・〇四

第七二・〇四項の產品への他の類の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇四項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

七二〇五・一〇一七二三九・九〇

第七二〇五・一〇号から第七二三九・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号から第七二三九・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第七三類 鉄鋼製品

七三〇一・一〇一七三二六・九〇

第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第七四類 銅及びその製品

七四〇一・一〇一七四〇三・二九

第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四・〇四

第七四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四〇五・〇〇一七四一九・九九

第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五類 ニッケル及びその製品

七五〇一・一〇一七五〇二・一〇

第七五〇一・一〇号から第七五〇一・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七五・〇三項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇三項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七五〇四・〇〇一七五〇八・九〇

第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六〇一・一〇一七六〇一・二〇

第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六〇一・一〇号又は第七六〇一・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七六・〇二

第七六・〇二項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇二項の产品への関税分

類の変更を必要としない。)。

七六〇三・一〇一七六一六・九九

第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七六〇三・一〇号から第七六一六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇一七八〇一・九九

第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八〇一・一〇号から第七八〇一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

七八・〇二

第七八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

七八〇三・〇〇一七八〇六・〇〇

第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること (第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第七九類 亜鉛及びその製品

七九〇一・一一七九〇一・二〇

第七九〇一・一号から第七九〇一・一〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇一・一号から第七九〇一・二〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七九・〇二

七九・〇二

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九・〇二項の产品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九・〇二項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

七九〇三・一〇一七九〇七・〇〇

第七九〇三・一〇一七九〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇類 すず及びその製品

八〇〇一・一〇一八〇〇一・二〇

第八〇〇一・一〇号若しくは第八〇〇一・二〇号の产品への当該各号以外の号の材

料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇一・一〇号又は第八〇〇一・二〇号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

八〇・〇二

八〇〇三・〇〇一八〇〇七・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇・〇二項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇一八一一三・〇〇

第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇一・一〇一八二一五・九九

第八二〇一・一〇号から第八二二五・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二〇一・一〇号から第八二二五・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類 各種の卑金属製品

八三〇一・一〇一八三一一・九〇

第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三一一・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇一八四八五・九〇

第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五〇一・一〇一八五四八・九〇

第八五〇一・一〇号から第八五四八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇一・一〇号から第八四五八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六〇一・一〇一八六〇九・〇〇

第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八六〇一・一〇号から第八六〇九・〇〇号までの各号の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附屬品

八七〇一・一〇一八七〇一・九〇

第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、
原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの變更又は、
原產資格割合が五十パーセント以上であること（第八七・〇二項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

原產資格割合が六十パーセント以上であること（第八七・〇三項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

原產資格割合が五十パーセント以上であること（第八七・〇四項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

原產資格割合が五十パーセント以上であること（第八七・〇四項の產品への關稅分類の變更を必要としない。）。

八七〇五・一〇一八七一〇・〇〇

第八七〇五・一〇号から第八七一〇・〇〇号までの各号の產品への當該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇五・一〇号から第八七一〇・一〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

八七・一一
八七一二・〇〇一八七一六・九〇

原産資格割合が六十パーセント以上であること（第八七・一一項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七一二・〇〇号から第八七一六・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七一二・〇〇号から第八七一六・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八〇一・一〇一八八〇五・二九

第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九〇一・一〇一八九〇八・〇〇

第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九〇一・一〇号から第八九〇八・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇一九〇三三・〇〇

第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇三三・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一九一一二・九〇

第九一〇一・一号から第九一二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一〇一・一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九一・一三

九一一四・一〇一九一一四・九〇

第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更

第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属性品

九一〇一・一〇一九二〇九・九九

第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三〇一・一一一九三〇七・〇〇

第九三〇一・一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三〇一・一号から第九三〇七・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雜品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッショングその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇一九四〇一・八〇

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇

九四〇一・九〇

一・八〇号までの各号の產品への関稅分類の変更を必要としない。)。

第九四〇一・九〇号の腰掛けの革製部分品への他の項の材料からの変更又は、

第九四〇一・九〇号の產品（腰掛けの革製部分品を除く。）への他の号の材料からの変更若しくは、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・九〇号の產品（腰掛けの革製部分品を除く。）への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の產品への當該各号以外の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇四・二一・九四〇四・二九号から第九四〇四・二九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更

第九四〇四・三〇号の產品への他の号の材料からの変更又は、

原產資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の產品への關稅分類の変更を必要としない。）。

第九四〇四・九〇号の產品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）

九四〇五・一〇一九四〇六・〇〇

第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇六・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれら部分品及び附属品

九五〇一・〇〇一九五〇八・九〇

第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九五〇一・〇〇号から第九五〇八・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類 雜品

九六・〇一

九六〇二・〇〇一九六〇四・〇〇

第九六・〇一項の产品への他の項の材料からの変更

第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇二・〇〇号から第九六〇

四・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

九六・〇五

九六〇六・一〇一九六一八・〇〇

九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九六〇六・一〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

第二一部 美術品、収集品及びこつとう(第九七類)

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七〇一・一〇一九七〇六・〇〇

第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。)。

附属書三（第三章関係） 原産地証明書の必要的記載事項

- 1 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
- 2 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
- 3 証明番号
- 4 產品の原産国
- 5 仕入書の番号及び日付
- 6 輸送手段の詳細（判明している場合）
- 7 統一システムの関税分類番号
- 8 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名
- 9 数量（単位）
- 10 特恵の基準
- 11 その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）

12 輸出者の申告

13 証明

14(a)

統一システムの第一六類又は第一八類から第二〇類までの各類の產品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の材料及び当該第三國の國名（当該材料が產品の生産に使用された場合に限る。）

(b)

統一システムの第一九類又は第二〇類の產品については、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の領域において収穫され、採取され、又は採集された材料及び当該締約国又は当該第三國の國名（当該材料が(a)にいう材料であつて統一システムの第七類、第八類、第一一類又は第一七類に分類されるものの生産に使用された場合に限る。）

(c)

統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の產品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三國の材料、当該他方の締約国又は当該第三國の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三國の國名（当該材料が產品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四（第七章関係） 現行及び将来の措置に関する留保

- 1 各締約国の表は、当該締約国が付する留保について、第八十条1及び2の規定に従つて記載するものである。星印（*）を付した留保は、第七十五条、第七十六条又は第七十九条1の規定によつて課される義務に適合しない現行の措置に関するものである。星印（*）を付していない留保は、第七十五条、第六条又は第七十九条1の規定によつて課される義務に適合しない措置であつて現行のものを維持し、又はそのような義務に適合しない措置であつて新たな若しくは一層制限的なものを採用することができる個別の分野、小分野又は活動に関するものである。ただし、星印（*）を付していない分野、小分野又は活動に関するいかなる現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用も、当該分野、小分野又は活動に記号（+）を付する場合を除くほか、第八十条4に定める既存の投資家及び既存の投資財産に対し、そのような改正若しくは修正又は採用の直前に当該既存の投資家及び既存の投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものであつてはならない。
- 2 留保には、適用がある場合には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを作成する。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。
- (g) 透明性の観点から明示する措置。「透明性の観点から明示する措置」には、可能な範囲内で、透明性及び例示の観点からのみ、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を明示する。
- (h) 現行の措置の概要。「現行の措置の概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。
- (i) 留保の概要。「留保の概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第

七章の関連規定に照らし、かつ、次の(a)及び(b)の規定に従つて解釈する。

- (a) 星印（*）を付した留保については、「現行の措置」がその他のすべての事項に優先する。
- (b) 星印（*）を付していない留保については、「留保の概要」がその他のすべての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

- (a) 「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。
- (b) 「I S I C」とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日に採択され、千九百八十九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類をいう。産業分類番号は、例示の観点から付するものとする。

日本国 の 表

一 分野 小分野 産業分類	農林水産業（植物育成者権）*
J S I C ○一一九 その他の耕種農業	

留保の種類	政府の段階	現行の措置	現行の概要
J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業	内国民待遇（第七十五条）	J S I C ○四一五 種苗養殖業	JSIC ○四一三 藻類養殖業
最惠国待遇（第七十六条）	中央政府	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
	政府の段階		(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
	現行の措置		(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のU P O V 条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のU P O V 条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

三	二					
政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野	金融業	(c)
政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野	銀行業*	その者の属する国が、日本国に国民に対し品種の育成に関するその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国に植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国に国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合
中央政府	内国民待遇（第七十五条）	J S I C 三五一 一 熱供給業	熱供給業*	J S I C 六一二 銀行（中央銀行を除く。）	J S I C 六二一 中小企業等金融業	

四		現行の措置 の概要
分野	小分野	
産業分類		
政府の段階	情報通信業 電気通信業*	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
現行の措置 の概要	JSIC 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） JSIC 三七四一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第七十五条）	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない者 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

六	五
小分野	分野 産業分類
小分野	情報通信業
分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業*
小分野	J S I C 三七二一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
分野	J S I C 三七二二 長距離電気通信業
小分野	J S I C 三七二九 その他の固定電気通信業
分野	J S I C 三七三一 移動電気通信業
小分野	J S I C 四〇一一 インターネット付随サービス業
分野	注 J S I C 三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
小分野	内国民待遇（第七十五条）
分野	政府の段階
小分野	中央政府
分野	現行の措置
小分野	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
分野	現行の措置
小分野	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
分野	現行の措置
小分野	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うとする外国投資家について適用する。
分野	医薬品製造業*

四六〇

政府の段階	現行の措置 の概要	産業分類 内国民待遇（第七十五条）
中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	J S I C 一七六三 生物学的製剤製造業 留保の種類
小分野 産業分類	分野 製造業	七
J S I C 一二五七 一二五九 一七九四 二〇二 二二 三二三四	皮革及び皮革製品製造業* 毛皮製衣服・身の回り品製造業 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ゼラチン・接着剤製造業 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 運動用具製造業	

注 1 J S I C 一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。

九		八	
分野	産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 の概要	分野 小分野	政府の段階 現行の措置 の概要
鉱業*	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の中國であるものが所有する船舶に与えられる。	内国民待遇（第七十五条） 中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

注2 J S I C 一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

小分野	政府の段階	現行の措置	現行の措置の概要
分野	小分野	産業分類	内国民待遇（第七十五条）
石油業*	中央政府	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条	日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
原油・天然ガス鉱業	J S I C	○五三	
石油精製業	J S I C	一八一	
潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	J S I C	一八二	
舗装材料製造業	J S I C	一八四一	
他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	J S I C	一八九九	
倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）	J S I C	四七一一	
冷蔵倉庫業	J S I C	四七二一	
石油卸売業	J S I C	五二三一	
ガソリンスタンド	J S I C	六〇三一	
燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）	J S I C	六〇三二	

十一		留保の種類 政府の段階	現行の措置 の概要	現行の措置 小分野	産業分類
J S I C	九〇九九				
J S I C	九〇九九	他に分類されないその他の事業サービス業			
J S I C	一八四一、一八九九、四七一一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。	注1 J S I C一八四一、一八九九、四七一一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。			
J S I C	九〇九九	注2 J S I C九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。	内国民待遇（第七十五条）	中央政府	
J S I C	○一	農業	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されているものを除く。）*	農業	
J S I C	○二	林業			
J S I C	○三	漁業			

十二									
現行の措置	政府の段階								
現行の措置	小分野	分野	小分野	産業分類	政府の種類	現行の措置	政府の段階	留保の種類	内国民待遇（第七十五条）
JSIC 六二二四 農業協同組合、水産加工業協同組合	中央政府	JSIC 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合	中央政府	JSIC 七九一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	中央政府	JSIC ○四 水産養殖業	中央政府	JSIC 六二二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合	中央政府
JSIC 九〇六一 警備業	中央政府	内国民待遇（第七十五条）	中央政府	JSIC 九〇六一 警備業	中央政府	JSIC 六二二四 農業協同組合	中央政府	JSIC 七九一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	中央政府
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する サービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されて いるものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する サービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されて いるものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する サービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されて いるものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する サービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されて いるものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する サービス（領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、二十九の項で規定されて いるものを除く。）への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	中央政府
外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	中央政府	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	中央政府

政府の段階	現行の措置	産業分類 留保の種類	小分野	の概要
中央政府	J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条）	航空運輸業*	運輸業	外国投資家について適用する。
(a) 日本国の国籍を有しない自然人	1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	航空運輸業*	
(b) 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの	(d) (c) (b) (a) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体			
(a) (b) (c) (d) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) (b) (c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)				

十四		
留保の種類 産業分類	分野 小分野	
内国民待遇（第七十五条）	航空運輸業 JSIC 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	<p>から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</p>

十五	政府の段階 現行の措置 の概要
分野	中央政府 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至つたときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
運輸業	

十六											
留保の種類	分野	小分野	分野	産業分類	政府の段階	現行の措置	現行の措置の概要	小分野	産業分類	内国民待遇（第七十五条）	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）*
最惠国待遇（第七十六条）	運輸業	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）*	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	中央政府	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章	1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	内国民待遇（第七十五条）	内国民待遇（第七十五条）	内国民待遇（第七十五条）	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）*
内国民待遇（第七十五条）	JSIC 四四四一 集配利用運送業	内国民待遇（第七十五条）									

政府の段階	現行の措置 の概要	政府の段階	
		現行の措置	中央政府
政府の段階	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	現行の措置	中央政府
中央政府	小分野 産業分類 留保の種類 内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条）	分野 小分野 産業分類 運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）＊ JSIC 四四四一 集配利用運送業 JSIC 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	十七

		十八		現行の措置 の概要	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野		
中央政府	内国民待遇（第七十五条）	J S I C 四八五一	鉄道業*	2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 2 (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十九	現行の措置 の概要	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道 業に含まれない。したがつて、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易 法に基づく事前届出は必要とされない。
現行の措置 の概要	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への 投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両 の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがつて、これら の製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされな い。	十九
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置	道路旅客運送業* J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第七十五条） 中央政府	運輸業

政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野
中央政府	内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条）	水運業*	J S I C 四五二	輸業 水運業*

二十三		二十二	
政府の段階 留保の種類 産業分類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 現行の措置 の概要	現行の措置 の概要 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十四		留保の概要				
分野	透明性の観点から明示する措置	小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	留保の概要
すべての分野+	(a) マレー・シアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) マレー・シアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	内国民待遇（第七十五条）	中央政府及び地方政府	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなつた場合には、日		日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。

二十六	二十五	透明性の観点から明示する措置	本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。
小分野	分野	小分野	産業分類
宇宙開発産業十 航空機産業十 航空宇宙産業	留保の種類 政府の段階 留保の概要 補助金について 透明性の観点から明示する措置	内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条） 中央政府及び地方政府	すべての分野十
		補助金については、マレーシアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えることができる。	

産業分類	J S I C	二七一	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
J S I C	二七四	電子応用装置製造業	電気計測器製造業
J S I C	二七五	その他の電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業
J S I C	二七九	電子部品・デバイス製造業	航空機・同附属品製造業
J S I C	二八	その他他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	その他他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
J S I C	二九	他に分類されない輸送用機械器具製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業
J S I C	三〇四	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
J S I C	三〇五九	電気機械器具修理業	電気機械器具修理業
J S I C	三〇九九	注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。	注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第七十五条）		
政府の段階	中央政府及び地方政府		
留保の概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		
透明性の観点から明示	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条		

二十七

する措置

分野
小分野
武器・火薬産業
武器産業+

火薬類製造業+

産業分類
J S I C 一七九一火薬類製造業
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業J S I C 二七一
J S I C 二七四

電子応用装置製造業

J S I C 二七五
J S I C 二七九

電気計測器製造業

J S I C 二八
J S I C 二九

その他の電気機械器具製造業

J S I C 三〇三
J S I C 三〇五九

情報通信機械器具製造業

J S I C 三〇九九
J S I C 三二八一

電子部品・デバイス製造業

J S I C 三二八一
J S I C 八七一一

船舶製造・修理業、舶用機関製造業

J S I C 三二八一
J S I C 八七一一
J S I C 八七二
注 J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八

一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限る。

二十八	留保の種類 政府の段階 留保の概要	透明性の観点から明示する措置	産業分類 分野 小分野
J S I C 一一八	内国民待遇（第七十五条） 中央政府及び地方政府	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	エネルギー産業 電気業+ ガス業+ 原子力産業+
J S I C 一七九	外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	○五一九 その他の金属鉱業（核原料物質に限る。）	J S I C ○五一九 その他の金属鉱業（核原料物質に限る。）
J S I C 一七八		二四九一 核燃料製造業 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 二七四 電子応用装置製造業	J S I C 二四九一 核燃料製造業 J S I C 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四 電子応用装置製造業
J S I C 一七八		二七五 電気計測器製造業 二七九 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	J S I C 二七五 電気計測器製造業 J S I C 二七九 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業

する措置	透明性の観点から明示	留保の種類	政府の段階	留保の概要	J S I C 二九	電子部品・デバイス製造業
					J S I C 三〇三	船舶製造・修理業、船用機関製造業
					J S I C 三〇五九	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
					J S I C 三〇九九	他に分類されない輸送用機械器具製造業
					J S I C 三三一	電気業
					J S I C 三四二一	ガス製造工場
					J S I C 三四一二	ガス供給所
					J S I C 八七一	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
					J S I C 八七二	電気機械器具修理業
		注 内国民待遇（第七十五条）			J S I C 二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。	
			中央政府及び地方政府			
				日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条					
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条					

分野 小分野 産業分類	留保の種類	政府の段階 留保の概要
漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業+	J S I C ○三一 内水面漁業	中央政府及び地方政府
	J S I C ○四一 海面養殖業	最惠国待遇（第七十六条）
	J S I C ○四二 内水面養殖業	内国民待遇（第七十五条）
	J S I C 八四九三 遊漁船業	
		(e) 水産資源の採取を伴わない調査
		(a) 漁獲物の保藏及び加工
		(b) 集魚
		(c) 漁獲物及びその製品の輸送
		(d) 漁業に使用される他の船舶への補給

三十一						
分野						
	三十					

透明性の観点から明示する措置	分野	小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	留保の概要
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	情報通信業	放送業+	J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業	内国民待遇（第七十五条）	中央政府及び地方政府	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

土地取引に関する事項十						
-------------	--	--	--	--	--	--

		三十二			
		小分野 産業分類	留保の種類	政府の段階	留保の概要
政府の段階	留保の種類	小分野 産業分類	分野	透明性の観点から明示する措置	
中央政府及び地方政府	内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条）	内国民待遇（第七十五条） 最惠国待遇（第七十六条）	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス+	日本国における土地の取得又は賃貸借に關し、マレーシアにおいて日本国の国民又は法人が土地に關する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国におけるマレーシアの国民又は法人による土地に關する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができます。	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

透明性の観
点から明示
する措置

(マレーシアの表は省略)

附属書五（第八章関係） 金融サービス

第一節 適用範囲及び定義

1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第九十五条(v)に規定するサービスの提供をいう。

2 (a) この附属書の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであつて締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

- (A) 保険及び保険関連のサービス
 - (A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
 - (a) 生命保険

- (b) 生命保険以外の保険
- (B) 再保険及び再々保険
- (C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- (B) 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
 - (A) 公衆からの預金その他払戻しをする資金の受入れ
 - (B) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (C) ファイナンス・リース
- (D) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (E) 保証
- (F) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方のいざれで

行われるかを問わない。）

- (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
 - (bb) 外国為替
 - (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
 - (dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
 - (ee) 貸渡可能な有価証券
 - (ff) その他の貸渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
 - (gg) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (III) 資金媒介業
- (II) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
 - (JJ) 金融資産（有価証券、派生商品その他の貸渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算の

サービス

(KK) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連

ソフトウェアのサービス

(LL) (AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス

(信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の

取得、再編及び戦略についての助言を含む。)

(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の
自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含めない。

(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。

(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて
主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条

件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行し

ているときに限る。

(iv) 第九十五条(p)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

- (A) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動
 - (B) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
 - (C) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他
の活動
- (b) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(iv)(B)又は(C)に規定するいずれかの活動について公的機関
又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第九十五条(p)に規定する「サービス」
には、当該活動を含める。
- (c) 第九十五条(q)の規定は、この附属書の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節 国内規制

1 第八章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2 第八章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節 承認

1 締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であつて国際的な規制機関又は第三國のものを承認することができる。措置の調和その他 の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に行うことができる。

2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施さ

れ、並びに適當な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手續が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節 紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百四十八条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となつている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとする。

第五節 新たな金融サービス

1 一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が当該一方の締約国において新たな金融サービスを提供するために行う申請を客観的に検討する。新たな金融サービスの提供については、当該一方の締約国の関連する免許に係る要件、制度上の要件、法的形態に係る要件その他の要件に基づき、かつ、当該一

方の締約国が無差別の原則の下に行う承認を条件とする。

2 1の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、金融の性質を有する新たなサービスをいい、既存の若しくは新たな商品若しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される様であつて、一方の締約国内では提供されていないが他方の締約国内では提供されているものを含む。

第六節 金融サービスに関する作業部会

1 第百十条4の規定に従い、金融サービスに関する作業部会（以下この節において「作業部会」という。）をサービスの貿易に関する小委員会（以下この節において「小委員会」という。）の下に設置する。

2 作業部会の任務は、次の事項に関する意見を交換することに限る。

(a) 信用秩序の維持のための政策及び一方の締約国の金融機関であつて他方の締約国内において業務を行うものに対する監督

- (b) 兩締約国の金融市场の革新
- (c) 兩締約国の金融市场の発展
- (d) 兩締約国が相互に重要と認める金融サービスに関するその他の事項

3 作業部会は、金融サービスに関する約束について交渉しない。

4 作業部会は、小委員会に対しその業務について報告する。

5 作業部会は、各締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であつて現在又は将来の連絡経路を通じたものの機会を妨げてはならない。

6 作業部会は、少なくとも毎年一回会合する。

7 作業部会は、次の者で構成する。

(a) 日本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員

(b) マレーシアについては、マレーシア中央銀行及び証券委員会の代表者

附属書六（第八章関係） 第九十九条に関する特定の約束に係る表

第一部 日本国の特定の約束に係る表

注釈

1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十年七月十日付けのガット事務局文書M T N・G N S - W - 一一〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十年）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）に従つたものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第九十五条(v)(i)

から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

- 4 「約束しない。*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。第九十九条3の規定に基づき特定の分野に「SS」を記載することは、「約束しない。*」と記載したサービスの提供の態様に関し、日本国がいかなる措置を採用し、又は維持することも妨げるものではない。

- 5 個別の中央生産物分類番号に付された「**」とは、当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約束が当該中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

- 6 (a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第八章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。

I 各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
----	-------------	------------	--------

この特定の約束に係る表に掲
げるすべての分野

(4) 出入国管理に関する法令
に基づく措置については、
次のいずれかの分類に該当
するマレーシアの自然人の
入国及び一時的な滞在に關
する措置を除くほか、約束
しない。

(a) 短期の商用訪問者

業務連絡（サービスの
販売のための交渉を含
む。）その他これに類似
する活動（日本国の領域
において業務上の拠点を
設けるための準備活動を
含む。）に参加するた
め、日本国の領域内から
報酬を得ることなく、か
つ、一般公衆に対する直
接の販売又は自らサービ
スの提供に従事すること

(4) 出入国管理に関する法令
に基づく措置については、
市場アクセスに係る制限の
欄に規定する自然人に関す
る措置を除くほか、約束し
ない。

(b) なく、日本国の領域に九十日を超えない期間滞在するマレーシアの自然人
企業内転勤者

日本国への入国及び日本国の領域における一時的な滞在に係る申請を行つた日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国領域内においてサービスを提供する法人によつて雇用されているマレーシアの自然人であつて、当該法人の日本国領域における支店若しくは代表事務所又は当該法人が所有し、若しくは支配し、若しくは当該法人と関連し、かつ、日本国領域において設立

され、若しくは組織される法人に三年を超えない期間転任するもの。ただし、当該マレーシアの自然人が、日本国の領域における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する場合に限る。

注 一方の法人が他方の法人と「関連」するとは、当該他方の法人が当該一方の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重大な影響を与えることができるとする場合をいう。

(i) 長として支店又は代表事務所を管理する活動

-
- (ii) 役員又は監査役として法人を管理する活動
- (iii) 法人の一又は二以上の部門を管理する活動
- (iv) 物理学、工学その他自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの
- (v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国外の国の文化に基盤を
-

有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

(iv) 及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該マレーシアの自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文

科学の専門的な技術又は知識を用いることなく從事することができない活動をいう。

(c) 自由職業サービスに從事するマレーシアの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するマレーシアの自然人であつて、日本国の領域における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に三年を超えない期間従事するもの

(i) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

-
- (ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (iii) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス
- (iv) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理人が提供する法律サービス
-

(v)

日本国の法律により
「公認会計士」として
の資格を有する会計士
が提供する会計、監査

及び簿記のサービス

(vi) 日本国の法律により
「税理士」としての資

格を有する税理士が提
供する税務サービス

(d) 日本国の領域にある公

私の機関との間の個人的

な契約に基づいて高度の

水準の技術又は知識を必

要とするサービスの提供

に従事するマレーシアの

自然人

日本国のある公
私の機関との間の個人的
な契約に基づき、日本国
の領域における一時的な

滞在の間に次のいずれかのサービスの提供に係る活動に三年を超えない期間従事するマレーシアの自然人

- (i) 物理学、工学その他
の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの
- (ii) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国外の国の文化に基盤を

有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(i) 及び(ii)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、当該マレーシアの自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文

		分 野
	1 実務サー ビス	
A (a) 日本国 の法律 により 「弁護士」 としての資格	自由職業 サー ビス	SS
SS		SS
	市場ア クセスに 係る制限	
(1) 弁護士法 人（注） が提供し	サービスは、自然人又は （1） 制限しない。	内 國民待遇に 係る制限
		追加的 な約束

II 分野ごとに行う特定の約束

科学の専門的な技術又は知識を用いることなく從事することができない活動をいう。

前記のいずれかの分類に該当するマレーシアの自然人の在留期間は、更新することができる。

を有する弁護士が提供する法律サービス

(八六二)

なければならない。

注 日本国の法律による

弁護士法人とは、日本
国の法律により「弁護
士」としての資格を有
する弁護士であり、か
つ、弁護士法人の業務
を執行する権利及び義
務を有する一人以上の
社員によつて構成され
るものをいう。

業務上の拠点が必要であ
る。

(2) サービスは、自然人又は
弁護士法人が提供しなけれ
ばならない。

業務上の拠点が必要であ
る。

(2)
制限しない。

(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス (八六一**)	(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(4) 業務上の拠点が必要である。	(3) サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。
(i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及びその手続についての法的な文書の作成	(4) 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国の領域に滞在することが必要である。	(4) 制限しない。
	(4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国の領域に滞在することが必要である。	(3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認められる。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある者（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国）の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面に		

(ii) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地（以下この分野において「管轄地」という。）

下この分野において「管轄地」という。

の法律以外の法律に関する法的な意見の表明

(iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス

(iv) 日本国の領域内に所在する不動産に関する権利又は工業所

有権、鉱業権その他
の日本国の領域内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件に

よる助言を受けることを条件として認めること。

日本国の法律に関する業務は、認めない。

(b) 「弁護士」との共同事業は、認め

る。「弁護士」の雇用は、認める。

(c) 事業体の名称の使用については、制限しない。

ただし、当該名称に

「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。

(d) 國際仲裁における代理を認める。

についての活動

(b) サービス提供者は、

親族関係若しくは相続に
に関する法律事件で
あつてその当事者として
日本国民が含まれる
もの又は日本国の領域
内に所在する不動産に
関する権利若しくは工
業所有権、鉱業権その
他の日本国の領域内の
官公署への登録により
成立する権利の得喪若
しくは変更を目的とする
法律事件であつて当
該目的が主たる目的で
はないものについて
は、「弁護士」と共同
し、又は「弁護士」の
助言を受けることを必

要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a)	日本国の法律により 「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス (八六一**)	SS
(1)	サービスは、自然人又は 司法書士法人（注）が提供 しなければならない。	(1) 制限しない。
注	日本国の法律による 司法書士法人とは、日	

本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。

業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しない。

(2)

制限しない。

(3)

制限しない。

	(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス (八六一**)	SS	(4) 業務上の拠点が必要である。 ればならない。
業務上の拠点が必要である。	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注 日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。

<p>(a) 日本国の法律により 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保 険労務士が提供する法律 サービス (八六一**)</p>	
<p>SS</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は 社会保険労務士法人（注） が提供しなければならな い。 注　日本国¹の法律による 社会保険労務士法人と は、日本国¹の法律によ</p> <p>(2) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

り「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。

業務上の拠点が必要である。

(3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供

(2)
制限しない。

(3)
制限しない。

	(a) 「弁理士」としての資格 を有する弁理士が提供す る法律サービス (八六一一九、八六一 二、八六一三、八六一 九)	SS	(4) しなければならない。 業務上の拠点が必要であ る。
特許業務法人について は、業務上の拠点が必要で す。	(注) 日本国の法律による 特許業務法人とは、日 本国の法律により「弁 理士」としての資格を 有する弁理士であり、 かつ、特許業務法人の 業務を執行する権利及 び義務を有する二人以 上の社員によって構成 されるものをいう。	(1) 特許業務法人（注）が提供 しなければならない。	(4) しなければならない。 業務上の拠点が必要であ る。
		(1) 制限しない。	(4) 制限しない。
			五一六

	(a) 日本国の法律により 「海事代理士」としての 資格を有する海事代理士 が提供する法律サービス (八六一**)	
	SS	<p>特許業務法人について は、業務上の拠点が必要で ある。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は 特許業務法人が提供しなけ ればならぬ。</p>
(4)	(1) サービスは、自然人が提 供しなければならない。 (2) サービスは、自然人が提 供しなければならない。 (3) サービスは、自然人が提 供しなければならない。 (4) 制限しない。	<p>(3) サービスは、自然人又は 特許業務法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
(4)	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

(a)

日本国 の 法律 に より
「 土地 家屋 調査 士 」 と し
て の 資格 を 有 す る 土地 家
屋 調査 士 が 提供 す る 法律
サ ー ビ ス

(八六一**)

SS

(1)

サ ー ビ ス は、 自然 人 又 は
土 地 家屋 調査 士 法人 (注)
が 提供 し な か れ ば な ら な
い。

注 日本国 の 法律 に よる
土 地 家屋 調査 士 法人 と

は、 日本国 の 法律 に よ
り 「 土地 家屋 調査 士 」
と し て の 資格 を 有 す る
土 地 家屋 調査 士 で あ
り、 かつ、 土 地 家屋 調
査 士 法人 の 業務 を 執 行
す る 権利 及 び 義務 を 有
す る 二 人 以 上 の 社員 に
よ つ て 構成 さ れ る も の
を い う。

業務 上 の 抱 点 が 必 要 で
あ る。

(1)

制 限 し な い。

<p>(b) 会計、監査及び簿記の サービス (八六二)</p>	
<p>SS</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。</p> <p>(3) 業務上の拠点が必要である。</p> <p>(4) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができます。このサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。</p> <p>注　日本国の法律による</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

監査法人とは、日本国
の法律により「公認会
計士」としての資格を
有する会計士であり、
かつ、監査法人の業務
を執行する権利及び義
務を有する五人以上の
社員によって構成され
るものと定義される。

(2) 監査法人については、業
務上の拠点が必要である。
日本国の法律により「公
認会計士」としての資格を
有する会計士又は監査法人
のみが提供することができ
るサービスは、自然人又は
監査法人が提供しなければ
ならない。

(2)
制限しない。

	(c) 税務サービス (八六三)	
SS		<p>監査法人については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>(3) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができます。監査法人が提供しなければならない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>
	<p>(1) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。</p> <p>注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理</p>	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>

士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(2) 税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。

(3) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

(3) 税理士法に規定する税理

(3) 制限しない。

(2) 制限しない。

	(d)、(e) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス (八六七一二、八六七一三、八六七一四(注)) (八六七二二、八六七二三、八六七二四(注)、八六七二五(注)、八六七二七(注))	SS	
	(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 制限しない。	(4) 税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。
	(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。	(4) 士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。

(e) (f) エンジニアリング	(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することがで きる建築サービス (八六七一、八六七二 (注)、八六七四二 (注)) 注 建築物の建築のために必要なサービスに限る。	注 建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。
SS	SS	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 注 サービスが日本国 法律により「建築士」 としての資格を有する サービス提供者又は 「建築士」を使用する サービス提供者によつ て提供される場合に は、業務上の拠点が必 要である。	制限しない (注)。 制限しない (注)。 制限しない。 制限しない (注)。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1)	制限しない。 制限しない。 制限しない。

		(h) 医師及び歯科医師サー ビス (九三一二)	(g) 都市計画及び景観設計 サービス (八六七四(注)) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。	なサービス（建築物 のためのエンジニア リングデザイン・ サービスを除く。） に限る。
			SS	
(4) 約束しない。	(3)(2)(1) 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4)(3)(2)(1) 約束しない。 制限しない。 * 外資本の参加に関し制	(4)(3)(2)(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(4) 約束しない。	(3)(2)(1) 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4)(3)(2)(1) 約束しない。 制限しない。 * 外資本の参加に関し制	(4)(3)(2)(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

				(i) (九三二) 獣医サービス
	(j) 助産師、看護師及び準 医療従事者により提供さ れるサービス (九三一九一) (九三一九一**)			
	(j) 日本国の法律により 「理学療法士」としての 資格を有する理学療法士 又は「栄養士」としての 資格を有する栄養士が提 供するサービス (九三一九一**)			SS
(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。

			B 電子計算機サービス及び 関連のサービス（航空運送 のためのコンピュータ予約 システムのサービスを除 く。）
		C 研究及び開発のサービス	
	(a) 自然科学の研究及び開 発のサービス	(八四一) (八四二) (八四 三) (八四四) (八四五) (八 四九)	
	(b) 社会科学及び人文科学 の研究及び開発のサービ ス	(八五一) (八五二)	SS
(c) 学際的な研究及び開 発のサービス	(八五三)	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
			五二八

		D 不動産に係るサービス (a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国の領域内にあるもの）に係るサービス （八二二）		
	SS	SS	SS	SS
（2） る。 （1） 業務上の拠点が必要であ る。	（1） 業務上の拠点が必要であ る。	（4）（3）（2）（1） 制限しない。 制限しない。 制限しない。	（4）（3） 制限しない。 業務上の拠点が必要であ る。	（1） 業務上の拠点が必要であ る。 （2） 業務上の拠点が必要であ る。
（2） 制限しない。	（1） 制限しない。	（4）（3）（2）（1） 制限しない。 制限しない。 制限しない。	（4）（3） 制限しない。 制限しない。	（1） 制限しない。

			(八二二)
	E 運転者を伴わない賃貸 サービス (a) 船舶（注）に関する運 転者を伴わない賃貸サー ビス (八三一〇三) 注 日本国の船籍を有 する船舶の使用を通 じてサービスを提供 する場合には、当該	(b) 報酬を受け、又は契約 に基づいて行う不動産 (日本国の領域外にある もの)に係るサービス (八二二)	
SS	SS	SS	(4)(3) 制限しない。 業務上の拠点が必要であ る。
(4) 制限しない。 (3)(2)(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4)(3)(2)(1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4)(3) 制限しない。 制限しない。
(4) 制限しない。 法 (昭和二十四年法律第二 百二十八号)により、事前 の届出が必要である。	(3)(2)(1) 制限しない。 内航船舶貸渡業について は、外国為替及び外国貿易 法	(4)(3)(2)(1) 制限しない。 制限しない。	(4)(3) 制限しない。 制限しない。

使用を通じてサービスを提供する場合には、当該航空機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。

(a) 日本国籍を有する自然人

(b) 日本国の法律により設立された法人であつて、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国籍を有し、かつ、その議決権の三分の二以上が日本国の者によつて占められているもの

F (a) 広告サービス (八七二)	(八三二) 九 (八三一〇六一八三一〇)	(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス	(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五)
SS		SS	SS
(3) (2) (1) 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(e) 試験及び分析サービス (計量法(平成四年法律)	九 (八六六〇一、八六六〇 サービス	(d) 経営相談に関する サービス	(c) 経営相談サービス (八六五)	(b) 市場調査及び世論調査 (八六四)	
SS	SS	SS	SS	SS	
(3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) 制限しない。

		(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス (八六七六三**)	(八六七六四**)	第五十一号)の対象となるサービスを除く。」 (八六七六四**)
(f) に対する認定	特定計量証明事業者 に対する認定	(a) 特定計量器の定期検査のサービス (b) 特定計量器の検定のサービス (c) 計量証明事業(特定 計量証明事業を含む。) (d) 計量証明に使用する 特定計量器の検査の サービス (e) 計量器の校正等の に対する認定	SS (4) る。 (3) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要で ある。 (1) 業務上の拠点が必要であ る。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。
				(4) 制限しない。
				(4) 制限しない。

		(f) 農林業及び狩猟に付随 するサービス (八八二)	サービス
	SS	SS	
(八八三、五一五)	(h) 鉱業に付隨するサービ ス		
	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法（昭和二十五年法律第二 百八十九号）に従つて提供 しなければならない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
外国為替及び外國貿易法 により、事前の届出が必要		(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法（昭和二十五年法律第二 百八十九号）に従つて提供 しなければならない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。

		(i) 製造業に付随するサー ビス	
(b) (a)に規定するサービ ス以外の製造業に付隨	(a) 航空機産業、火薬類 製造業、皮革及び皮革 製品製造業、武器產 業、宇宙開発産業並び に生物学的製剤製造業 に関連するもの	(八八四**、八八五)	
SS			
(2) (1) 制限しない。 *	(4) 約束しない。 とができる。 約束しない。	(3) (2) (1) サービス提供者に付与す る許可の数は、制限するこ とができる。 約束しない。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
(2) (1) 制限しない。 *	(4) 約束しない。	(3) (2) (1) により、事前の届出が必要 である。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要 とするサービスは、日本國 の國民又は日本國の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。 である。

			(j) エネルギー流通に付隨するサービス (八八七)	するサービス
	(b) 約に基づいて行う熱供給の託送サービス	(a) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス		
SS				
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。	(4) (3) 制限しない。 制限しない。
(4) 制限しない。 である。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要である。	(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 により、事前の届出が必要である。	(4) (3) 制限しない。 制限しない。

(k) 次に掲げる業務以外の	<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国の領域内において人員をあつせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。） (八七二〇一、八七二〇二)</p> <p>(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事</p>	
(1) 業務上の拠点が必要である。	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 制限しない。 業務上の拠点が必要である。</p>	
(1) 制限しない。	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。＊</p>	

ものについて日本国の領域内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）

注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国の領域外から派遣してはならない。

(d) (c) (b) (a)

警備 港湾運送サービス 建設工事

あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた

(4) (3) (2)
る。
約束しない。
制限しない。
*
業務上の拠点が必要である。
約束しない。
制限しない。
*
業務上の拠点が必要である。

(4) (3) (2)
約束しない。
制限しない。
*
約束しない。
制限しない。
*

(m) 科学及び技術に関連す	(1) 警備業 (八七三。ただし、八七 三〇一を除く。)	(1) 調査サービス (八七三〇一)	九 (八七二〇三、八七二〇	上で政令で定める業務 (例えば、医療関係業 務)
SS		SS		
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	
(1) 制限しない。	(4) 約束しない。 である。 (3) 外国為替及び外国貿易法 により、事前の届出が必要	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	

(m) 日本国の領域内の土地	(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービスを除く。） （八六七五一、八六七五二） 注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 （八六七五一、八六七五二）
SS		
(1) 基本測量 (注1) 又は公	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

の測量サービス
(八六七五三、八六七五)

共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。

注1 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。

注2 「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を

国又は公共団体が負担し、又は補助して実施するものをいう。

(2)

基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。

(4) (3)

制限しない。

基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。

(4) (3)

制限しない。

(2)

制限しない。

			(m) 日本の領域外の土地 の測量サービス (八六七五三、八六七五 四)
(p) 写真サービス (八七五)	(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇 二、八七四〇三、八七四 〇九)	(n) 機器（船舶、航空機そ の他の運送機器を除く。） の保守及び修理 (六三三、八八六一一八 八六六)	
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(t) (八七九〇二) 信用調査のサービス	(s) (八七九〇九) 会議サービス	(r) (八八四四二) ス 印刷及び出版のサービ	(q) (八七六) こん包サービス
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。			

		(t) 回収代行のサービス (八七九〇二**)
	(a) 法律事件に係る法律 業務を構成しないもの	
(b) 法律事件に係る法律 業務を構成するもの (注)		
注 債権管理回収業 に関する特別措置 法（平成十年法律 第一百二十六号）に 規定する債権以外 の債権を譲り受け て回収する場合を 除く。	SS	SS
	(1) サービスは、自然人 (注)、弁護士法人又は債 権管理回収業に関する特 別措置法に基づき設立さ れた法人が提供しなければなら ない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
	(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(t) 複写のサービス (八七九〇四)	(t) 電話応答のサービス (八七九〇三)	
SS	SS	<p>業務上の拠点が必要である。</p> <p>サービスは、自然人、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	<p>(4) (3) (2) 制限しない。</p> <p>業務上の拠点が必要である。</p>
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	<p>(4) (3) (2) 制限しない。</p>

(t) 貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス (八七九〇九)	(t) 専門デザイン・サービス (八七九〇七)	(t) 郵便物の発送のサービス (八七九〇六)	(t) 翻訳及び通訳のサービス (八七九〇五)
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。			
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。			

		(t) エネルギー製造業に付 随するサービス（熱供給 業及び石油産業に関連す るもの）	
		SS	
	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	
	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必 要である。	

おける日本国との約束
は、運送サービスの分
野に記載する。（「11

運送サービス」参照）

特定信書便事業によつ
て提供される信書の送達
のサービス

特定信書便事業とは、

民間事業者による信書の
送達に関する法律（平成
十四年法律第九十九号）

に定める次のいずれかの
信書便物に係る信書の送
達のサービスを提供する

事業をいう。

- (a) その長さ、幅及び厚
さの合計が九十センチ
メートルを超える、又は
その重量が四キログラ

SS

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

		(b) 差し出された時から 三時間以内に送達され る信書便物
	(c) その料金の額が千円 を下回らない範囲内に おいて総務省令で定め る額を超える信書便物	C 電気通信サービス
		基本電気通信サービス 音声電話サービス (七五二二)
		(a) パケット交換データ伝 送サービス (七五二三＊＊)
		(d) サービス (七五二三＊＊) 回線交換データ伝送 サービス テレックス・サービス
	SS	
	(3) (2) (1) 日本電信電話株式会社 (注)への直接的又は間接 的な外国資本の参加の割合 は、三分の一未満でなけれ ばならない。	制限しない。 制限しない。 制限しない。 注 日本電信電話株式会 社は、その地域会社の 発行済株式の総数を保
	(3) (2) (1) 日本電信電話株式会社及 びその地域会社の取締役及 び監査役は、日本国の国籍 を有しなければならない。	日本国は、次に定め る追加的な約束を履行 する。

		(f) ファクシミリ・サービ ス (七五二一**、七五二 九**)	有していなければなら ない。
	(g) 専用回線サービス (七五二二**、七五二 三**)	(4) 制限しない。	
	(o) その他	(4) 制限しない。	
日本国 の追加的 な約束			
適用範囲			
定義	この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。		
(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。			
(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。			
(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤			

- (d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。
- (e) (i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。
(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。
- (f) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。
- (g) (i) 不可欠な設備の管理
(ii) 当該市場における自己の地位の利用
- 1.1 競争条件の確保のためのセーフガード
- 1.1.1 電気通信における反競争的行為の防止
- 1.2 セーフガード
- 1.1 の反競争的行為には、特に次の行為を含む。
- (a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。
(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c)

競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d)

不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であつて他のサービス提供者がサービスを提供するため必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようになること。

2

相互接続

確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)

差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)

サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対しても当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

- (c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。
- コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

- (a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

- (b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であつて、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

- (a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手順又は手順
- (b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。
- (c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であつて、明確に定められ、及び妥当なもの
- (d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.5 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.6

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(j) 情報及びデータベース のオンラインでの検索 サービス	(七五二三**)
(k) 電子データ交換 (ED I) サービス	(七五二三**)
(l) (七五二三**)	(1) 高度ファクシミリ及び 付加価値ファクシミリの サービス (蓄積及び転送 並びに蓄積及び検索を含 む。)
(m) コード及びプロトコル の変換サービス	(七五二三**)
(n) 情報又はデータのオン ラインでの処理サービス (取引の処理を含む。)	(八四三**)

(4) は、三分の一未満でなければならぬ。

注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

(4) 制限しない。

注 有しなければならない。

(d) 送 サ ー ビ ス	(c) ラ ジ オ 及 び テ レ ビ の 放	(b) (九 六 一 二) 映 画 の 映 写 サ ー ビ ス	(a) ス (九 六 一 一) 映 画 及 び ビ デ オ テ ー プ の 制 作 及 び 配 給 の サ ー ビ ス	D 音 響 ・ 映 像 サ ー ビ ス (o) そ の 他
		SS	SS	
(2) (1) 制 限 し な い。 約 束 し な い。	(4) (3) (2) (1) 約 束 し な い。 約 束 し な い。	(4) (3) (2) (1) 約 束 し な い。 制 限 し な い。	(4) (3) (2) (1) 制 限 し な い。 制 限 し な い。	
(2) (1) 制 限 し な い。 約 束 し な い。	(4) (3) (2) (1) 約 束 し な い。 約 束 し な い。	(4) (3) (2) (1) 約 束 し な い。 制 限 し な い。	(4) (3) (2) (1) 制 限 し な い。 制 限 し な い。	

				(七五二四)
E	D	C	A	(e) 録音サービス
その他	(五一七)	(五一三)	3 建設サービス及び関連のエ ンジニアリング・サービス 建築物に係る総合建設工 事	SS
				(4) (3) (2) (1) 制限しない。
				(4) (3) 約束しない。
				(4) (3) (2) (1) 制限しない。
				(4) (3) 約束しない。

		(五一、五一五、五一)
	(a) これらとのサービスで鉱業に関連しないもの	(八)
(b) これらのサービスで鉱業に関連するもの	SS	SS
(3) (2) (1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従つて提供しなければならない。	約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 業務上の拠点が必要である。
である。 外國為替及び外國貿易法により、事前の届出が必要である。	(3) (2) (1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従つて提供しなければならない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。

			(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
			(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
			(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律に より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。

(八九二九)

(a) これらのサービスで、

石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの

注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのため

SS

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

			に設置される市場で あつて、卸売場、自 動車駐車場その他の 前記の物品の取引及 び荷さばきに必要な 施設を設けて継続し て開場されるものを いう。
	(c) アルコール飲料に するもの	(b) 石油及び石油製品に 連するもの	
SS		SS	
(3) (2) (1) る免許の数は、制限するこ とによる。すな く、(3) (2) (1) る免許の数は、制限するこ とによる。すな く、	(4) 制限しない。 サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とによる。すな く、	(3) (2) (1) 制限しない。 により、事前の届出が必要 である。	
(3) (2) (1) 制限しない。 サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とによる。すな く、	(4) 制限しない。 により、事前の届出が必要 である。	(3) (2) (1) 制限しない。 外國為替及び外國貿易法 により、事前の届出が必要 である。	

	(d) 公共卸売市場において 提供されるもの	SS	(4) サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とができる。
(4) サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とができる。	(3) (2) (1) 約束しない。＊ サービス提供者に付与す る許可の数は、制限するこ とができる。	(4) 約束しない。＊ 約束しない。＊ 約束しない。＊	(4) とができる。 サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とができる。
(4) サービス提供者に付与す る許可の数は、制限するこ とができる。	(4)	(4)	制限しない。

		E その他 (a) 自動車両用燃料の小売 サービス (六一三)	
SS	SS		
(3) (2) (1) 制限しない。 サービス	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 サービス (六一三)	中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従つて提供しなければならない。
(3) (2) (1) 制限しない。 サービス である。 により、事前の届出が必要である。 外國為替及び外國貿易法	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 外國為替及び外國貿易法 により、事前の届出が必要である。	

ビスは、学校教育機関が提供する。

「学校教育機関」

でないものをいう。
約束しない。

(4)

でないものをいう。
約束しない。

(4)

とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2 いかなる提供の

態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位

その他の資格証明
の承認について適
用されるものと解
してはならない。

B 中等教育サービスであつ

て学校教育として提供され
るもの（注1）（注2）

（九二三一、九二三二、九

二二三）

注1 日本国の領域にお

いて学校教育として
提供されるこれらの

教育サービスは、学
校教育機関が提供す
る。「学校教育機

関」とは、小学校、
中学校、中等教育学
校、高等学校、大
学、短期大学、高等

(4) 約束しない。
い。
(3) 学校教育機関は、学校法
人が設置しなければならな

(4) 約束しない。
(3) (2) (1)
約束しない。
制限しない。

専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

注2

いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。

C 高等教育サービス（注1） （注2） （九二三一、九二三九） 注1　日本国の領域にお	SS
(3) (2) (1) 人が設置しなければならな 学校教育機関は、学校法	制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。	制限しない。

いて学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、高等学園学校、養護学校及び幼稚園をいう。

いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位

注
2

(4)
い。
制限しない。

(4)
制限しない。

その他の資格証明の
承認について適用さ
れるものと解しては
ならない。

	D 成人教育サービス (注 1) (注2) E その他の教育サービス (注1) (注2)	SS
その他の資格証明の 承認について適用さ れるものと解しては ならない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
その他の資格証明の 承認について適用さ れるものと解しては ならない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

承認について適用されるものと解してはならない。

注2

学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。

専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。

6 環境サービス
A 汚水サービス

(九四〇一)

D その他の 騒音除去サービス (九四〇四) 排気ガス処理サービス	C 衛生サービス及びこれに 類似するサービス (九四〇三)	B 廃棄物処理サービス (九四〇二)		
SS	SS	SS	SS	SS
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 *

(九四五)

自然及び景観の保護

(4)

制限しない。

(九四六)

その他の環境保護等

(4)

制限しない。

(九四七)

7. 金融サービス

この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書G A T S / S C / 四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。

日本国は、第八章、附属書五及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。

日本国は、附属書五第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。こととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従つて認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを見出されない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくマレーシアの領域内で日本国の領域内のサービス消費者に提供するサービスについては、第九十五条(v)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると

認める。

A 保険及び保険関連のサー
ビス

第九十五条(v)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関する市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づきこの分野において第九十六条から第九十八条までの規定及び附属書五の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB 3及び4の規定に基づく義務についてでは、次の条件及び制限に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が

(1) 制限しない。

必要である。

- (a) 日本国の領域内で運送される貨物

- (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

(2)

日本国の領域において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(2)

制限しない。

- (a) 日本国の領域内で運送される貨物
(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶

	B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	
	(4) 約束しない。	(3) 制限しない（注）。 注 保険仲介サービスは、日本国 の領域において提供が認められて いる保険契約について のみ提供することがで きる。
	(4) 約束しない。	(3) 制限しない。

8 健康に関するサービス及び社会事業サービス及							
	(4)	(3) (2)	(1)				
	約束しない。	制限しない。 拠点が必要である。	投資一任契約に係るサービスについては、業務上の 拠点が必要である。	3 及び 4 の規定に基づきこの分野において第九十六条から第九十八条までの規定及び附属書五の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解の B 3 及び 4 の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。			
	(4)	(3) (2)	(1)				
	約束しない。	制限しない。 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。	制限しない。				

		A 病院サービス (九三一一)		
		B その他にに関する健康サービス		
		救急車において行われる医療サービス (九三一九二)		
病院サービス以外の居住型の健康施設のサービス (九三一九三)				
(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(2) 約束しない。	(1) 約束しない。 * 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。
(4) 約束しない。	(3) 約束しない。	(2) 約束しない。	(1) 約束しない。 * 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。 限がないことを除くほか、約束しない。

	C 観光客の案内サービス (七四七二)	B 旅行業サービス (七四七一)	仕出しサービス (六四二三)	サービス（仕出しサービスを除く。） (六四一一六四三。ただし、六四二二三を除く。)
	SS	SS	SS	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

10 娯楽、文化及びスポーツの

サービス

A 興行サービス（演劇、生
演奏及びサービスのサービ
スを含む。）

(九六一九)

B 通信社サービス

(九六二)

C 図書館、記録保管所及び
博物館のサービスその他の
文化サービス

図書館及び記録保管所

(九六三一、九六三一
二)

SS

SS

SS

(4) (3) (2) (1)
制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

その他の娯楽のサービ	(九六四九一)	遊園地及び海水浴場のサービス	D スポーツその他娯楽のサービス	D スポーツに係るサービス	(九六三三)	その他の文化サービス	(九六三二)	歴史的な遺跡及び建造物の保存サービスを含む博物館サービス
			SS			SS		SS
(1) 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

			ス（他の分野に分類されているものを除く。） （九六四九九）
	11 A 運送サービス 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） (七二一一、七二一二)		ス（他の分野に分類され ているものを除く。） （九六四九九）
	SS		
	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない (注)。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）について は、制限しない（注）。	(4) (3) (2) 制限しない。	
	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない (注)。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）について は、制限しない（注）。	(4) (3) (2) 制限しない。	
	(1) (a) 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。 (b) 水先サービス (c) 船のサービス (d) 食料供給、給油及び給水のサービス ス		
注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場	注 日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場		

合において、対抗上の措置をとる旨の事

合において、対抗上の措置をとる旨の事

(e) ポートキャプテ
ン・サービス

ス

前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行

前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行

(f) 航行補助サービ
ス

ス

われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されて

われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されて

(g) 陸岸において行
うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）

ス

いるときは、対抗上の措置として、当該

いるときは、対抗上の措置として、当該

(h) 応急の修理サー
ビス

ス

外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止する

(i) びよう泊及び係留のサービス

ス

(a) 日本国の港への入港
(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し

(a) 日本国の港への入港
(b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し

(3) (2)
(a) 制限しない。

船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国 の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

(a) 日本国籍を有す

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、そ

(3) (2)
(a) 制限しない。

船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国 の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。

注 この分野において

「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。

(a) 日本国籍を有す

(b) 日本国の法律によつて設立された法人であつて、そ

の代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

(b)

国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。

(4)
(a)

船員については、日本
国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、
日本国の船籍を有する船舶において働くことはで

の代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

(b)

国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。

(4)
(a)

船員については、日本
国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、
日本国の船籍を有する船舶において働くことはで

A 海上運送サービス（補助 的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理 (八八六八**)	(c) 乗組員を伴う船舶（日 本国の船籍を有する船舶 を除く。）の賃貸 (七二一三)	
SS	SS	
(3) (2) (1) 約束しない。 * 一定の規模を超える船舶 の製造又は修理を利用する ことのできるドック又は船 台の設置又は拡張は、経済 上の需要を考慮しなければ	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(b) きない。 (3) (b) に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。
(3) (2) (1) 約束しない。 * 一定の規模を超える船舶 の製造又は修理を利用する ことのできるドック又は船 台の設置又は拡張は、経済 上の需要を考慮しなければ	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(b) きない。 (3) (b) に規定する業務上 の拠点との関連で雇用さ れている幹部について は、制限しない。

		(e) 押し船及び引き船の サービス (七二一四)		
		(f) 引揚げその他の救助 サービス、給水サービ ス、給油サービス及びご み収集サービス (七四五四、七四五九)		
	SS	SS	SS	SS
制限することができる 者のに付与する免許の数は、 東に関する注釈2に定義 するもの)	(3) (2) (1) 海上貨物取扱サービス (海上運送サービス(補 助的なサービスを含む。)) の分野における特定の約 束に関する注釈2に定義 するもの)	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 日本国政府が指定する港 においては、サービス提供	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。 制限しない。 制限しない。
	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 * 約束しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 * 約束しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) ならない。 制限しない。

			(注)。
コンテナー・ステーション及びデポ・サービス (海上運送サービス)	SS		注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。
(3) (2) (1) 日本国政府が指定する港	約束しない。 * 制限しない。	(4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる (注)。	注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。
(3) (2) (1) 制限しない。	約束しない。 * 制限しない。	(4) 制限しない。	

(補助的なサービスを含む。)の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの)

においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

(注)。

注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる

る。

(4) 日本国政府が指定する港

においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる

(注)。

注 公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる

る。

(4)

制限しない。

		海上運送の代理店サービス（海上運送サービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	海上貨物利用運送サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	SS	SS
(4) 業務上の拠点が必要である。	(3) (2) 制限しない。	事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。
(4) 事業の許可又は政府による。	(3) (2) 制限しない。	事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。

る。

事業の許可又は政府によ

る。

る登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とができるることをいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、マレーシアの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国の領域で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第九十五条(v)(i)に基づいて提供するサービ

スについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

- (a) 顧客と直接に連絡を取ることによつて海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。
- (b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）入手すること。
- (c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。
- (d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定の電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。
- (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること。
- (f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。
- 2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。
- (a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し
- (b) 貨物の固縛又は固縛の解除
- (c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社

に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B 内陸水路における運送	SS
(d) サービス (八八六八＊＊)	(3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。
	(3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。 一定の規模を超える船舶 の製造又は修理に利用する ことのできるドック又は船

(d) 第九十五条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	C 航空運送サービス	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス (七四五四、七四五九)	(e) 押し船及び引き船のサービス (七二二四)	
SS	SS	SS	SS	
(3) (2) (1) サービス提供者に付与す 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) 台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 制限しない。
(3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。	

E 鉄道運送サービス	D (七三三) 宇宙運送	(e) 第九十五条(c)に定義す るコンピュータ予約シス темのサービス	(e) 第九十五条(m)に定義す る航空運送サービスの販 売及びマーケティング	
		SS	SS	
	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 る許可の数は、制限するこ とができる。
	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。

(d) 鉄道運送機器の保守及	(c) 押し列車及び引き列車 のサービス (七一 一一三)	(b) 貨物運送 (七一 一一二)	(a) 旅客運送 (七一 一一二)
SS	SS	SS	SS
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) 制限しない。 である。 により、事前の届出が必要	(4) 制限しない。 である。 により、事前の届出が必要 (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *

(a) 旅客運送 (七一二二一、七一二一 二、七一二二三、七一二二	F 道路運送サービス	(e) 鉄道運送サービスの支 援サービス (七四三)	(d) 鉄道運送機器に関する 運輸者を伴う賃貸	び修理のサービス (八八六八**)
SS	SS	SS	SS	
(3) (2) (1) サービス提供者の数、	(4) 約束しない。 *制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(3) (2) (1) 外国為替及び外國貿易法	(4) 約束しない。 *制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 により、事前の届出が必要 である。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

一四、七一二二一一

サービス事業の数又はサー
ビスの産出量は、暫定的な
かつ無差別の原則に基づい
て制限することができる。

により、事前の届出が必
要である。

(4) サービス提供者の数、
サービス事業の数又はサ
ビスの産出量は、暫定的な
かつ無差別の原則に基づい
て制限することができる。

(4) 制限しない。

サービス事業の数又はサ
ビスの産出量は、暫定的な
かつ無差別の原則に基づい
て制限することができる。

業務上の拠点が必要であ
る。

(b)

貨物運送
(七一二三)

SS

(3) (2) (1)
約束しない。 *
制限しない。

サービス提供者の数、
サービス事業の数又はサ
ビスの産出量は、暫定的な
かつ無差別の原則に基づい
て制限することができる。

(3) (2) (1)
約束しない。 *
制限しない。

	(d) 道路運送機器の保守及 び修理のサービス (六一二、八八六七)	(c) 運転者を伴う商業用車 両の賃貸 (七一二四)	
	SS	SS	
る。 業務上の拠点が必要であ る。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 * 業務上の拠点が必要であ る。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 業務上の拠点が必要であ る。	(4) サービス提供者の数、 サービス事業の数又はサ ービスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。 業務上の拠点が必要であ る。
	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 * 業務上の拠点が必要であ る。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 * 業務上の拠点が必要であ る。	(4) 制限しない。

		(e) 道路運送サービスの支 援サービス (七四四)
	G (a) パイプライン輸送 燃料の輸送 (七一三一) (a) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う天然 ガスの輸送サービス	
		SS
(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 サービス提供者に付与す る許可の数は、制限するこ とができる。	(4) 自動車道事業のサービス 提供者に付与する免許の数 は、制限することができる。 る。
(4) 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 により、事前の届出が必 要である。	(4) 制限しない。 (3) (2) (1) 制限しない。

(b) び石油製品に 関連する 倉庫サービス (石油及	H すべての形態の運送の補 助的なサービス (a) 貨物取扱サービス (海 上運送サービスに るサービスを除く。) (七四一)	(b) 燃料以外の物品の輸送 サービス (七一三九)	(b) 報酬を受け、又は契 約に基づいて行う石油 の輸送サービス
SS	SS	SS	SS
(2) (1) 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *
(2) (1) 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *

(d) 通関業サービス（日本 の）	(c) 貨物運送代理店サービ ス（海上貨物利用運送 サービスに関するサービ スを除く。） (七四八)	(b) 石油及び石油製品に関 連する倉庫サービス (七四二)	(七四二)	サービスを除く。）	
SS	SS	SS			
(2) 業務上の拠点が必要であ る。	(1) 業務上の拠点が必要であ る。	(1) 業務上の拠点が必要であ る。	(4) 制限しない。	(3) 約束しない。*	(4) 制限しない。
(2) 制限しない。	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) 約束しない。*	(4) 制限しない。

		12 いづれの分野にも含まれないその他のサービス (九五、九七、九八、九九) 洗たく、クリーニング及び染色のサービス（洗たく物の回収サービスを除く。） (九七〇一。ただし、九七〇一一を除く。)	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 *	(4) (3) 制限しない。	

整髪及びその他の美容
サービス
(九七〇二一、九七〇二二)

(4) (3) (2) (1)
約束しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。
*

(4) (3) (2) (1)
約束しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。
*

附属書七（第八章関係） 第百一条に關する最惠国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	第一百一条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政 府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に對してのみ与えられ、又は行われる。	この措置の廃止	マレーシアにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本 国の者に与えられることを確保する必要がある。
	は、貿易の自由化に 関する将来の交渉の 結果に従つて検討さ れる。		この欄の記述は、明瞭性の ための情報であり、約束の一 部を構成するものではない。

<p>国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）</p>	<p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（日本国特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>
<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されいるときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止する</p>	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。</p>
<p>日本国の船舶運航事業者がマレーシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>	<p>日本国の船舶運航事業者がマレーシアにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>

(マレーシアの表は省略)

(e) 漁業に使用される他の船舶への補給